

令和元年第456回須崎市議会6月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです。

- 表紙
- 会期日程（6月定例会）
- 目次
- 本文

（定例会）

<u>6月5日</u>	開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
<u>6月13日</u>	一般質問
<u>6月14日</u>	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
<u>6月24日</u>	閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）

- 一般質問・関連質問目次

*各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。

- 議決一覧表（6月定例会）

*市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 5 6 回

須崎市議会 6 月定例会会議録

令和元年 6 月 5 日開会

令和元年 6 月 2 4 日閉会

須崎市議会

第456回須崎市議会6月定例会

会 期 日 程

自 令和元年6月 5日（水）
 会 期 》20日間
 至 令和元年6月24日（月）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	6/5	水	(開 会) 1. 会期の決定 2. 会議録署名議員の指名 (諸般の報告) 3. 議案上程 4. 提案趣旨説明、議案説明
2	6/6	木	休 会
3	6/7	金	
4	6/8	土	
5	6/9	日	
6	6/10	月	
7	6/11	火	
8	6/12	水	
9	6/13	木	一般質問
10	6/14	金	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
11	6/15	土	休 会
12	6/16	日	
13	6/17	月	
14	6/18	火	休 会（総務委員会）※ケーブルTV収録予定
15	6/19	水	休 会（産業建設委員会）
16	6/20	木	休 会（教育民生委員会）
17	6/21	金	休 会
18	6/22	土	
19	6/23	日	
20	6/24	月	委員長報告、表決（閉 会）

第456回須崎市議会6月定例会会議録目次

第 1 日 令和元年6月5日（水曜日）	
開 会	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	2
（諸般の報告） 1. 事務局長	2
市議案第1号～第14号	4
（提案趣旨説明） 1. 市長	5
（議案説明） 1. 市民課長	7
2. 税務課長	8
3. 長寿介護課長	10
4. 農林水産課長	10
5. 子ども・子育て支援課長	11
6. 総務課長	12
7. 建設課長	13
8. 総務課長	14
9. 建設課長	15
10. 農林水産課長	15
11. 副市長	16
12. 住宅・建築課長	16
第 2 日 令和元年6月 6日（木曜日） 休会	
第 3 日 令和元年6月 7日（金曜日） 休会	
第 4 日 令和元年6月 8日（土曜日） 休会	
第 5 日 令和元年6月 9日（日曜日） 休会	
第 6 日 令和元年6月10日（月曜日） 休会	
第 7 日 令和元年6月11日（火曜日） 休会	
第 8 日 令和元年6月12日（水曜日） 休会	
第 9 日 令和元年6月13日（木曜日）	
開 議	20
市議案第3号の訂正について	20
一般質問	
1. 西村泰一議員	21
（企画政策課長、市長、地方創生振興監、副市長、農林水産課長）	
2. 大崎稔議員	35
（市長、副市長、子ども・子育て支援課長、教育長、生涯学習課長、福祉事務所長、企画政策課長）	
【関連質問】①豊島美代子議員（生涯学習課長）	48
3. 森田收三議員	49
（市長）	
4. 佐々木學議員	59
（市長、元気創造課長、子ども・子育て支援課長、教育長、地方創生振興監、副市長）	
【関連質問】①豊島美代子議員（子ども・子育て支援課長、副市長）	74
△時間延長	75
5. 高橋立一議員	75
（市長、地震・防災課長、教育長）	
第10日 令和元年6月14日（金曜日）	
開 議	88
一般質問	
1. 柿谷悟議員	88

(教育長、地震・防災課長、生涯学習課長、市長、選挙管理委員会委員長)	
【関連質問】①大崎稔（生涯学習課長）	9 9
2. 豊島美代子議員	9 9
(市長、建設課長、企画政策課長)	
3. 宮田志野議員	1 1 3
(人権交流センター所長、学校教育課長、総務課長、市長、子ども・子育て支援課長、生涯学習課長、地震・防災課長、企画政策課長、建設課長、学校教育課長、農林水産課長)	
4. 海地雅弘議員	1 2 7
(市長、元気創造課長、地方創生振興監)	
△時間延長	1 3 9
【大崎稔議員の関連質問への答弁】生涯学習課長	1 3 9
議案審議	
市議案第 1 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 2 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 3 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 4 号	1 4 0
委員会付託	1 4 0
市議案第 5 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 6 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 7 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 8 号	1 4 1
委員会付託	1 4 2
市議案第 9 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 10 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 11 号	1 4 2
委員会付託	1 4 3
市議案第 12 号	1 4 3
採 決	1 4 3
市議案第 13 号	1 4 3
採 決	1 4 3
市議案第 14 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
陳情の付託	1 4 4
陳情文書表	1 4 5
第 11 日	令和元年 6 月 15 日 (土曜日) 休会
第 12 日	令和元年 6 月 16 日 (日曜日) 休会
第 13 日	令和元年 6 月 17 日 (月曜日) 休会
第 14 日	令和元年 6 月 18 日 (火曜日) 休会
第 15 日	令和元年 6 月 19 日 (水曜日) 休会
第 16 日	令和元年 6 月 20 日 (木曜日) 休会
第 17 日	令和元年 6 月 21 日 (金曜日) 休会
	《総務委員会》
	《産業建設委員会》
	《教育民生委員会》

第18日	令和元年6月22日（土曜日）	休会	
第19日	令和元年6月23日（日曜日）	休会	
第20日	令和元年6月24日（月曜日）		
開 議			149
市議案第1号～第11号、第14号、陳情第3号、第6号～第12号			151
（委員長報告）	1. 松田健総務委員会委員長.....		151
	2. 海地雅弘産業建設委員会委員長.....		153
	3. 佐々木學教育民生委員会委員長.....		156
（討 論）	1. 豊島美代子議員.....		158
	2. 森田收三議員.....		159
（採 決）		159～	162
議会議案第1号～第6号			162
（議案説明）	1. 松田健議員.....		162
	2. 佐々木學議員.....		166
（採 決）			168
閉会中の事務調査			168
字句等の整理			169
閉会挨拶（市 長）			169
（議 長）			170
閉 会			170
一般質問・関連質問目次（参考資料）			173
議決一覧表（参考資料）			183

第456回須崎市議会6月定例会会議録

須崎市告示第3号

令和元年6月5日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和元年5月29日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和元年6月5日（水曜日）午前10時開会

第1．会期の決定について

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第1号～第14号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君	2 番 佐々木 學君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 西山 慶君	6 番 松田 健君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 土居 信一君	10 番 高橋 立一君
11 番 海地 雅弘君	12 番 宮田 志野君
13 番 豊島美代子君	14 番 森田 收三君
15 番 大崎 宏明君	

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君
総務課長 梅原健一郎君

副市長 横畠 浩治君
地方創生振興監 椿原 信雄君
企画政策課長 國澤 豊君

プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
人権交流センター所長 久万 敏幸君
税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
長寿介護課長 吉本加津代君
環境保全課長 嶋崎 貴寿君
建設課長 里見 浩志君
福祉事務所長 井上 幸一君
教育長 細木 忠憲君
生涯学習課長 西田 功君
子ども・子育て支援課長 中山 明君

元気創造課長 西森 茂幸君
地震・防災課長 岡本 憲仁君
市民課長 馬場 砂織君
健康推進課長 森光 澄夫君
農林水産課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 小野修一郎君
水道課長 宮本 文彦君
学校教育課長 北川 洋子君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君

事務局職員出席者

局	長 小野 昌司君	次	長 池田知佐子君
主	監 濱田 尚己君		

午前10時 開会

- 議長（大崎宏明君） ただいまから第456回須崎市議会6月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会期の決定について

- 議長（大崎宏明君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの20日間といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって会期は20日間と決定いたしました。
-

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（大崎宏明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番高橋立一さん、11番海地雅弘さん、12番宮田志野さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

- 議長（大崎宏明君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 小野昌司君登壇〕

○事務局長（小野昌司君） おはようございます。御報告いたします。

市長より今期定例会に付議するため市議案第1号から市議案第13号までの13議案の提出があり、その写しを過日お手元に配付をいたしております。また、（その2）といたしまして市議案第14号の提出があり、その写しを議席に配付をいたしております。

今期定例会の説明員として、議長より市長と教育長及びその委任を受けた者に対しまして、また選挙管理委員会委員長には、一般質問の期間中、それぞれ出席を要請をしております。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成31年3月分、4月分の例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定による平成30年度須崎市一般会計予算及び下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、その写しを議席に配付をしております。また、地方自治法第243条の3第2項の規定による平成30年度須崎市土地開発公社の事業及び決算報告書、同公社の令和元年度の事業計画及び予算書につきましても議席に配付をいたしております。

また、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により平成30年度須崎市教育委員会の自己点検・評価シートの提出がありましたので、その写しを配付をいたしております。

地方自治法第100条第13項及び須崎市議会会議規則第166条第1項に基づく閉会中の議員の派遣報告及び3月定例会以降の議会日誌につきましても議席に配付をいたしております。

次に、第455回3月定例会で議決されました議会議案第1号全国知事会の米軍基地負担に関する提言の主旨に基づいて地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書ほか1件につきましては、平成31年3月25日付で、内閣総理大臣、衆参両院議長、その他関係する大臣に提出をいたしております。

続きまして、3月定例会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございます。第134回高知県市議会議長会定期総会、第81回四国市議会議長会定期総会の会議報告を議席に配付をいたしております。

また、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第1委員会室において閲覧に供しておりますので御参照お願いいたします。

なお、四国市議会議長会定期総会では、表彰規定に基づき同会の会長より表彰が行われました。受賞された議員の皆様には、項目ごとに議席番号順で御紹介させていただきます。まず、特別表彰でございますが、議員在職歴28年以上で豊島美代子議員、議員在職歴24年以上では北澤一男前議員、濱憲司前議員、議員在職歴16年以上では吉野寛招議員、西村泰一議員、大崎稔議員、海地雅弘議員、大崎宏明議員、議員在職歴12年以上では高橋立一議員、森田収三議員がそれぞれ受賞をされました。次に、一般表彰では、議員在職歴8年以上で土居信一議員が受賞されました。ここに謹んで御報告を申し上げます。

以上で報告を終わります。

須総発第 36 号

令和元年5月29日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年6月5日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第 1 号 専決処分の承認について
- 市議案第 2 号 専決処分の承認について
- 市議案第 3 号 専決処分の承認について
- 市議案第 4 号 須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 市議案第 5 号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 6 号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 7 号 専決処分の承認について
- 市議案第 8 号 専決処分の承認について
- 市議案第 9 号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について
- 市議案第10号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 市議案第11号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 市議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 市議案第13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

須総発第 46 号

令和元年6月4日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和元年6月5日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第14号 専決処分の承認について

日程第3 市議案第1号から第14号

○議長（大崎宏明君） 日程第3、市議案第1号から第14号までの14議案を一括議題といたし

ます。

△提案趣旨説明

○議長（大崎宏明君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。本日、6月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼を申し上げます。

初めに、去る6月2日に実施いたしました市内一斉清掃につきましては、休日の貴重な時間にもかかわらず、議員の皆様、市内各事業者の皆様並びに多くの市民の皆様に御参加をいただきました。心から御礼を申し上げます。

今後とも、明るく住みよいまちづくりを推進するための清掃活動や啓発活動を継続し、美化意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

さて、本定例会には、条例改正議案を初め14議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

初めに、平成30年度の決算見込みについてであります。

まず、一般会計の決算につきましては、歳入総額152億6,668万円、歳出総額144億181万円で、差し引き8億6,487万円程度の黒字となり、この額から令和元年度へ繰り越すべき財源3,751万円を控除した実質収支につきましても8億2,736万円程度の黒字決算となる見込みとなっております。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計で1,319万円程度、介護保険特別会計で897万円程度、後期高齢者医療特別会計で1,882万円程度の黒字決算となっております。

一方で、住宅新築資金等貸付事業特別会計におきましては、貸付金元利収入の確保に努めたものの、債務者を取り巻く厳しい経済状況等により、2億5,297万円程度の歳入不足となっております。不足する歳入を補填するため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき繰り上げ充用を行うことで、収支均衡を図ることとしております。

その他の特別会計につきましては、一般会計からの繰り入れにより、収支均衡となっております。

現在、国の経済財政諮問会議におきまして、地方の財政運営の指針となる「骨太の方針」の骨子案が議論されているところでありますので、今後における交付税を中心とした地方の一般財源の動向に注視しながら、安定的な財政運営の確立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会についてであります。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕まで、残すところ1年余りとなりました。

開幕に合わせて行われる東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、来年3月26日から7月24日の開会式当日まで、福島県を皮切りに全国各地で実施されることとなっており、本県におきましては、4月20日と21日の2日間にかけて行われる予定となっております。

具体的な走行ルートや時間等につきましては、今後、大会組織委員会等により協議が進められ、12月ごろに公表されるとお聞きしておりますが、本市もルートに含まれているとのことですので、聖火リレー当日は、多くの市民の皆様に応援、御観覧いただき、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を身近に感じていただきたいと考えております。

また、本年11月にはチェコ共和国カヌー代表チームの事前合宿が予定されております。合宿中は、ホストタウン事業による市民の皆様との交流事業を実施し、チェコ共和国との友好と親善を図ることで、本市における一層の生涯スポーツの振興や地域活性化にもつなげてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高台整備の検討調査についてであります。

本市では、南海トラフ巨大地震の津波に対する事前防災の観点から、高台整備について検討を行っており、昨年度には国の支援事業を活用し、「須崎市における高台整備による地域活性化のための基盤整備検討調査」を実施いたしました。これは、本市における高台整備事業の実効性及び官民連携手法の導入可能性について調査したもので、官民連携に最適な事業範囲についての検討や、整備適地候補地の選定、官民連携手法を活用した場合の概算総事業費の試算などを基に、事業実施に当たっての基本方針やスケジュール、そして今後の課題及び展望等について整理を行っております。

これらの調査により、市内製造業者の高台移転に必要な工業用地の整備や災害拠点病院の高台移転の必要性が明らかになったこと、また官民連携手法を導入した場合の事業費の圧縮効果が認められることから、引き続き高台整備事業の推進に向け、具体的な調査検討に取り組んでいくことといたしました。

このため、本定例会へは高台整備のための官民連携手法を導入した場合の、より詳細な調査を行うための委託事業費の予算案を上程いたしております。この調査により、民間参入の見通しや本市の財政への影響などを総合的に検討し、事業を進めるかどうかの判断を行うことといたしております。

次に、市政懇談会についてであります。

本年度も住民自治の確立と市民協働によるまちづくりを推進するため、市民の皆様と直接意見交換する場として、公民館単位の8カ所において市政懇談会を開催することといたしました。

懇談会におきましては、本市の主要事業の進捗状況や重要施策などを御説明いたしますとともに、それぞれの地域が抱えている課題、あるいは市政に対する皆様の率直な御意見や御提言をお聞きし、まちづくりに反映させてまいりたいと考えております。

なお、開催時期につきましては、昨年と同様に7月から8月の間で日程調整をしており、詳細が決まり次第、広報等により御案内をいたします。お住まいの地区以外の会場でも構いませんので、お誘い合わせの上、ぜひ御参加くださいますようお願い申し上げます。

次に、市立図書館の整備についてであります。

庁内におきましては、須崎市立図書館整備検討委員会にて昨年度に行ったワークショップの意見をもとに、「須崎市立図書館整備に向けて」と題した基本的な考え方を取りまとめたところであります。

この中では、図書館を子供から高齢者まで全ての市民が気軽に日常的に利用するとともに、教養・生活の向上、そして地域文化の創造に寄与する施設とし、整備の重点ポイントを「市民の思いと可能性を広げる場」、「コミュニティづくりの場」、「先人の思いにふれ、未来を考える場」、「すべての市民の居場所」、「須崎の魅力に出会える場」として取りまとめたものであります。

今年度はこれを踏まえ、整備の基本構想を策定してまいりたいと考えております。そのために有識者の方々の御意見とともに、ワークショップで参加のなかった児童・生徒などの若者や子育て世代など、広く市民の声をお聞きすることを検討しております。

続きまして、本定例会に提出いたしました議案につきまして若干の御説明を申し上げます。

市議案第1号及び市議案第2号につきましては、地方税法等の一部改正等に伴う須崎市国民健康保険税条例及び須崎市税条例等の一部改正について、市議案第3号につきましては介護保険法施行令の一部改正等に伴う須崎市介護保険条例の一部改正について、それぞれ専決処分の承認をお願いするものであります。

市議案第4号につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、新たに条例を制定しようとするものであります。

市議案第5号及び市議案第6号につきましては、法令等の改正に伴い条例の一部改正を行うものであります。

予算につきましては、市議案第7号及び市議案第8号並びに市議案第14号の各会計の専決処分の承認、市議案第9号から市議案第11号までの各会計の補正予算案、合わせて6議案を提出いたしております。

その他の議案といたしまして、市議案第12号及び市議案第13号の人事案件について提出いたしております。

以上、本定例会に14議案を提出いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、関係課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 続いて、議案の説明を求めます。

市民課長。

〔市民課長 馬場砂織君登壇〕

○市民課長（馬場砂織君） 市議案第1号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書1ページから3ページでございます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平確保及び中低所得者の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行うとともに、軽減判定所得の基準の見直しにより軽減対象を拡大するものであります。

議案書 3 ページをごらんください。

第 2 条第 2 項の改正は課税限度額の改正で、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を現行の 5 8 万円から 6 1 万円に引き上げるものであります。これにより、課税限度額は 9 3 万円から 9 6 万円に引き上げとなります。

第 2 1 条の改正は、国保税の軽減対象となる判定基準の見直しでありまして、所得基準額を引き上げることににより 5 割及び 2 割軽減の対象世帯を拡大するものでございます。5 割軽減では、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 1 人 2 7 万 5, 0 0 0 円としておりましたが、これを 2 8 万円に改め、2 割軽減では、被保険者の数に乗すべき金額を 5 0 万円から 5 1 万円に改めるものであります。

なお附則として、第 1 条において、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行するとしております。第 2 条では適用区分として、改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は平成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 税務課長。

〔税務課長 北川幸一君登壇〕

○税務課長（北川幸一君） 市議案第 2 号専決処分の承認についてを御説明いたします。

議案書 4 ページから 1 7 ページでございます。

この議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 1 年法律第 2 号）等が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により御報告申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

改正の概要は、住宅ローン控除の拡充、市町村等に対する寄附金にかかる寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度の見直し、子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、軽自動車税のグリーン化特例及び環境性能割の見直し、大法人の電子申告義務化に伴う規定の見直しなどのほか、改正に伴う規定の明確化や条ずれ、項ずれの措置、字句の所要の整理を行うものでございます。

それでは、条を追って御説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。

まず、第 1 条の改正内容について御説明いたします。

第 3 4 条の 7 の改正は、ふるさと納税制度の見直しの伴う改正でございます。

附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、住宅借入金特別控除について、適用期間を 2 年間拡充するとともに、申告要件を廃止するものでございます。

附則第 7 条の 4、附則第 9 条、附則第 9 条の 2 の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴う項ずれ、字句の修正、字句の整理でございます。下から 1 0 行目から 7 ページの 1 3 行目までの附則第 1 0 条の 2 の改正は、地方税法の改正にともなう項ずれ等の修正でございます。

議案書 7 ページ、1 4 行目からの附則第 1 0 条の 3 の改正は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋にかかる固定資産税の減額措置の規定を第 6 項として追加し、それに伴う項ずれ等を修正

するものでございます。

議案書 7 ページ、下から 5 行目から 9 ページ 2 行目までは、附則第 10 条の 4 として、平成 28 年熊本地震にかかる固定資産税の特例の適用についての規定を追加するものでございます。

議案書 9 ページ 3 行目から同ページ下から 2 行目までの附則第 16 条及び附則第 16 条の 2 の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、3 段階で改正するもので、まず重課を平成 31 年度に限定し、平成 29 年度分の軽課を削除するものでございます。

議案書 9 ページ、最終行から 10 ページの 3 行目まで、附則第 22 条の改正は、法改正に伴う字句の整理等を行うものでございます。

次に、第 2 条の改正内容について御説明いたします。

第 36 条の 2 の改正は、申告書記載事項の簡素化のため、第 7 項以下を繰り下げ、第 6 項の次に 1 項を追加するものでございます。

第 36 条の 3 の 2 の改正は給与所得者の、続く第 36 条の 3 の 3 の改正は公的年金等受給者の市民税扶養親族申告書について、それぞれ子供の貧困対策として非課税対象に単身児童扶養者が追加されたことに伴う所要の改正でございます。

第 36 条の 4 の改正は第 36 条の 2 の改正に伴う規定の整備でございます。

議案書 10 ページ下から 8 行目から 11 ページの 12 行目まで、附則第 15 条の 2 に 3 項を追加する改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

13 行目からの附則第 15 条の 2 の前に新たに 1 条加える改正及び附則第 15 条の 6 に 1 項を追加する改正は、軽自動車取得時の負担感を緩和するため、環境性能割を 1 % 軽減するものでございます。

24 行目から議案書 12 ページ下から 9 行目まで、附則第 16 条の改正及び 3 項の追加は、軽自動車税の重課の規定の整備及び平成 32、33 年度分の軽課の新設を行うものでございます。

議案書 12 ページ下から 8 行目から 13 ページ 9 行目までの附則第 16 条の 2 の改正は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について、新たに規定するものでございます。

続いて、第 3 条の改正内容について御説明いたします。

第 24 条の改正は、子供の貧困対策として非課税対象者に単身児童扶養者を追加するものでございます。

附則第 16 条及び附則第 16 条の 2 の改正は、平成 34、35 年度分の軽自動車税の軽課対象を電気軽自動車等に限った上で新設するものでございます。

第 4 条の改正は、須崎市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年須崎市条例第 18 号）のうち軽自動車税に関する部分を、今回の法律改正により改正するものでございます。

議案書 13 ページ最終行から 14 ページまでの第 5 条の改正は、須崎市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年須崎市条例第 15 号）のうち法人の電子申告について、災害等により電子申告できない場合の規定を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、第 1 条で施行期日をそれぞれ平成 31 年 4 月 1 日、6 月 1 日、10 月 1 日、平成 32 年 1 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日、4 月 1 日と規定し、第 2 条から第 4 条で市民税に関する経過措置を、第 5 条で固定資産税に関する経過措置を、第 6 条から第 8 条で軽自

自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 市議案第3号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

議案書18ページから20ページでございます。

本議案は、本年10月に予定されております消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する法令の一部を改正する政令が、本年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。これに伴い須崎市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

改正内容といたしましては、第3条第2項において、第1段階の第1号被保険者の保険料減額幅の引き上げにより、3万400円を2万5,340円に改めるとともに、軽減の対象を第2段階及び第3段階の第1号被保険者に広げるため、同条に第3項及び第4項を加えることとしております。

これにより、第2段階の第1号被保険者の保険料は、5万670円から4万2,230円に、第3段階の第1号被保険者の保険料は5万670円から4万8,980円に減額となるものでございます。

なお、附則として第1条において、この条例は平成31年4月1日から施行するとしており、第2条では適用区分として、この条例による改正後の須崎市介護保険条例第3条の規定は、平成31年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市議案第4号須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

議案書の21ページ、22ページでございます。

まず、本基金への積み立ての原資となります森林環境譲与税につきましては、本年4月に施行された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林経営管理法に定める新たな森林管理システムを推進するため、国の配分基準に基づき譲与されるもので、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等、森林整備に関する費用に充てる財源として積み立てるため、今回、本基金条例を設置するものであります。

条例の内容ですが、第1条で設置を、第2条では積み立てについて、第3条で管理、第4条にお

きましては運用益金の処理、第5条では処分について定めております。

そして、第6条は委任規定で、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 市議案第5号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の23ページから24ページでございます。

この条例改正につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布、施行されたことに伴いまして、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員の資格につきまして、都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者でなければならないとされておりましたが、研修需要に適切に対応できるように、政令指定都市もこの研修を実施できることとなったための改正でございます。

具体的な改正内容としましては24ページになります。放課後児童支援員の資格等について規定しました第11条第3項中、「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるとともに、改元に伴いまして、この際、平成の表記を令和に改めますため、附則第2項及び第3項中、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改めるものでございます。

そして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

引き続きまして、市議案第6号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の25ページから26ページでございます。

この条例改正につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布、施行されたことに伴いまして、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては26ページになります。保育所等の連携を規定した第7条第2項中、「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加えることによりまして、家庭的保育事業所等については、保育所の提供後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、確保を不要とすることができ、この場合におきましてはそれにかわるものとして国から運営の助成を受けている企業主導型保育事業所に係る施設、または自治体が運営費支援等を行っています認可外保育施設を連携協力を行うものとして、適切に確保しなけ

ればならないとするものでございます。

次に、食事の提供の特例を規定した第17条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改める改正につきましては、もとより乳幼児は乳児一般の意味ではございませんで、家庭的保育事業所等を利用している乳児及び幼児の意味であったことから、今回の改正に合わせて改めるものでございます。

居宅訪問型保育事業を規定した第38条中、「(平成24年法律第65号)」を削る改正につきましては、今回の改正に合わせて表記の整理をするものでございます。

次に、連携施設に関する特例を規定した第46条第1項を加えることによりまして、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

次に附則第3項は、「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改めることによりまして、事業者を限定して連携施設の確保を必要としない期限を5年間延長するものでございます。

そして附則としまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 市議案第7号、平成30年度須崎市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認につきまして御説明をいたします。

議案書27ページでございます。

本議案は、平成30年度須崎市一般会計補正予算（第8号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

主な補正の内容といたしましては、歳入では国・県支出金及びふるさと納税などの決算見込み、また起債の許可決定等によりまして、関連いたします費目ごとの調整を行ったものでございます。また、歳出におきましては決算見込みによります関連費目を調整いたしております。その結果、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億5,537万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額を、歳入歳出それぞれ154億4,011万5,000円とするものでございます。

予算書2ページの歳入をごらんください。

第12款分担金及び負担金では617万円、第14款国庫支出金では8,635万6,000円、第15款県支出金では1億6,143万1,000円、第17款寄付金では1億8,240万円、第18款繰入金では2,594万円、第19款繰越金では7,309万円、第20款諸収入では1,068万9,000円をそれぞれ事業費の確定や決算見込みによりまして減額いたしております。また、第21款市債につきましては、起債の許可決定等によりまして2億930万円の減額といたしております。

次に歳出でございますが、4ページ、5ページになります。

各款の内容でございますが、それぞれ決算見込み等によります減額更正でございます。第2款総務費で2億370万2,000円、第3款民生費で6,227万9,000円、第4款衛生費で5,140万円、第6款農林水産業費で1億7,108万4,000円、第7款商工費で190万円、第8款土木費で5,632万6,000円、第10款教育費で1億2,345万円、第11款災害復旧費で5,287万9,000円、第12款公債費で3,235万6,000円、それぞれ事業費の確定により減額更正するものでございます。

続きまして、6ページの第2表繰越明許費補正でございますが、第2款総務費第1項総務管理費、防災対策事業費100万円、都市防災総合推進事業費240万円、第10款教育費第2項小学校費、小学校管理費739万3,000円、第11款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、現年発生単独災害復旧費60万円につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから、追加補正をいたしております。

次に、第3表地方債補正でございますが、公共事業等から退職手当債までの6事業におきまして、事業費の確定等により総額2億930万円の減額補正をいたしております。

なお、7ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第8号専決処分の承認につきまして御説明申し上げます。

議案書は28ページになります。

平成30年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書30ページからになります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,672万3,000円を減額し、予算の総額を5億7,554万5,000円としようとするものでございます。

次に31ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳出では、第1款下水道費第1項下水道費、1億1,672万3,000円を減額しております。これに対します歳入では、第4款繰入金第1項他会計繰入金、101万1,000円を増額補正しておりますが、第3款国庫支出金第1項国庫補助金6,013万4,000円を減額更正し、第6款市債第1項市債5,760万円を減額更正しております。

続きまして、32ページの第2表地方債補正でございます。変更といたしまして、過疎対策事業を4,830万円から2,880万円を減額し、1,950万円に、同じく下水道施設整備事業を4,840万円から2,880万円を減額し、1,960万円としまして、地方債限度額を1億6,130万円に変更するものであります。

なお、詳細につきましては33ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） 議案書29ページ、市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、元号を改める政令の施行に伴いまして、「平成31年度須崎市一般会計予算」の名称を、「令和元年度須崎市一般会計予算」に改め、元号による年表示につきましても「令和」と読み替えるものとしております。

次に、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,241万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億1,241万8,000円とするものでございます。

次に3ページ、歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致関連事業費といたしまして、500メートルカヌーレーンの整備工事費2,000万円、及び高台整備事業費に1,958万円の計3,958万円、第3款民生費につきましては幼児教育無償化システム改修委託料に177万7,000円、第6款農林水産業費につきましては森林環境譲与税関連事業費として1,174万9,000円、第8款土木費につきましては地籍調査事業費及び道路新設改良費合わせて3,811万9,000円、第10款教育費につきましては図書館費1,485万5,000円を初め、文化会館改修工事費、坂内体験学習施設設計業務委託料など2,119万3,000円の補正となっております。

そして、これらに充当いたします財源といたしましては、2ページでございますが、特定財源といたしまして第15款国庫支出金を2,642万1,000円、第16款県支出金を2,042万8,000円、第19款繰入金を1,837万2,000円、第22款市債を3,010万円、補正計上いたしております。また、一般財源といたしまして第20款繰越金1,709万7,000円を合わせて補正計上いたしております。

次に4ページ、第2表債務負担行為につきましては、下水道及び漁業集落排水事業とともに包括的業務委託を行うクリーンセンター等運転維持管理等包括的業務委託に係る債務負担行為といたしまして、その期間を議決日から令和6年度までとし、限度額を2億4,065万7,000円としようとするものでございます。

次に第3表地方債補正でございますが、公共事業等を190万円減額し、辺地対策事業を2,420万円、過疎対策事業を780万円それぞれ増額した結果、全体で3,010万円増額により、総額17億1,580万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては5ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 市議案第10号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

議案書の30ページ、別冊補正予算書の12ページ、13ページでございます。

平成30年3月定例会におきまして、須崎市公共下水道施設等運営事業及び須崎市終末処理場及び雨水管きょ等維持管理業務に係る債務負担行為の議決をいただいておりますが、順次特定事業の選定、公表、募集要項の公表、現地説明会及び現地見学会を開催いたしまして、参加資格確認書の受付を行った結果、1グループからの参加表明がありまして、募集要項等の内容確認後、事業提案を受付を行いまして、優先交渉者を選定しております。

しかしながら、募集要項の策定、公表等に多大な時間を要したことから、平成30年度以内に契約締結までに至らず、債務負担行為の効力がなくなったことから、再度の債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度須崎市下水道事業特別会計予算」の名称を「令和元年度須崎市下水道事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものといたしております。

第1条で債務負担行為について定めるものでございます。

第1表をごらんください。須崎市公共下水道事業等運営事業、限度額5億1,419万4,000円、期間を議決日から令和21年度までとしております。また、須崎市終末処理場及び雨水管きょ等維持管理業務委託といたしまして、限度額を1億6,147万8,000円、期間を議決日から令和6年度までとしております。なお、須崎市終末処理場につきましては、国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後、運営権設定対象施設とすることとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 市議案第11号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の14ページからでございます。

今回の補正は、元号を改める政令の施行に伴い、名称を令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読みかえるものであります。

第1条で債務負担行為について定めるものでございます。

続いて15ページの第1表をごらんください。漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的業務委託について、期間を議決日から令和6年度までとし、限度額を2,118万9,000円として債務負担行為を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） 市議案第１２号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

議案書３２ページをお願いいたします。

本議案は、地方税法第４２３条第３項の規定に基づきまして、須崎市西崎町５番２号、結城英雄氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、３３ページに履歴書を掲載しておりますので、御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、市議案第１３号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

議案書３４ページをお願いいたします。

本議案は、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして、須崎市原町１丁目５番２号、辻慶太氏を人権擁護委員の候補者に推薦することにつきまして、議会の意見を求めるものでございます。

なお、３５ページに履歴書を掲載しておりますので、御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 小野修一郎君登壇〕

○住宅・建築課長（小野修一郎君） 議案書その２、１ページをお願いいたします。

市議案第１４号専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、平成３０年度決算におきまして、住宅新築資金等貸付金にかかる元利償還金に未納が生じたことにより、２億５，２９７万７，０００円の歳入不足となったことから、地方自治法施行令第１６６条の２の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰り上げ充用するため、令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第３項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書１ページをお願いいたします。

まず、元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、「平成３１年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の名称を「令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読み替えるものとするものでございます。

次に、今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ２億５，２９７万７，０００円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ２億７，８２４万１，０００円とするものであります。

それでは２ページ、歳出でございますが、第３款前年度繰上充用金第１項前年度繰上充用金として、２億５，２９７万７，０００円を増額し、歳入、第２款諸収入第１項貸付金元利収入として、２億５，２９７万７，０００円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては３ページからの事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 以上で議案の説明は終わりました。

○議長（大崎宏明君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

お諮りいたします。あすから6月12日までの7日間は議案下審査等のため休会し、6月13日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、あすから7日間は休会することに決しました。

6月13日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時56分 散会

第456回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

第1．市議案第3号の訂正について

第2．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員

1 番	吉野 寛招君	2 番	佐々木 學君
3 番	西村 泰一君	4 番	大崎 稔君
5 番	西山 慶君	6 番	松田 健君
7 番	柿谷 悟君	8 番	高橋 祐平君
9 番	土居 信一君	10 番	高橋 立一君
11 番	海地 雅弘君	12 番	宮田 志野君
13 番	豊島美代子君	14 番	森田 收三君
15 番	大崎 宏明君		

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長	中谷 卓也君	地方創生振興監	椿原 信雄君
総 務 課 長	梅原健一郎君	企画政策課長	國澤 豊君
プロジェクト推進室長	奥田 史雄君	元気創造課長	西森 茂幸君
人権交流センター所長	久万 敏幸君	地震・防災課長	岡本 憲仁君
税務課長兼固定資産評価員	北川 幸一君	市 民 課 長	馬場 砂織君
長 寿 介 護 課 長	吉本加津代君	健康推進課長	森光 澄夫君
環 境 保 全 課 長	嶋崎 貴寿君	農 林 水 産 課 長	楠瀬 晃君
建 設 課 長	里見 浩志君	住 宅 ・ 建 築 課 長	小野修一郎君
福 祉 事 務 所 長	井上 幸一君	水 道 課 長	宮本 文彦君
教 育 長	細木 忠憲君	学 校 教 育 課 長	北川 洋子君
生涯学習課長	西田 功君	子ども・子育て支援課長	中山 明君

事務局職員出席者

局	長 小野 昌司君	次	長 池田知佐子君
主	監 濱田 尚己君		

午前10時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。市長より市議案第3号の訂正の申し出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

須総発第52号

令和元年6月6日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案の訂正について

令和元年6月5日招集の須崎市議会定例会に提出した下記議案の一部に誤りがあり、須崎市議会会議規則（昭和43年須崎市議会規則第1号）第19条の規定により別紙のとおり訂正したいので、承認をいただくよう申し出ます。

記

市議案第3号 専決処分の承認について

（別紙省略）

日程第1 市議案第3号の訂正について

○議長（大崎宏明君） 日程第1、市議案第3号の訂正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。長寿介護課長。

〔長寿介護課長 吉本加津代君登壇〕

○長寿介護課長（吉本加津代君） 御説明を申し上げます。

さきに提出いたしました市議案第3号の専決処分の承認についてにつきまして、議案の一部に誤りがありましたので訂正することについて、御承認をお願いするものでございます。

訂正の内容といたしましては、19ページの本文中「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する法令の一部を改正する政令」を「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」に訂正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） お諮りします。

ただいま議題となっております市議案第3号の訂正については、これを承認することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第3号の訂正については、これを承認することに決しました。

日程第2 一般質問

○議長（大崎宏明君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 皆さん、おはようございます。

元号が令和に変わり初めての議会となりました。この令和の時代、市民の皆様が平和で、また幸せに暮らせますよう、心よりお祈りをいたしております。

それでは、令和になって一番最初の質問者として、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

平成30年7月30日、本市は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と地方創生に関する連携協定書を締結いたしました。同社は、全国の数多くの自治体と協議書を締結しており、そのことから地方創生の実現に向けた独自のノウハウを持っているのではないかという期待をいたしております。また、平成30年7月30日、当時では本市が高知県で初めての協定書を交わした自治体だと伺っております。

この連携協定書の内容をしてみると、第1条に目的を、第2条に5項目についての連携事項が記載されております。その内容は、（1）地域・暮らしの安全・安心に関すること、（2）防災・災害対策に関すること、（3）産業振興・中小企業支援に関すること、（4）観光振興に関すること、（5）その他、地方創生に資する取組に関することとなっております。

そこで、企画政策課長にお伺いをいたします。具体的にどのような取り組みがなされているのか。また、協定書締結に至った経過も含め、お伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） おはようございます。お答えいたします。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様との地方創生に関する連携協定につきましては、防災対策や産業振興など幅広い分野での事業活動を展開し、地域密着を掲げる同社と本市の意向が一致したことから、相互連携を強化し、地方創生の実現に向けた取り組みを進めるために、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様からお話をいただき、協定を締結いたしております。

協定を結んだ連携事項につきましては、西村議員御案内のとおり、地域・暮らしの安全・安心に関することから、防災、産業振興、観光振興など地方創生につながる幅広い分野となっております。

協定締結後、これまで連携事業の実施までは至っておりませんが、現在、同社の損害保険事業

でのノウハウを生かした暮らしや交通安全につながるイベントなどについて、検討・協議をしております。具体的な取り組みになりましたら、広報等で周知を図り、進めていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 今後いろいろな取り組みがなされると思いますので、期待をいたしまして見ていきたいと思ひます。

それでは、次に移ります。

本市のふるさと納税寄附金は、平成28年度9億7,400万円、平成29年度11億200万円、平成30年度13億1,600万円と、右肩上がりて堅調に推移をいたしております。また、本年6月よりふるさと納税の新制度移行に伴い、より厳格化になったことから、今まで制度を遵守してきた本市にとりましては、より一層の飛躍を期待できるのではないかと思うところでございます。

そこで、このふるさと納税の寄附金の一部を財源として、地元中小企業を支援するための補助事業を導入してはどうかという提言をさせていただきます。

高知市におきましては、平成27年度より省エネルギー機器導入事業費補助金という制度があり、昨年度は1,000万円、今年度は財政との協議の末、500万円になったというようなことでございますが、500万円の予算計上がされております。

内容といたしましては、継続して3年以上行っている中小企業基本法に定める中小企業者が、LED照明器具、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫の既設機器の入れかえを行う場合、上限50万円として購入金額の3分の1が助成されるものでございます。

本市におきましては、人口減少、景気低迷の中、地元で頑張っておられる中小企業を支援するため、このような制度を導入されてはどうかと思うわけでございます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

西村議員御案内のとおり、高知市におきましては市内の事業所の省エネルギー化を支援することで、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、高知市省エネルギー機器導入事業費補助金を設けられております。

一方、現状におけます本市の地球温暖化防止対策につきましては、平成29年3月に、須崎市地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、事業者に対する温室効果ガス排出抑制の基本方針といたしましては、LED照明や空調機器といった省エネ機器への更新ではなく、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進しており、そのために国や県の補助制度に関する情報提供を図ってまいりました。

しかし、単に地球温暖化対策だけでなく、本市の産業振興の観点から、省エネルギー機器への更新費用の一部を補助することで、市内の中小企業を支援することも必要であると認識をいたし

ておりますので、なお、高知市の事例も参考にしつつ、また、すさきがすきさ産業振興計画の見直しも視野に入れて、市内の中小企業に対する支援策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 前向きな御答弁、ありがとうございました。今後の検討に期待をいたしたいと思います。

次に移ります。

平成30年度より、市民税、固定資産税、軽自動車税、国保等、コンビニでの支払いが可能となりました。わざわざ金融機関に出向かなくてもいい。また、24時間支払いが可能となり、随分、利便性が向上いたしました。と同時に、収納率向上にもつながっているのではないかなと思うわけでございます。

しかし、時代は変わるもので、ここに来てクレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済での支払いができないかという声が高まっているのも事実でございます。政府も本年10月からの消費税増税に伴い、クレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済等の支払いに、2%から5%のポイントでの還元を実施するとの政策も打ち出されております。

また、経済産業省では、平成30年4月、キャッシュレス化推進を目的としてキャッシュレスビジョンを掲げ、2025年、キャッシュレス比率40%に向け、現在取り組んでおられます。

このように、国を挙げてのキャッシュレス化を推進される中、本市においても市税等の支払いをクレジットカードや電子マネー、スマートフォン決済で支払えるよう検討すべき時期に来ているのではないかなと思うわけでございます。市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の税務課におきましては、市民の皆様からの要望も多くありましたことから、平成30年5月よりコンビニ収納を導入し、市民の皆様の利便性の向上を図ってきたところでございます。また、水道課におきましても、本年中には水道料金をコンビニで収納できるように準備を進めておるところでございます。

クレジットカード決済、スマートフォンによる電子マネー決済でございますが、政府が2025年に開催される大阪・関西万博に向けてキャッシュレス化の普及を進めていること、また、10月の消費税増税時にはキャッシュレス決済利用者に対してポイント還元を行う施策などを打ち出し、キャッシュレス化に向けた取り組みを進めていることは御指摘のとおりでございます。

ただ、当市における支払いでのクレジットカード決済や電子マネー決済等の導入に際しましては、システム的大幅な変更やクレジット会社への手数料など、多額の経費が必要となるため、費用対効果について十分な精査が必要になると考えております。

また、税務課においてコンビニ収納の導入を開始して、まだ1年が経過したところでございますので、当面はその効果などを比較検討していきたいと考えておりまして、クレジットカード決済等の導入につきましましては近隣の市町村の状況も確認しながら、今後、研究を進めていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 今現在の状況というのを伺いました。もうそのとおりだと思います。システムの改修や、また手数料、財政基盤の弱い本市にとりましては、すごい大変負担になると思います。

そこで、国がやはり進めるのであれば、特別交付税の措置をとっていただくとか、手数料、システム改修分に関しましては、そういうようなこともやはり今後、全国市長会等を通じて提言もしていただきたい。そういうようなことも市長をお願いを申し上げます。

それでは、次に移らせていただきます。

2016年4月、電力関連事業における法改正が行われ、電力需要者への小売りが全面自由化されました。これにより、さまざまな会社で、ちなみに経済産業省での登録小売電気事業者は現在500社を超えているというようにもお聞きをいたしております。直接、消費者に電力を販売できるようになりました。今まで全国で大手電力会社10社、四国では四国電力さんが、発電・送電・小売りと独占していたものを、この小売り部門だけを開放することで約8兆円規模の新たな市場が生まれ、日本の経済にとっても大きな起爆剤になると考えられています。

経済産業省の調査では、90%以上の人が電力自由化については知っているという結果が出ているものの、全国のスイッチング率20.5%、これは平成30年9月時点の数字でございます。に対し、四国全体では14.1%と低調で推移をいたしております。

このことから、四国におきましては、周知が不足しているとも言えますし、また、電力会社を変えると急に電気がとまったりするのではないかという誤った認識をされている方が数多くいると思われます。

そこで、椿原地方創生振興監にお伺いをいたします。経済産業省の所管する新電力事業についての所見、今後は送配電分離とも言われておりますが、今後のこの流れ、そして、あわせて一例といたしまして、市役所本庁舎と総合保健福祉センターの平成30年の電気使用量と電気代金をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 地方創生振興監。

〔地方創生振興監 椿原信雄君登壇〕

○地方創生振興監（椿原信雄君） お答えいたします。

西村議員御指摘のとおり、2016年4月からの電力の小売り全面自由化により、家庭や商店など全ての電気の利用者が電気の購入先を自由に選ぶことができるようになりました。そして、さまざまな事業者が電気の小売市場に参入してくることになり、本年6月10日時点での新電力会社は全国で586社になっております。

このような状況のもと、新電力会社は市場規模が小さい地方への参入が少ないだけでなく、営業のウエートを大都市圏に集中させ、地方に力を入れていないケースが多くあり、結果として地方での競争が限定的になって自由化の恩恵が広がっていない傾向があるということは認識しております。

電力自由化につきましては、経済産業省の所管ではありますので、特にスイッチング率が低い

四国や東北、北陸などの地方での定期的な説明会やイベントの開催などを通じて、全国の隅々まで自由化の恩恵を届ける必要があると考えております。

次に、送配電分離を含む今後の電力自由化の方向性についてですが、送配電につきましては、送配電網全体で電気の需要と供給のバランスをとる需給管理や電柱や電線など送配電網の建設、保守業務についてのスケールメリットの観点などから、1社が一元的に行う方が効率的であるという状況がございます。

こうした背景から、送配電に関しましては、発電や小売りのように単なる自由化で新規参入を促す方法ではなく、これまでのように1つの事業者が地域独占的にサービスを提供する形態は残しつつも、さまざまな事業者が送配電網を公平に利用できるようにするための仕組みづくりを現在、経済産業省で検討しているところでございます。

最後に、市役所本庁舎と総合保健福祉センターの平成30年の電気使用量とその代金についてですが、電気使用量は52万9,316キロワットアワー、電気料金は1,327万369円となっております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうもありがとうございました。本当に詳しい御説明をいただきました。本当に参考になりました。

先月でしたか、祝賀会があり、道の駅へ行っておりました。ちょうど私の席の隣が道の駅の駅長さんでございまして、新電力の話になり、道の駅は1割安い電気代の契約をされているとのことをお伺いいたしました。コスト縮減に向けて本当に努力して取り組まれているなというような思いもいたしたところでございます。

先ほど一例といたしまして、市役所本庁舎、総合保健福祉センターの電気料金、これは1年間で約1,327万円とお伺いいたしました。これは一例としてお伺いしたわけですが、市の公有財産、公民館や水道課、また指定管理をされております文化会館やスポーツセンター等々あると、かなりの金額になるのではないかと思います。

そこで、市長にお伺いいたします。コスト縮減のためにも、新電力への移行は検討すべき課題とは思いますが、所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、お答えするまえに、前問に追加でちょっと補足させていただきたいんですが、コンビニ決済とかクレジットカード決済で、市長会への要望というお話が出ましたので、もう既に市長会としては交付税でお願いするという以外に、国が音頭をとって統一フォーマットなり統一システムをつくってコストを削減してくれということと、現在、手数料は各自治体と手数料をとる会社との間で、いわゆる交渉で決めておると、入札もあるんですけども、そういう現状がありますので、こういう公的な税金とかに限っては、やはり国が音頭をとって統一して安い手数料でやってくれというような要望をもう既に上げております。

御質問の件でございます。西村議員御案内の新電力移行につきましては、本市におきましても検討を行った経緯がございまして、現在の電力供給契約につきましては、コスト削減のみならず地域経済への影響や災害時などにおける緊急・応急・復旧支援等さまざまな観点から、総合的に判断させていただいたところでございます。

そしてもう1点は、現在、研究しておりますのは、自治体で電力会社を持つということを、ある程度の広域の自治体で、今、勉強会を持っておりまして、そちらの方向性も含めて、今後、やはり災害時にきちっと早急に復旧できるという観点も非常に大事だとも思っておりますので、そういうことも含めまして、コスト削減を実現していきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 前段の質問まで御丁寧に御説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

電力に関しましては、自治体間で連携してというようなお話も私も伺っていたところでございます。やはり自治体間で新たな電力会社を設立して安くするとか、災害のときにどうする、いろんな検討課題があると思いますので、それを含めて、ただ市民の血税でございますので、その観点も合わせて、今後、検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。

経済産業省四国経済産業局より2年の任期で出向されておられました椿原地方創生振興監が、今月末をもってその任務を終了し帰任されます。ものづくり補助金の獲得を初めインバウンド事業、また、地方創生全般に大変御尽力をいただきました。心より敬意と感謝を申し上げます。

2年間の須崎市での思い出、感想を含め総括を、椿原地方創生振興監にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 地方創生振興監。

〔地方創生振興監 椿原信雄君登壇〕

○地方創生振興監（椿原信雄君） お答えします。

須崎市には、内閣府の地方創生人材支援制度で経済産業省から派遣されてまいりましたが、あっという間に2年間が過ぎたというのが率直な感想でございます。私は出身が高松で瀬戸内生まれということもあり、以前から文化の違うであろう高知県にとっても魅力を感じていましたので、希望して須崎市に参りました。そして、楠瀬市長や横畠副市長の計らいもあり、伸び伸びと仕事をさせていただくとともに、管理職の皆様を初めとする職員の皆様や議員の皆様方に本当によくしていただき、すばらしい2年間を過ごすことができました。また、懇親会などにも数多くお誘いいただき、高知流の飲み方を会得することができたことも貴重な経験でした。

須崎市では、特に経済産業省から派遣されているということもあり、ものづくり補助金などの各種施策を市内企業に有効活用してもらうことに特に注力してきました。昨年度はサポートしていた4社全てが採択され、今年度は新たに4社のサポートに取り組み、経済産業省から派遣された意義はあったと思っております。

7月以降は、経済産業省の四国支店であります四国経済産業局に異動しますが、高松市にある

ということもあり、また四国中がフィールドでありますので、今後とも引き続き須崎市に積極的にかかわるとともに、須崎市の永久サポーターとして仕事に励んでまいりたいと思っています。

須崎市でお会いさせていただいた方々はすてきな人たちばかりで、私の大切な財産となりました。2年間、本当にありがとうございました。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうも本当にありがとうございました。永久サポーターの心強いお言葉をいただきました。今後とも本当によろしく願いいたします。

また、四国経済産業局に帰られましてもお体に留意をされ、今後の御活躍を重ねて心よりお祈り申し上げます。

続きまして、保育行政についてお伺いいたします。

平成15年に策定されました保育所統合計画、いわゆるエンゼルプランに基づき、平成17年10月、保育所の統廃合計画についての答申がなされました。市内11園をAグループからEグループの5グループに分けて統廃合を進めていくとの内容で、その計画に基づき現在に至っております。

昨年の12月議会、また本年3月議会で示されましたよう、今年度、令和2年3月をもって5つのグループの統廃合がなされるという認識を、私はいたしております。

また、本年3月議会においては、本年度の当初予算、通園バス購入費1,500万円の計上について、賛成多数で可決されました。私は、その修正案決議に際し、議長、議員各位のお取り計らいをいただき、緊急質問をさせていただきました。安和地区から上分保育園へ、また南地区から多ノ郷の日の出保育園を経由し、新統合保育園への園児送迎のための通園バス2台の購入の賛否について、本年度末、着実に統合されるという決意がおりなのか、市長の認識をお伺いいたしました。市長より、計画に沿って進めていくという答弁が返ってきましたので、それならば代替の通園バスが当然、必要であるという思いで賛成をいたしました。

そのような経過を踏まえ、何点か質問をさせていただきます。

まず、あえて確認の意味を込め質問をさせていただきます。

通園バス購入予算が可決された中、通園バス利用をされる予定のBグループ安和保育園、Cグループみなみ保育園・日の出保育園については、今年度末をもって閉園という認識でよろしいですか、市長の認識をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これまでも御説明申し上げておりますので、簡潔に御答弁を申し上げたいと思います。

西村議員がおっしゃいましたとおり、今までどおりの説明の内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 了解をいたしました。そういう市長のお答えでしたので、私の質問に対してそういう答えが返ってきたということで受け取り方をさせていただきます。

続きまして、この通園バス購入について、お伺いをいたします。

通園バス購入については、発注から納車まで一定の期間が必要になってくると思います。そうしたことを踏まえると、できるだけ早い時期に発注をしなければならないと思いますが、どのような計画で進めていかれるのでしょうか。バスの規模も含め、この問題は副市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） おはようございます。

通園バスの購入については、入札・業者選定のために約1カ月、納車にはさらに3、4カ月ほどかかるということです。合わせますと5カ月近く要することになります。そのため、遅くとも10月中には入札手続を行う必要があるものと考えております。

また、バスの規模につきましては、幼児専用車としまして大人3人、子供39人乗りを予定しております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 2台とも同じ型式のバスというような認識でよろしいですか。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） はい、そのとおりです。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） また、予定の流れをお聞きいたしました。5カ月程度かかるということで10月には入札。やはり10月の入札について、どうこう言うわけじゃないですけど、やはり想定外の事態がひょっと起こり得る可能性もあるかもしれません。例えば災害等により納車がおくれるとか、そんなこともあると思いますので、できるだけ早い時期での検討がいいんじゃないかというようなことを私の感想として思います。

次に移ります。Dグループあおい保育園、大間保育園の統合について、お伺いをいたします。

この2園の統廃合についても、昨年12月議会に統合時期について、本年度末をもって統廃合ということを明言されております。また、あおい保育園の保護者の方々においては、統合について一定、理解を得ているように私は認識をいたしております。予定どおり今年度末、あおい保育園は閉園とし、大間保育園への統合をされますか。市長に御確認をいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これまでのあおい保育園の保護者会との話し合いを受けまして、本年度末、大間保育園への統合という方向で保育協会と調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 了解いたしました。

続きまして、統合後の保育園の定数に関して伺いをいたします。

Bグループ上分・安和保育園の統合につきましては、平成31年4月現在、上分保育園定数65人に対して園児数39人、安和保育園27人、両園合わせて66人ですので、上分保育園の定数65人とほぼ同数で、さほど問題はないかと思います。そして、Cグループ日の出・吾桑・みなみ保育園の平成31年4月現在の合計の園児数は169人で、新設の統合保育園の定数は190人ですので余裕がございます。

しかしながら、ここで問題となってくるのがDグループ大間保育園、あおい保育園についてでございます。大間保育園の定数90人に対し園児数が61人、あおい保育園が62人、両園合わせて123人ですので大きく定数を上回っているわけでございます。大間保育園自体の定数を多少増員するのは可能だとは思いますが、それにしても大きく定数を上回っているわけでございますので、そのオーバーする園児については一定、余裕のある新設の統合保育園や須崎保育園に移っていただくのか検討しなければならないと思います。

そのあたりの方針を含めまして、副市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 大間保育園については、現在、認可定員が90人となっておりますけど、かつて児童数が多かったときは120人の定員で運営していた時期もありますので、まずは認可定員をふやすことで対応することになります。その上で受け入れができない児童が生じること考えられますので、来年度の保育園入所の申し込み状況によっては、保護者の第2希望の園等への入園をお願いしなければならないこともあるものと思っています。

その際には、保護者の状況に十分に配慮して決定させていただきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） どうもすみません。今の段階で、この質問が果たして適切だったかなと今ちょっと自分も思うところがございますが、いろいろな対応をまたしていただきたいと思います。どうもすみません、またよろしく願いいたします。

続きまして、保育園の園舎の耐用年数についての質問をさせていただきます。

Bグループ統合予定の上分保育園の建築年度は昭和52年で、またDグループの統合予定の大間保育園の建築年度は昭和53年で、いずれも40年以上経過をいたしております。鉄骨・木造等の構造の違いにより耐用年数も変わっていくとは思いますが、並行して建てかえを検討していかなければならない時期に近づいているのではないかなと思うわけでございます。副市長の所見をお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） 上分保育園、大間保育園につきましては、議員おっしゃるとおり確かに施設は古くなってきております。しかしながら、まずは現在の統合計画を実現させることを優先しなければならないものと考えております。

建てかえについては、その後、園児数の推移等も勘案しながら検討していかなければならない課題であると認識しております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） まずは統合計画を優先。そのとおりでございますので、その後、またあわせて検討していただきたいと、この問題は思います。

次に移ります。

吾桑地区の地元住民の方々、また、吾桑保育園の保護者の皆様に対しましては、副市長、子ども・子育て支援課長、そして課職員の皆様が、5月22日は吾桑公民館、5月28日は尾殿集会所、6月3日は桑田山コミュニティセンターと、各地域に出向き、統合に対しての理解を得るため説明会を開催されております。

その説明会の資料をいただき拝見しておりますと、吾桑保育園の保護者アンケートの結果が掲載されておりました。その結果は、「大いに賛成」1、「どちらかといえば賛成」6、「反対であるが仕方ない」12、「どちらかといえば反対」7、「全く反対」8という結果になっておりました。この結果を見た場合、解釈の仕方がいろいろあるかと思いますが、「反対であるが仕方ない」を反対とみなした場合、34人中27人が反対となり、大きく反対が多いということになります。しかし、「反対であるが仕方ない」をやむを得ずではあるが統合に対する理解をしていただいたとみなすなら、34人中19人が何とか理解をしていただいたと見ることもできるのではないかと思います。

そして、この資料の結びとして、「以上のことから、吾桑保育園については、市の保育所統合計画に基づき、令和元年度末（令和2年3月末）をもって日の出保育園、みなみ保育園との3園により、現在、建設に向けて取り組んでいる新保育園に統合させていただきたいと考えています。しかしながら、保護者の皆様の了解をいただいていない状況（下記アンケート参照）であり、皆様の御意見、お気持ちを踏まえ、遅くとも9月までに統合の時期についての判断、決定をさせていただきたいと考えております。」と結ばれております。

9月末に最終判断をされるということでございますので、あえてこの場でお聞きはいたしません。執行部、また職員も幾度となく地元に出向き、理解を得るべく努力をされておられます。仕事とはいえ、時には厳しい意見を拝借し、精神的にショックを受けることもあろうかと思います。しかし、最終的には市全体の先を見据えた本市の代表職務執行者である市長の政治判断でございます。一言述べさせていただきますと、9月以降にこの件に関しましては質問をさせていただきます。

そして、この資料の中には、新統合保育園の開園後の保育内容、子育て支援等の保育メニューが、あくまでも計画といたしまして掲載されております。延長保育の実施、一時預かり保育の実施、ゼロ歳児保育の実施など、現在の保育メニューに加え、体験学習の実施、異文化交流（英語

活動)の実施、交流事業等、新たなメニューが加わっております。先進的な試みですばらしいことだと思います。今後は詰めの協議、検討が必要だとは思いますが、実現に向けての副市長の所見をお伺いいたします。

○議長(大崎宏明君) 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長(横畠浩治君) 統合保育園では、現在、須崎保育園で実施しています一時預かり保育及びゼロ歳児保育の実施を予定しています。あわせまして、子育て支援センターの設置により、保育園を利用されていない方も含めて子育てをされている皆様をサポートできる体制をつくっていきたいと考えております。これらのことについては、保育協会と実施することで確認をいたしておりまして、開園に向けて調整をお願いしていくことになります。

また、新たな取り組みとしまして、外国語指導助手による英語活動や異文化体験、多様な体験学習等を検討しています。特色のあるプログラムの実施により、より魅力ある保育園にしていきたいと考えております。

この外国語指導助手の派遣については学校教育課とも調整を図っておりまして、その他のプログラムについては、教育施設ではない保育園という枠の中でどういったことが実施できるのか、なるべく早くその方向性を具体化できますよう調整してまいりたいと考えています。

○議長(大崎宏明君) 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番(西村泰一君) どうもありがとうございました。期待をいたしております。実現に向けていろいろまだ詰めの協議もあると思いますが、よろしくお伺いいたします。

続きまして、新設の統合保育園の通園路について、お伺いいたします。

私は、多ノ郷小に通う子供がおりますので、この道についてはよく利用いたします。現在、急ピッチで道路の幅員工事をっております。また、完成後の図面も拝見いたしました。旧国道56号への出口部分では、右折、左折と2車線に計画をされており、今の現状ででき得る限りの検討をし、計画をされているなという感もございます。

左折側については、登坂車線を利用してスムーズに朝ヶ丘中学校方面へ走行できると思いますが、多くは右折、岩永・西崎町・緑町方面に向かう車ではないかと思うわけでございます。部分的な出口のみの2車線でございますので、右折が詰まれば必然的に渋滞が起こるのは言うまでもありません。ゆえに、吾桑側であれば、例えば鯛ノ川や尾殿、多ノ郷側であれば岩永や赤崎町方面に新設道路を並行して検討しなければならないのではないかと思うわけでございます。副市長の所見をお伺いいたします。

○議長(大崎宏明君) 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長(横畠浩治君) 旧国道56号への出口につきましては、警察や県などと協議をしまして、今できる最良の改良ということで現計画に至っております。議員の言われるとおり、出口の交通渋滞について懸念されるところではございますが、通園時にはガードマンを配置するなどして、万全を期して安全対策に努めていきたいと考えております。

このようなことから、現段階では新設道路については検討しておりませんが、実際の状況や将来的な予測なども勘案しながら検討していかなければならない課題であると考えております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 今のところの答弁というのは、その程度だと思います。すみません、その程度と失礼な言い方でございますが、今、言われた答弁しかなかなかできないと思いますが、また、できてから本当に大渋滞になって大変になっても困りますので、あわせて今後はまた検討課題に上がってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、副市長は今、通園時の安全対策、ガードマンを整備しての安全対策ということも言われました。それに関して、現在、多ノ郷小学校の拡幅工事のため、大きな矢板を敷いて工事をしております。見通しが大変悪いです。片側1車線しか使えてないような状況でございます。ただ、工事の時間は8時半ですか、9時から工事が始まりますか、ちょっと定かではございませんが、その時間はガードマンがついて交通整理をしているので問題はないと思います。ただ、一番あそこの道を使うのは登下校時、登校の7時40分から8時20分にかけてではないかと思うわけでございます。

確かにその時間帯は多くの車が来ますので、今、私のところに事故がないというようなこと、事故をされたという情報が入っていないのは本当に幸いなことだと思いますけど、今、本当に怖い状態でございます。やはり今の時期、例えば1時間手前にガードマンを配備していくのか、そういうようなことも検討していかなければならないと思います。今まで2車線で行けたものが今、出口部分も1車線になっております。子供の通学にも大変支障が出ているような状況でございますので、あわせて、それは質問ではございません。お願いをいたしておきます。

続きまして、当面する課題についての質問に移ります。

平成に入り、平成の一桁、10年代においては、浜田、中島、中氏、上分、角谷、池ノ内、そして安和地区では、団体営ではございますが、土地改良事業を導入してきました。現在の農業振興センター、当時の県の耕地課サイドの事業であり、あわせて、ふるさと農道での大谷、また池ノ内のトンネル整備もしてきました。

当時、地元選出の小松雅県議が、土地改良連合会の会長ということもあり、限られた県予算の中、獲得に向けて尽力させていただいておりました。私も平成7年4月から平成14年3月まで、土改連の職員でございましたので、須崎市の土地改良の推進を目の当たりにし、身近なものに感じておりました。そのことが現在の本市の施設園芸の発展に寄与されたということは言うまでもありません。

しかしながら、近年、本市においては土地改良事業が導入されておられません。一定、大きな地区は整備されつつあるという現状もあろうかと思いますが、ここに来て下郷地区での土地改良導入に地元の機運が高まってきております。そのことは当然、市長も把握されておまして、地元選出の国会議員の先生や土改連のほうにも相談をされているということも伺っております。

受益面積によって採択基準も違い、どの事業で整備するかという検討もしなければなりません。下郷地区においては受益面積10ヘクタールは確保できると思いますので、県営での圃場整

備事業にのるのではないかと私は思っております。また、やり方によっては以前より、また制度がよくなり、個人負担がゼロでいくのではないかとというようなことも伺っております。

土地改良事業導入に向けた今後の流れ、取り組みについて、農林水産課長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員御紹介のとおり、下郷地区では土地改良事業の実施に向けて昨年からは地元説明会を行い、地権者の合意形成がなされているところでございます。現在、実施に向けて検討しております事業につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業と言いまして、農地中間管理機構、高知県農業公社の指導のもと、農地を借りたい方と農業経営の効率化や規模拡大を図る担い手の中間的受け皿となつて、農地の集積・集約を進める事業であります。また、農地中間管理機構が借り入れた農地を都道府県が農業者の費用負担を求めずに実施する基盤整備事業でございます。

今後の取り組みとしましては、事業計画書作成に必要な担い手の確保と事業申請までに農地を借りたい方と農地中間管理機構との賃借権の設定に向け、関係機関と連携しながら取り組んでいく予定です。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 課長、すみません、ありがとうございました。

それは県営での事業というようなことかということと、それと、まず計画書を出してからそれが採択になり基本設計、また実施設計、一定の年数がかかるわけでございます。計画書は次年度に出されるというような認識でよろしいですか。再度お願いします。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） 議員御指摘のとおり、事業につきましては県営事業と考えております。また、令和2年度に事業計画を作成する予定となっております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 了解をいたしました。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

先日、明德義塾中高の寄本校長先生より、明德義塾中高において、本年11月の予定でカヌー部が創設されるというお話をお伺いいたしました。海洋スポーツパーク構想を推進し、ドラゴンカヌー大会やドラゴン甲子園の開催、オリンピックの事前合宿誘致、大学・社会人クラブのカヌー部合宿誘致等に取り組んできた本市は、今や「カヌーの町、須崎」と定着をしております。

そんな中、明德義塾中高がカヌー部を新設されるということは大変すばらしいことであり、また、明德義塾中高のクラブ活動に対する取り組みを鑑みますと、数年後には全国屈指の強豪校になるのではないかと大きな期待をいたすところでございます。

昨年来、当時の吉田圭一校長先生にカヌー部創設を打診されてこられた市長、そしてプロジェクト推進室長、その思いをこれほど早く実現されるという明德義塾の対応を本当にうれしく、重く受けとめなければなりません。

そこで、市長にお伺いいたします。明德義塾中高カヌー部新設に対する所見、また、練習場所の提供等を含めたどのような支援ができるのか。まだ現段階ではございますが、現段階での考えられる範囲のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 本市の海洋スポーツパーク構想におきまして、浦ノ内湾の恵まれた自然条件を生かし施設整備を進めてまいりました結果、全国でも有数のカヌースプリントのトレーニング場として評価されるようになってまいりました。地元の須崎総合高校や高知海洋高校は、新入生が入部し、トレーニングに励む一方、2年生、3年生は全国の舞台で活躍できるほどの成長が見られるようになってまいりました。

高知県はカヌー競技を強化指定しており、月に一度、須崎市カヌー場で県外から著名な指導者を招き合同練習を行っておりまして、県内の高校生のレベルも格段に上がってきたと感じております。

また、本議会には500メートルカヌーレーンの設置の予算を上程しておりますが、これによりましてトレーニング環境がさらに向上し、日常のトレーニングはもとより、合宿地としての活用もさらに増加していくものと期待をしております。

このような状況の中、昨年来、明德義塾中高等学校に、カヌー部の創設をお願いしておりました、当時の吉田校長先生がカヌー場を視察いただいた際には、カヌー部の創設に向けて取り組んでみようというお話をいただいておりますので、同校でのカヌー部の創設のお話は大変うれしく思っております。

明德義塾中高等学校は、御案内のとおり野球、卓球、剣道などさまざまなスポーツで全国の舞台で活躍されておりまして、カヌー競技につきましても全国での活躍が大いに期待をされます。県内のカヌー競技者と切磋琢磨され、高知県のカヌー競技のレベルも飛躍的に高まるのではないかと考えております。

支援策はとのお尋ねでございましたが、カヌー場の施設を活用していただくことはもちろん、指導者の配置も重要な要素でございます。当面は同校との協議を図りながら、競技団体等に協力いただき、指導者の情報の提供など創設されるカヌー部の支援を須崎市としても行ってまいりたいと考えております。

近い将来、浦ノ内湾で育った選手が世界の舞台で活躍する日が訪れることを楽しみにしております。

○議長（大崎宏明君） 西村さん。

〔3番 西村泰一君登壇〕

○3番（西村泰一君） 市長、本当に大きな夢が膨らみます。

現在、須崎総合高校、高知海洋高校の生徒さんも坂内で練習をされておられますので、これに

明徳が加われば、本当に切磋琢磨して、いい相乗効果が生まれるのではないかと思います。

一般質問はこれで終わりますが、最後に一言述べさせていただきたいと思います。

令和元年度、先ほども質問いたしました保育園の統廃合についても最終段階に入り、また、現在、検討されております小中学校の適正配置、これも近々答申が出されると思います。そういったことから、須崎市の今後10年、20年、その行く末にとって非常に大事な時期だと思うわけでございます。須崎市全体の利益を考えた場合、時として部分的には不利益を生じるところもあるかと思います。しかしながら市長は市全体の市長であり、財政をつかさどる長でございます。そういった意味からも大きなこの大局に立って、リーダーシップをいかに発揮していただきたいと思います。

私は市議会議員でございます。地域の市議会議員ではございません。市全体の市議会議員ということをついつも心がけております。そういった意味で、市長が大局に立った判断をするならば、市民全員に対する説明責任も、ともに負いたいと思いますので、一言述べさせていただきまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次質問を許します。大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 4番、大崎稔でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、まちづくりについて、お尋ねいたします。

本来なら、本日、私からの質問に関して、深く関係をいたしておりますので、本年度、策定予定の須崎市総合計画の進捗状況についてお聞きした上で質問すべきと思いますが、この件は後ほどにさせていただきます。

それでは、質問に移ります。

今まで何度も提案をさせていただいておりますが、安全・安心のまちづくりの観点からお尋ねいたします。市道等の今後の整備についてであります。

昨年度、実態調査をされたと思います。現状における須崎市の課題は十分把握されておると思いますが、今後、その整備に向けてはどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨年度、建設課で実態調査をしたわけでございます。現在、その調査結果を十分精査した上で、須崎市内全域のバランス、あるいは緊急度等を考慮いたしまして、一方で、

中期財政計画をも考慮しながら整備計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 基本的な考え方は理解をいたしております。今、御答弁をいただいたとおりであろうと思いますが、私はこの件は市民の皆様から最も多い要望であると考えております。実態調査も終わったのであれば、計画的な整備の方針を市民の皆様に明確に示すべきだと思いますが、その対応について、積極的に取り組むおつもりはないか、市長に再度お尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のとおり国の制度等も変わりまして、補助制度等が変わってきたわけでございます。市道整備に対する。その中で、やはり一番大きなテーマは、予算をどのように確保していくかと、その財源をどうするかというところでございます。このあたりは当市の財政担当と十分協議をしながら、市民の御要望にできるだけ添う形で計画をつくってまいりたいというふうに考えておるところでございますが、実際には先ほど言いましたバランス等の話でございますが、交通量の多い路線、利用頻度の高い路線等を優先的に、優先順位を上げて整備を行っていくということでございますけれども、本来的には市道の多くは日々の生活道等で利用されておりますので、計画を公表すべきじゃないかというお話でございますが、公表しますといろいろなまた違う側面も出てまいりますので、当市の中で予算確保をまず第一に考えて、財源をしっかり担保できるような形の計画をつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） この質問は、私、昨年12月の一般質問でも取り上げさせていただきました。そのときと同趣旨であったと思うところですが、ほぼ内容的には同じ答弁であるかなと思うところであります。

しかしながら、1つの提案もさせていただきたいと思いますが、本年度も開催予定であります。各地区の市政懇談会でも多くの意見が寄せられると思います。私は、市政懇談会において、そういういわゆる地域の困り事であるとかいうのも、もちろん聞く機会をつくらなければならないとは思いますが、市長も就任当時よりおっしゃっているとおり、各地区の市政懇談会においては、須崎市の将来像、夢を語る場であってほしいと、そういうのを目的に開催もしていただきたいと願っている一人でもございます。しかしながら、何か御意見はございませんかと問えば、一番身近な課題として、市道、農道、林道を含めて、やっぱり毎日、市民の暮らしに直結した課題として道路整備の問題が出てくると思います。

そういう中で、ふるさと納税でいただいた貴重な財源ではございますが、そういうことも有効活用をするよう検討もいただいて、今後、早急に整備計画を立てていただきたいと思うところでありますが、このふるさと納税の財源を活用していくという方向性について、市長答弁ができるようであれば、御答弁いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ふるさと納税を財源にする件でございます。

現在、給食センター建設費に毎年1億円を基金として積んでおります。そのほか地方創生関連の事業に振り分けておるわけですが、残りは大部分は基金に回しておるところでございます。

一方で、御案内のとおり、ことし6月からふるさと納税の法律が変わりまして、今後の寄附額の見通しというのが以前よりちょっと不透明になってきております。以前のように、昨年度は13億円ぐらいの非常にありがたい寄附金をいただいたわけですが、これはずっと続いていくかどうか、それを見込んだ形の計画にしてええものかどうかというのは、やはりことしを見てみないと、なかなか決められないんじゃないかというふうにも考えておるところでございます。新制度の影響がどれだけふるさと納税の寄附額に影響するかというところを、まず見きわめた上で、地方交付税のような安定的な財源ではないというのがふるさと納税でございます。そこをまず御理解いただきたいというのがございます。

その上で、ずっと今のレベルが続くようであれば、一定そういう財源的な措置、市道にということも考えられるというふうに思っております。

もう1点、安全・安心のまちづくりという意味におきまして、須崎市は他市に比べまして、水害に対するポンプ場の老朽化でありますとか水門でありますとか、そういうものに多額の維持・修繕をかけております。その中でやっぱり市道もその中に入ってくるわけで、同様に大事な問題ではありますけども、全体のまちを守る修繕費を見ますと、かなり多額のものが出ておるということも、一つ御理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 私の先ほどの提案というか、意見についても一定、念頭に置いて今後、市政執行に努めていただけると信じておるところでございます。

須崎市は、御承知のとおりでございますが、山があり川があり海があります。そういう中で安全・安心のまちづくりにつきましては、特に例えば津野町であるとか梶原町さんとは違う課題が当然ありますので、一定の費用がどうしてもかかってしまうというのは仕方ないことでございますが、しかしながら、そういうことも、いわゆる市政懇談会等でいろんな質問を受けたからという説明をするのではなくて、事前に例えば市長の冒頭の挨拶の中で、そういう現状も、市民の皆様は理屈はわかっていると思うがですよ。ところがやっぱり発信を十分まだされてない部分があって、どうしても一番の身近な課題について取り上げてしまうというのがあると思います。これは私たち15人の議員の責任でもあると思うところですが、やはりこちらからそういう詳しい説明もしていくというの、そういう姿勢も大事かと思っておりますので、間もなく本年度の市政懇談会も開催されるようでございますので、また、できれば参考にしていただけたらと思うところでございます。

本年度の予算の中でも、道路改修等に関する予算は一定増額、それは過疎債との兼ね合いとかいろいろあるようにも当然、認識はいたしておりますが、市長の思いはわかっているつもりでございます。しかしながら、それ以上にやはり老朽化も進んでおるし、四百数十キロという市道を

これから管理していくに当たって、やっぱり20年スパンで一定の方向性を出さんと、いろんな御意見をいただいたときに、順番にやっていますという説明もできない現実が、私たち議員にもあるわけです。そこは御理解をいただきたいと思います。

この辺にとどめまして、次の質問に移ります。

保育園の統合につきまして、何点か質問をさせていただきます。前段で西村泰一議員に答弁をされておりますので、一部重複する部分もあろうかと思いますが、私からも質問をさせていただきます。

まず、安和保育園の統合についてであります。地元及び保護者の皆さんに対する説明の状況と、あわせて統合先である上分保育園の地元及び保護者の皆さんへの説明はされているのか、副市長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） お答えいたします。

安和保育園の統合については、これまでに数回にわたり保護者、地元住民の皆様に対し説明をさせていただいてきており、直近では、ことし2月末に地元に対する説明会を行っております。

その後、4月末になりますけど、安和地区住民協議会の委員長様と安和保育園の保護者会長様らが市役所に来庁されまして、現在の状況について説明に来てほしいとのお話をいただきましたが、2月末の説明会以降、新たな展開がないため、せっかくお集まりいただいてもこれまでと同じ説明になる旨をお伝えしまして、その後、説明会は開催してないといった状況です。

これまで説明会を開催する中で、たくさんの御意見・御要望等をいただきまして、地元の皆様の地域に対する熱い思いについては大変重く受けとめております。そのことも含め総合的に検討いたしまして、9月中には最終的な判断、そして説明をしていく必要があると考えております。

これを受けまして、上分保育園には説明に上がる予定としております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 2月末の説明と、それから4月末のこちらへの話し合いの席にも、私もちょっと出席もさせていただいておりましたので、その内容については十分承知をしておるつもりですが、そのときのお答え、文書でお返しをされた、4月末の件でございますが、とは思いますが、現状、特に変化がないのでという先ほどの副市長の答弁であったとおりでございます。

確認でございますが、今現在、それ以降の安和地区、それから安和保育園保護者の皆様に対する説明はされていないということでありまして、あわせて統合先の上分保育園の地元であり、及び保護者の皆さんへも、いわゆる一定の9月に結論が出た段階で、説明に上がる予定というふうには先ほどの副市長の答弁では触れられたと思いますが、しかしながら、これは手順だけの話をするわけではないんですが、もう須崎市の方向性は一定、本日、改めて示されたわけでございます。

9月末をもって結論を出すということ自体が、何か申しわけないですが、時間稼ぎであったりアリバイづくりであるように私は感じるころがあって、結局9カ月しかないんですよね。バスの購入については5カ月程度要る、これはわかるわけですが。現時点で上分保育園の地域及び

関係者の皆さんにも確認をいたしました。何か風のうわさで聞いていますぐらいのお話しか答えが返ってきておりません。それは、どこが何を示されるのかは、例えば後ほども触れますが、保育協会との兼ね合いもあろうかと思いますが、もう少し、一定、市長の思いはもう決めておるといのであれば、手前から安和地区のみならず、上分地区にも御説明もあつてしかるべきではないかと思うところではありますが、関連してもう1点、質問をさせていただきます。

今までの方針どおりで、来年3月末をもって安和保育園が廃園となった場合、子供たちをどこに預けていただくかの意向調査はされているのか。これは私が答弁をここで言うのも変かもしれませんが、恐らく意向調査はされてないと思うんですが、先ほど御指摘させていただいた件も踏まえて、あえて意向調査はされているのかという点と、また、保育士の皆さんの配置や新たな雇用の必要性も発生する可能性もございます。保育協会との協議は進んでいるのか、副市長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 統合後、保護者の皆様がどの保育園を利用されるのかという意向調査については、議員も触れられましたが、まだ統合ということに理解が得られてない中で、調査は実施しておりません。

また、保育協会との協議ということでございますが、統合計画に沿って歩調を合わせて対応することとしておりますので、必要に応じて今も協議しながら進めております。

保育士の配置についても、来年度の保育園入所の申し込み状況により、保護者の希望を基本として調整させていただき、それに合わせて配置を決定していくことになります。

なお、雇用につきましては、現在も保育士が不足している状況ですので、保育協会に対しましては、職員の採用をお願いしているところでございます。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 先ほども触れましたが、ちょっとその対応が遅いんじゃないかと思うところがあります。保育協会との協議は、随時いろいろ必要に応じて一定されておるという答弁でございましたので、それは当然、良とせないかんわけでございますが、先ほども申しましたが、一応9カ月しかないんですよね。

そういう中で、いろんな課題があると思います。西村議員からの質問にもございましたが、例えば定員の問題、定数をふやせば上分なんかも、もちろん対応できるし、今現在でも定数をふやさなくても安和保育園の園児の皆さんが全員、通園バスで来られても対応できると思います。と思いますが、そんな単純なもんじゃないですよ。39人の子供さんが乗れる通園バスを新たに買われるということも、これも先ほど答弁があったわけですが、実際、安和保育園から上分保育園へほぼ全ての園児の皆さんが通うかというのは、意向調査をされてないということは、わかってない。統合先としては上分保育園ということを言われていますが、距離の問題であるとか、それから保護者の皆様の仕事の関係でありますとか、いろいろ考慮したら、例えば須崎保育園を希望される保護者の皆様もおいでるかもしれませんし、新たにできます統合保育園、そちらのほう

を希望される方もおいでとは思いますが。

しかしながら、通常の学校の校区と違いまして、保育園はいろんな事情により、あくまでも地域の基本はあっても、どちらへも、いわゆる枠内であれば通園できるということが前提にありますので、しかしながら、余り遅くなれば混乱をすると思います。これは保育園の直接の関係者の皆さんもそうですが、担当課の子ども・子育て支援課も、そこら辺の判断をどういうふうにしていくのかというのが、ゴールが決まっているのであれば、その前段でもっとやはり明確な方向性を示すべきではないかと、もう本当に思うわけです。

安和保育園に関しては、私は基本的に可能な限り残すべきという考えは今でも変わりませんので、統合前提のお話の、変な話ですが手助けをするようなお話はちょっと控えたい立場でございます。しかしながら、須崎市全体の課題でございますので、触れないわけにはいきませんので、ぜひそういうことも踏まえて、安和地区においても、やっぱり説明会は当然、近いうちに開くべきだと思いますし、上分においても、それは開いていただきたいというふうに思います。

それと、これも重なりますが、大間・あおい保育園の統合に向けての取り組みについて、関係者等への説明を含めて、現在の進捗状況はどうなっているのか、いわゆる何回、どういう形での説明をしました、地区への説明も含めてですが、副市長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） あおい保育園につきましては、これまでの説明を通しまして、大間保育園への統合、そしてあおい保育園の廃園については、保護者の皆様からは一定の御理解をいただいております。

先日も保護者会長様からも、園舎の老朽ぐあいを考えると、園児の安全・安心のためには、計画に沿って今年度末の統合を進めていただきたいという要望もいただいております。今月中には改めて、あおい保育園の保護者の皆様に説明させていただくという予定としております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） この保育園統合については、これも私の今までこの場での意見というか主張させていただいていましたが、小学校区での統合をまず考えるべきだということで、大間保育園、あおい保育園と日の出保育園を1つの当然、核となるグループとしてというのを申し上げてきました。

結果的に、あおい保育園の保護者の皆様が新しい保育園への通園も希望されるというのも大いにあるんじゃないかなと思うところですが、あおい保育園への説明については今、触れていただきましたが、今年度、改修の予算もついております大間保育園の関係者の皆様への説明会については、今、副市長答弁がなかったように思いますが、確認のため、されているのか、また今後の予定があるのかどうかを再度、質問をさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） すみません、お答えいたします。

大間保育園への説明については、ちょっと私は今、現状を把握しておりませんので、子ども・子育て支援課長からお答えさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 失礼します。大間保育園への説明につきましては、まだ行っておりません。先ほど副市長が答弁しましたとおり、上分保育園と同様に、方向性が決まった段階で説明させてもらおうと思っております。

まずはこの21日に、あおい保育園の保護者会の総会、会議がありますので、その場で説明させていただいた上、改めて方向性が決まった中で地域には一度、説明をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） しつこいと言われるかもしれませんが、これもやっぱり遅いんじゃないかなと私は感じます。同僚議員の皆さんがどう感じるのかは、ちょっと定かではないんですが、大間保育園は統合先やから、決して後でもえいろうと思いつたわけではないと思いますし、これは上分保育園についてもそれは言えるんですが、やっぱり地域への説明も当然、必要になってくると思うがですよ。

というのは、大間保育園は皆さん御承知のとおり、通園時の交通混雑等も今までもいろいろ御指摘もされゆうところと思います。そういう中で、統合先として大間保育園を選んだのを、全てだめだと私も言うつもりもございません。ございませんが、当然、人数がふえるということになれば、今まで以上の課題も出てきようかと思ひますし、あわせて、先ほどの質問の中で、ちょっとよう触れなかったですが、保育協会がここ数年来、積極的に保育士の採用もされております。そういう中で、志を持って須崎市のために子供たちのために働きたいと思ひて就職いただいた保育士さんが、いろんな事情はあるとはいえ、退職されているという現実もあるように聞いております。現在もその課題がある中で、現場は園長を初め、もちろん保育協会も対応を一生懸命されておるといふうに感じておるところですが、市長もそれは直接相談があったかどうかは別にしても、そういう状況もわかっておると思ひます。

そういう中で、やはりもう少し手前から、繰り返しになりますが、市政の方向性を、ここで3月議会でもそうですし、この6月議会でも、もう示されたわけですので、ゴールはそこながですよ。それに間に合うように、十分納得いただけるような手順を踏んでいただかんと、何かもうしゃあないわというような感じになってしまったら、果たしてこれが優しい須崎市の行政のあり方なのかと思うところでございますので、それは意見として述べさせていただきます。

そういう中で、須崎市総合計画においても、必ずこれは明文化されると思ひますが、公立小中学校の統合と保育園の統合は、これはしっかり当然ながら整合性がとれるようでないといけません。庁内にて十分な協議がされているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） お答えいたします。

保育園の統合につきましては、保育所統合計画に基づき、11園を5園とする統合が既に進んでいるところであります。小中学校の統合計画につきましては、平成26年度に須崎市学校適正配置計画を策定し、小中学校における適正規模の基準というものを示したところでございます。

これによりまして、児童生徒数の基準というものが一定、御理解をされているところだろうというふうに思っておりますので、こうしたことを基準に今後、統合計画を策定するよう、現在、担当課において作業を進めているところでございます。

既に進捗している保育園の統合と、これから計画を策定する学校という関係もございますので、これまで特に協議はしたことはございません。今後、素案ができました段階で、大崎稔議員御指摘の点も含め、庁内的な議論をしてみたいというふうに考えております。

なお、総合計画との整合性につきましては、今後、具体的に計画づくりの作業を進める中で調整をしていくことといたしております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 第10次須崎市行政改革大綱の実施計画の中にも、今、小中学校の統廃合ということで、関係者等への説明会等を実施するというのが、これ、資料では平成31年度になっておりますが令和元年度から3年間、それぞれ実施ということになっております。それをより明確に推進するために、担当職員も配置するというのも、これも行革の中で示されておりますので、それに向けて進んでおられるのはわかりますが、要は何を言いたいのかといいますと、総合計画が一番、質問の後になるんですが、園児の皆さんは、当然、数年たてば小学生になるわけですし、当然、中学生に元気に育っていただかなければならないわけです。そういう中で、全体的な計画というか、人数は一定、まだ生まれてない方を想定するのはなかなか難しい部分もございますが、ゼロ歳児から初めそれぞれの家族が須崎市外へ転出されない限り一定の数字は把握できると思います。

そういう中で、公立小中学校の統廃合についても、当然、保育園の統合等を含めて、当たり前につながっておらないかん話でありますので、ぜひ庁内でそれは共通の一番の課題として取り上げていただきたいと思います。

次の質問に移ります。公民館の運営のあり方について、質問をいたします。

この件につきましても、私はこういう機会のたびに質問をしてみいました。市長は、市内の浦ノ内を除く全公民館を、本年度中を準備期間として、来年4月以降は、それぞれの地域自主組織による公民館の運営になるよう目標とすると方針を出されております。それに基づき、鋭意、努力をされていると思いますが、現在の進捗状況につきまして、生涯学習課長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 地域自主組織への取り組みでございますが、現在の進捗状況としては、各公民館ごと広く周知を行うため、各種団体等の会合の場をおかりして、地域自主組織の仕組みや必要性について説明を行っております。また、各公民館にて館長及び担当職員による立ち上げに向けての打ち合わせを行い、毎月の館長会においても、それぞれの状況について確認し、進めております。

地域自主組織を設立するためには、住民の皆様の理解と協力が非常に重要であり、丁寧に疑問に答えながら、準備会の設立に向け取り組んでいるところであります。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 具体的な公民館の名前等は、生涯学習課長は挙げずにの説明でございましたが、おおむねその答弁で間違いないというふうに私も思うところでありまして、当初はちょっと消極的だったそれぞれの地域もあったろうとは思いますが、やはり丁寧な説明をしていただき、また、教育長も直接出向いてのお話もされたということもあろうかと思えます。

そういう中で、徐々にその方向性が出されてきたのかなと思うところでありますが、しかしながら、その取り組みに対しての理解度も含めてですが、温度差があるようには感じるところであります。

そういうことを踏まえて、あえてお伺いいたしますが、浦ノ内公民館を除く対象のあと6公民館であると思いますが、来年4月より地域自主組織による運営に移行できると考えているのか、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 生涯学習課におきましては、本年度より担当参事及び担当職員が各公民館を繰り返し訪問し、地域自主組織立ち上げに向けて各地域と協議を進めております。令和2年度には、市内全域で地域自主組織として行っていくことを目標としております。引き続きこの目標の実現に向け、努力してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 課長、思いはもうそれはわかっています。そのとおりだと思うんですが、移行できると考えているのかどうかという私の質問に対しての答弁では、少しなかったように思いますが、そこをできれば、やるのであれば不平等が生じないように、例えば6つ残っておる公民館のうち2つはとりあえずまだ準備が間に合わなかったということのないようにできると考えておるのかどうかということをお尋ねしたのですが、その1点、再度答弁をお願いします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 実現できるように取り組んでいるところでございます。やはり地元の皆様方の意見等が必要でありますので、うちがやると言っても、それは地元の皆様の協議も必要でございます。あくまで生涯学習課としては令和2年度に全地域での立ち上げということで目

標としておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 市長、いつになく私の顔を見ながら、私に質問を振ってくれのような素振りでございましたが、担当課長は精いっぱい、確かに相手のあることです。相手のあることです、それぞれ須崎市民の皆さんがですね。私が言いたいのは、私はこの件につきましては何でもかんでも何か反対反対のように思われておるかもしれません、私ですが、幾つかの懸念をずっと感じておりましたので、積極的な賛成の立場ではありませんでした。

しかしながら、市長の強い信念のもと、やっぱりこれは政治的判断、そのときのトップの判断でございますので、ぜひ実現されたいと考えておるという観点から、この実施になっておると思いますので、改めて市長の決意を市民の皆様、また議会に対してお示しいたしますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 多少繰り返しになりますが、この地域自主組織を核とした地域づくりにつきましては、平成23年に策定されました須崎市自治基本条例の第11条に基づいております。この住民自治を進めていくためには、地域におけますコミュニティを守って育てていくということが大事でございます。地域活動に皆さんが積極的に参加していただくことが大切になってくるというふうに考えております。

このために、地域をよりよくし、問題を解決するためのコミュニティ活動の連携拠点を公民館として、地域におけるコミュニティ活動の充実のため、協力・支援を行っていくためには、この地域自主組織による取り組みが非常に有効な手法であると考えております。

ここまでは従来の趣旨でございますので、何回かしやべらせていただきました。この趣旨を実現するためには、先ほど西田課長からも言いましたが、やはり行政が一方的に制度だけ提案するということでは、なかなか魂が入ってこないというふうにも考えておまして、やはりいろんな具体的な事例も挙げながら、話し合いをしながら進めていく。そして住民にも一定の理解をいただいてスタートするというのがベターな方法だというふうに考えております。

令和2年4月から全ての公民館ということで表明をさせていただいて、今、生涯学習課に人員も配置して鋭意、進めておるところでございます、その理解をぜひ広めていきたいということで現在、活動しておるところでございます。

この趣旨自体は変わらないわけございまして、これをいつまでも5年も6年もかけてやっていくということは、なかなか先ほど言われた市内の公平性とか市民の公平性の観点からも、おかしい話でございますので、ぜひ今年度中に皆さんの御理解を得た上で、地域自主組織の展開を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 次の質問に移ります。図書館の建設につきまして、質問をいたします。

今議会、提案をされております令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）のうち、図書館費更正1,485万5,000円の内訳についてと、それから前年度行いました建設に向けてのワークショップ開催における委託料につきまして、説明を生涯学習課長にお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 昨年度は図書館づくりのための講演会及びワークショップを行い、須崎市立図書館整備に向けて基本的な考え方の取りまとめを行い、この費用に150万円かかっております。今回の補正予算では、基本構想策定に770万円、建設構想策定に660万円、及び図書館総合展への参加旅費として55万5,000円を計上しております。

基本構想策定においては、図書館利用者や利用団体へのヒアリングや有識者会議、新図書館の蔵書のあり方やサービス内容の検討を行ってまいります。また、新図書館について、複合施設として整備することについても検討を行っていきます。また、建設構想も今年度に同時並行で検討してまいります。

本来ならば基本構想を策定した後、建設構想に取り組んでいきますが、これを同時期に行うことで建設目線の検討を早い段階から行い、ソフト面での意見やアイデアについてハード面での視点で判断することができます。建設構想につきましては、設備機能や機能の方針、整備事業費の算出及び整備図書館のイメージ図を策定するものであります。

図書館整備のスケジュールとしましては、今年度中に基本構想、建設構想を策定し、来年度には基本計画を策定、建設場所が決定できれば、その後、実施設計、建設工事を行う予定としております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 今、詳しく御説明もいただきましたが、今回の補正予算の中で1,485万5,000円というのは大きい費用でございます。その中で、ここでする述べたいこともございますが、委員会質疑等もあろうかと思っておりますので、詳しいことについては、もう委員会にお願いしたいと思いますが、図書館建設について、もう1点質問させていただきます。

これからいろいろな意見を取り入れながら建設の実現に向けて取り組まなければならないと考えますが、須崎市としての図書館の構想について、例えば規模であるとか内容であるとか、場所等のその素案を持っているのか。もし全く白紙であるならば、須崎市としては無責任のように思うが、確認のため生涯学習課長にお尋ねいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 図書館の規模、内容につきましては、高知県図書館振興計画の中で、延べ床面積や蔵書数の全国平均値が出ています。それによりますと、人口2万人から2万5,000人の市町村図書館であれば約1,400平米が延べ床面積の全国平均であり、蔵書数につきましては約12万冊が平均値となっております。

また、現在、建設中の土佐市の複合文化施設には図書館が整備されますが、この蔵書数が13

万7,000冊、延べ床面積1,200平米ほどで、お話の部屋や学習室を備えるものと聞いております。

生涯学習課としましては、新たな図書館を整備していく上で、このような数字を目安として考えております。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） 先ほどの課長からの答弁は、今までも私の質問に限らず、答弁されてきた件であろうと思いますが、例えば須崎市として、木の温かみも感じるような図書館にしたいとか、それから、いわゆる多世代の交流の場にしたいとかいうこともお尋ねをしたかったがです。規模とかいわゆる基準的なことは、それは当たり前の話であって。

それと、決して、例えば梶原町の図書館のような、批判をするわけではございません、立派な図書館、もうすばらしい、あれは梶原町としてのアピールも含めてああいう図書館になっておると思いますし、県立の図書館も新たにオーテピアですか、できたというの也有りますが、それはそれとして、須崎市に図書館をつくるのであれば、こういうのをつくりたいというのを、もうぜひ構想を持って取り組んでいただきたいと思います。

委員会の質疑を大いに期待して質問を移りたいと思いますが、すみません、その前に1点、いわゆる2026年で今の図書館とそれから体育館等は、いわゆる解体をしてお返しをするという方向も示されております。ということは、当然それまでに新たな図書館ができておらないかと思うわけですし、整備するに当たっても、少なくとも2年ぐらひはかかるんじゃないかというふうに考えるところでありますので、そこら辺もこの構想の中で、当然、財政的な根拠が必要になってくると思いますので、ぜひ担当課の皆さんは御理解をしておるとは思いますが、そのことも随時、議会にも御報告いただきたいと思います。

ちょっと時間の制限がございますが、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

当面する課題について、福祉タクシーチケット事業につきまして、質問をいたします。

今、我が国では連日のように交通事故の発生が報道されております。いろんな要因があるにせよ、大変痛ましいことであります。

須崎市においても、移動手段の確保は喫緊の課題であります。この件は次の議会に質問させていただくようにしまして、ここでは福祉タクシー事業費のうち、福祉事務所障害福祉担当分のタクシーチケットにつきまして、質問いたします。

かねてより人工透析等を受けられている方たちより、タクシーチケットをガソリンチケットにも選択できるように制度改正ができないかという相談があっていると思いますが、具体的に検討されているのか福祉事務所長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 井上幸一君登壇〕

○福祉事務所長（井上幸一君） お答えします。

須崎市福祉タクシー事業は、障害者の外出支援及び社会活動の範囲を広げてもらうなどの目的で昭和60年に施行され、その後さまざまな改正が行われてきました。主なものとしては、平成5年に療育手帳の交付を受けた者の追加、平成9年には交通不便地区の高齢者を追加、平成11年には障害の等級3級を追加、平成19年には精神保健福祉手帳の交付を受けた者の追加、また、平成27年には人工透析を受けられている方の追加をしております。また、本年度からは助成金額を1万3,440円から2万4,000円に増額をしております。

議員御指摘のガソリンチケットの選択につきましては、新たな制度設計を構築することが必要でありまして、また、以前より要望の声が寄せられていることもありまして、現在、制度設計構築に向けて検討を重ねているところであります。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔4番 大崎稔君登壇〕

○4番（大崎稔君） この福祉タクシーチケットの件につきましては、今までの経過も含めて福祉事務所長より説明をいただきました。

平成27年度から、新たにこの人工透析等を受けられる方へのタクシーチケットも、須崎市においても始まったわけですが、詳しく伺いますと、当初より何とかガソリンチケットへの代替えをというお話もありよったと聞いておりますし、その都度、制度の問題であるとかいろいろあったとは思いますが、先ほどの所長の答弁では、来年の4月以降にやりますという答弁ではなかったですが、やっていただけるものと信じて、この件につきましては質問を終わります。

最後に、順番が一番最後になってしまいましたが、本年度、新たな須崎市総合計画の策定の予定であると思います。現在の進捗状況につきまして、市長にお尋ねをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） お尋ねの総合計画の進捗状況でございますが、詳しい説明を企画政策課長からさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。

平成27年度に策定いたしました須崎市総合計画は、本年度が計画期間の最終年となっており、現在これまでの事業の振り返りや検証を行うとともに、次期総合計画の策定に向け、今後のまちづくりの方針や基本的な考え方をまとめるために、現在、各課において各分野の現状分析、課題の抽出、取り組み方針などについて整理を行っているところでございます。

また、庁内での検討、協議を踏まえ、市政懇談会やパブリックコメントなどで、各地域や市民

の皆様、各団体の皆様からの御意見もいただき、計画づくりへの参考としていきたいと考えております。

この後は、各分野の関係者の方々と構成する須崎市総合計画審議会での審議を経た後、議案提出に向け、策定作業を進めてまいります。

○議長（大崎宏明君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） 本年度中に策定されるものと思うところでございますが、午前中の質問の中でも、質問の項目は違いますが、触れさせていただきましたが、ちょっと遅いのではないかなと。現在、いろいろな庁内の中で協議をされようときと思われます。まだ具体的な全体での話し合いが先日されたように聞いておるところでございます。あと９カ月でございます。その前には、なかなか市内全域、市民の皆様これから５年間の計画というのをお示するというのは、手前にはできんと思いますが、来年度は当然、市政懇談会等、もしくはホームページ、広報誌を通じて、これからの５年間の須崎市の取り組みとして、一番、須崎市の行政を進める中で、本当に一番の基本であります、この総合計画というのは。その中に、すさきがすさき産業振興計画であったり、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略、そして過疎自立促進計画や地域福祉計画、また立地適正化計画等、たくさんの計画があるのが本当でありますので、さきにも申しましたが、何かそういうことがあって、その帳じりを合わすために総合計画を後でつくりゆうような感じに受けとめてしまいます。いわゆる取り組みが遅いように感じます。

須崎市にとりましても最も重要な計画でありますので、できるだけ早い段階で市民の皆様や議会に対して説明をいただき、これからの目指す須崎市の将来像をお示しいただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔１３番 豊島美代子君登壇〕

○１３番（豊島美代子君） 住民自治組織に関連して質問をいたします。

生涯学習課長は、今後どのように住民の皆さん方にこの組織のことを周知していくか、お知らせをしていくか。そして、一緒に各公民館を拠点に住民自治組織をつくっていただくかというふうなことについて、あらかたの御答弁はありましたけれども、私はもっともっと丁寧な説明が必要であるというふうなことを以前もこの場でも申し上げましたが、具体的に言いますと、もうちょっと例えば、地域の皆さん方がその説明に来てくださいというのであれば、その旨を伝えてくださいねみたいなことがわかってなかったら地域から声を上げることもないわけで、ただ単に待っているわけで、そのうち公民館から案内があるだろうと思って待っておるとか、そういうような姿勢というものも十分あると思うんです。

でも、一部では説明に来てほしいと言っているから説明に行くと、そんなこともあるかのようにお聞きいたしましたけれども、１つは今度の市政懇談会で、まずそれを説明いたしますとか、そういうことを書いてお知らせするとか、いろんな周知の仕方ってあると思いますけれども、そのあたりについて詳細をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） この4月、5月につきましては、各地区で住民会議の総会でありま
すとか青少年を守る会の総会でありますとか、たくさんの会が催されておりました。その中へ出
向いて説明をしてきたところでございます。

例を言いますと、吾桑公民館では運営審議会、住民会議で説明をさせていただいております。
それから、地区長会の際にも説明をさせていただいております。そんなことをしておりまして、
地区の代表にはある一定、お話ができたのではないかと考えております。また、吾桑公民館にお
きましては6月21日に全員の住民を対象とした説明会を行うということにしております。

そういうことで、上分につきましては、部落長会の総会とかがありまして、今後、住民会議を
立ち上げていって、どんなふうに取り組んでいくのかというのを協議していただくということに
なっております。また、上分の地元の地域からも、説明に来てほしいということで1カ所に行
きましたし、今月中に1件、来てくださいということで、そこも説明会には行くようにしており
ます。

それで、8月に市政懇談会が行われますが、まだ協議のところでございますが、その際には説
明会を行いたいと考えておりますし、その際は各公民館だよりの活用などをして、広くお知らせ
をしていきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 通告に従いまして、順次質問を行います。

消費税についてお聞きしたいと思います。

金融庁が公表した人生100年時代に向けた報告書で、夫婦が95歳まで生きるには年金だけ
では賄えず、2,000万円の貯えが必要などと試算、2,000万円をためなければ安心して
老後生活を送れない。このような政治を許していいのか。社会保障に充てると言って消費増税し
ながら年金受給額を減らし、足りない分は自分で何とかしろというのは責任放棄ではないでしょ
うか。

全国の20から40代の2,000人を対象にした調査では、貯蓄平均額は116万円から3
16万円、日銀の調査では預貯金などの金融資産ゼロの割合は20から70代で2、3割に上る。
貯蓄はあってもわずか。その日暮らしが精いっぱいの中で、どうやって2,000万円もの大金
をためられるのか、今、大きな問題になっているところです。

金融庁の報告書について、麻生副総裁は当初、老後生活の指針を示しただけみたいな言いわけ
をしていましたが、見苦しいにもほどがあります。誰がどう見ても政府が年金破綻を宣言したの
は明らかです。次々と信じられない発言や問題が発覚している今日であるわけです。

年金制度は将来にわたって問題なしと言い張るのであれば、5年に1度実施する公的年金制度
の財政検証をさっさと公表すればいい。財政検証は、受給開始年齢を引き上げた場合の支給見通
しなども含まれていて、検証結果が国民生活に及ぼす影響が大きいのです。ところが与党は参議
院選挙での争点化は避けたいなどと言ってとぼける始末で最悪です。そもそも報告書原案にあっ

た公的年金の水準が当面、低下することが見込まれている、満足な生活水準に届かない可能性などの文言をばっさり削除して公表したこと自体、姑息としか言いようがありません。

安倍政権は、全世代型社会保障などと訴えていますが、その意味は、国が国民生活を幅広い世代にわたって支援するということではなく、広く厚く負担をふやすということ。庶民は死ぬまで働かせ、税金を搾り取り、高齢になれば自己責任を求めてくる。国民が決して少額でない年金、社会保険料などを納めているのは、高齢になっても最低限度の生活を送ることができると思われているからです。金融庁はそれは難しいと。つまり国民はだまされているのです。

市長は消費税の増税には、以前は私への答弁で、増税には反対だったと、そのように私は認識しておりますが、最近では消費税の税率引き上げは必要だとの姿勢に変わっておりますが、どういった心境の変化といいますか考え方の変化があったのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど森田議員から御指摘のありました公的年金等の問題、いわゆる社会保障全般の問題について、非常に先行きがはっきりしない形の制度が続いておる。これは、すべからず人口構成の、高齢化して支え手が少なくなってきた。その中で医療費等は伸びていっている。これをどうするのかというところで、そもそもそこを解決しないと安心した国民生活は送れないというような認識も持ったわけでございまして、今、一番の喫緊の課題は、やはりそういう社会保障を安定化していく。それが安心な社会につながっていくという意味合いにおいて、今回の消費増税については、昨日の市長会においても、市長会としてもきちっと上げるべきであるというような決議もなされましたし、私も今回は、やはりそれをやって社会保障を、全てはよくはなりませんが、社会保障の財源として活用していくべきであるというふうに考えておる次第でございます。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 3月議会で私への答弁は、同じようなことだったと思うところです。しかし、少子高齢化が進む中で増税は必要だと言われますが、今回8%から10%へ引き上げるこの2%の増税、5兆6,000億円です。そのうちの2兆8,000億円が国の借金の返済に充てられると。そして、残りの2兆7,000億円、そのうち1兆7,000億円が教育や子育ての支援に充てると。そして残りの1兆円が社会保障の充実のみに充てるとされているわけです。

政府が言うように社会保障が充実をするために、そっくり使われるなら、もう少し違った私も考えを持つかも知れませんが、この増税分の使い方を見て、本当に将来に不安を隠せない。これが私の認識です。

消費税は社会保障の充実のために導入されたと私は認識しておりますが、市長は、社会保障が充実されたとの認識をお持ちでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そもそも社会保障、年金も含めて、かなり以前に制度設計されたもので、

それをいかにこの人口構成が変わっていく中で維持していくかという意味合いのもとで消費増税が行われると認識しておりまして、その社会保障を今までよりさらに充実させるという意味合いではないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 消費税が施行されて30年がたちます。3%から始まって5%、そして8%へ引き上げられたわけでありますが、増税されるたびに個人消費が減り、賃金は低下もしているわけです。こういったことで景気が悪化していると私は考えるわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 3回増税されたということでございますが、増税する前の個人消費の駆け込み需要と、増税後、その駆け込み需要の反動が、一定、景気に影響を及ぼしておるというふうには考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 世論調査や経済の専門家も、ことしの10月から消費税率の引き上げ、これには国民の6割が反対していますし、今、日本経済は、専門家も瀕死の状態である。こういった中で消費税の10月からの増税はいよいよ日本を衰退させる。こういったことを指摘しているわけですが、10月からの引き上げに反対しないのか、市長の御所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今、森田議員から、アンケート調査とか専門家の方の御意見ということで御紹介がありましたが、さまざまな調査や専門家の御意見があるというふうに認識をしております。

その上で、消費税増税が過去、見送られた経緯もあるわけでございますが、今般この「骨太の方針」骨子案の中にも、10月に増税するということが盛り込まれるようでございます。そういう意味では、既定の予定を変えることは、ほばないのではないかなというふうにも思っておるところでございます。私個人として賛成か反対かというお問い合わせでございましたら、先ほど御答弁申し上げましたとおり、予定どおり税率を上げるということには反対をいたしておりません。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 今回の10%への増税で、複数税率やインボイス、つまり適格請求書の発行など混乱や課税事業者にならないと取引から除外されるおそれが懸念されているわけです。まちの声には、インボイスで商売壊す、転嫁できずに身銭で払わなければならない、年金減り負担は限界、使い道が信用できないなどの消費税引き上げに反対する声は、日に日に強まっているわけです。

予定どおり進められるであろうという市長の答弁でございましたが、しかし、この10%への引き上げは2回延期されているわけです。これをとめる方法はあるわけです。私たち日本共産党は、増税を中止し、3つの提案として、「8時間働けば普通に暮らせる社会を」「暮らしを支える社会保障を」「お金の心配なく学び、子育てができる社会を」に期待が広がっています。10%への増税を中止した上で、雇用、社会保障、教育、子育てを充実する総額7.5兆円のプランを発表いたしました。消費税に頼らない財源を提案しているわけです。この提案を実行すれば、消費税を3%に下げると同じ経済効果が生まれます。実現するために私たちは今後も全力を尽くして頑張っていることを申し上げ、次の質問に移ります。

漁業法の改正について、お聞きいたします。

何となく、この漁業法の改正は周知されていないと、このように感じるわけですが、皆さんはどうお思いでしょうか。

12月議会でも質問いたしましたが、再度お尋ねいたします。

農業改革からの一連の流れですので、農業改革の部分も入る質問でございますが、御理解をお願いいたします。

安倍首相は、2018年10月24日の臨時国会冒頭で、70年ぶりに漁業法を抜本的に改正し、漁獲量による資源管理を導入する船のトン数規制をなくして大型化を可能とし、漁業の生産性を高める。漁業権の付与、法律で優先順位を定めた現行制度を廃止し、養殖業への新規参入、規模拡大を促すとの施政方針演説を行い、続いて11月6日には漁業法の一部を改正するなどの改正漁業法を閣議決定し、国会に提出したのです。

安部首相は2013年に、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指し、聖域なき規制改革を進め、企業活動を妨げる障害を一つ一つ解消するとして規制改革会議を設置。規制改革会議は2014年5月には、農業分野において、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人の見直し、農業協同組合の見直しの三本を柱とする農業改革に関する意見を提言し、安倍内閣は企業参入の障壁になるとして、農協法、農業委員会法、農地法を改悪し、さらに規制改革会議を受け継ぎ、2016年9月に発足した規制改革推進会議にも提言を出させ、安倍政権は2017年5月に、農業競争力強化支援法など8法案を国会で可決、成立させたのです。

その主な目的は、生産、資材、流通、種子など食の安定供給を支えてきた制度の変更や収入保険の導入によって競争力のある一部の農業経営体に資源を集中させ、民間参入を促すものであり、また、自主・自立の農協組織に過剰介入して、民間企業に農業、農村でのビジネスチャンスを拡大し、農業には全く似合わない新自由主義の効率化と市場競争原理を農村社会に持ち込んだのでした。農業改革の名のもとに農協組織を弱体化させ、農業への参入、支配力を強め、家族農業経営を破壊へと導く法案を次々と成立させていった安倍内閣は、次には漁業関連法の見直しに乗り出しました。

今回の改正漁業法では、養殖のための区画漁業権を漁協を通さずに企業に直接免許したり、定置漁業権についても、申請が重複した場合、これまでには漁業や地元漁民に優先的に与えられていた漁業権を、知事の裁量で企業に直接免許することができるようになっているわけです。まさに戦前の制度に逆戻りの内容と言わなければなりません。

漁業権には、漁場の利用の仕方によって共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権があり、共同漁業権は一定の水面を多数の漁業者が利用する漁業権で、アワビやサザエ、ハマグリ、ワカメや昆布など地域的な資源を守りながら一定地区の漁民が皆で漁業を営む権利です。一定漁場を多くの漁民で集団的に利用することから、漁民の間で混乱が生じないように、利用上の規制をつくり、資源の増殖、管理のために漁場造成、種苗放流、密漁対策などを行っています。そのために、その地区の関係漁民全員が加入している地元漁業協同組合に対して知事が免許を与え、漁協が組合内協議の上で希望漁民に免許を与えています。

定置漁業権は、一定の水面で定置網などの漁具を設置して漁業を営む権利で、網の目合いを変えてブリやマグロからサバ、イワシまでを狙う大型定置網、及び北海道ではサケ定置を含む権利で、経営者の申請に対して県知事が免許します。広い範囲の海面を長期間独占することから、その収益を地元漁村、漁民に還元させる趣旨から、商人よりは漁民、個人よりは団体、よそ者よりは地元民を優先する優先順位が現行漁業法には定められています。

区画漁業権は、海面にブリやタイ、最近ではマグロの育成用の大型生けす、カキやホタテをつるすいかだを設置して、養殖業を営む権利です。養殖業では多数の漁民が内海など限られた静かな一定海面に入り合いながら集団的に利用することから、共同漁業権同様、漁場利用のためのルールづくりや漁業者間調整、監視や監督が必要となります。

そのため、関係漁民全員が加入している地元漁業協同組合に対して、知事が免許を与え、漁協が個人を決定しています。多数の組合員が免許申請することから、県では漁民一人一人のことも漁場の条件も判断できないことから、漁民が全員加入している地元漁協内で協議の上で、養殖施設の台数や設置場所を組合員合意のもとで決定しているものです。

ただし、企業などの個別経営であっても、漁協の組合員になれば養殖業を営むことは可能で、現在も企業は地元の子会社をつくり、漁協組合員になって養殖業を行っています。

沿岸漁場の中に地元漁協と無関係の直接経営者免許の企業養殖が出現すれば、どうなるでしょう。これまでは漁協内で組合員である養殖漁家が協議して、海を汚染しないよう過剰な餌やりを防止したり、価格暴落を起こさないように養殖業の数量調整を行ってきました。その漁場に、漁協には所属しない経営者免許の企業養殖が参入したら、漁協には無関係に企業の論理で養殖生産することができます。そうなれば漁協を中心とする沿岸の共有海面利用の秩序と体制が崩壊し、沿岸漁場には混乱と対立が生じるのは必然です。

株主の利益を優先し、ともすると「今だけ、金だけ、自分だけ」となる企業論理では、利潤を最優先して、共有漁場環境を荒廃させ、利潤がなくなればさっさと撤退してほかへ資本を投下するのは、これまで各地で営まれた参入企業養殖の事例を見ても明らかです。

漁協に支払う各種負担金が要らなくなれば、個別養殖漁家からも直接経営者免許に切りかえる経営体が出現し、漁協を中心とした地域の共同体制は壊され、無秩序な養殖生産から、次第に小規模家族経営の養殖漁家は駆逐され、地域漁協も組合員や収入が減少することから縮小していくことになります。地域資源から生み出される富が、企業資本によって中央に流出する戦前の状況が生み出されることになり、地域自治体も一層、衰退していくことは明らかです。

今回の漁業法改正の一部を御紹介いたしました。改正についての市長の認識はどのようなも

のなのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 日本の漁業生産量は、1984年をピークに減少傾向が続いておりまして、現在はその1984年ピーク時の半分以下まで減少している状況でございます。また、漁業者の減少、高齢化も急速に進んでおりまして、水産庁の試算では、このままいけば約30年後の漁業従事者が7万人程度と、これも現在の半分まで減少すると予測されておるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今回の漁業法改正により、漁業従事者の減少傾向に歯どめをかけて、水産業を魅力ある産業に結びつけていくことが大事であるというふうに認識をしております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 今の答弁だったら、地域の漁業者は衰退していくというふうに受け取れるわけですが、その辺はいかがですか。そのようなお考えですか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員が何をもって衰退という言葉を使われておるのか、ちょっとわかりませんが、いわゆる漁業における担い手がなかなかできてこない。やはり水産業として成り立っていくためには、次の世代あるいはその次の世代の担い手ができてこない、やはり水産業は衰退していくわけでございます。

しかしながら、漁業生産物というのは非常に大事でございますので、それをどのような形で漁業をして流通させていくかということを、今後そういう状況の変化の中で考えられたのが、今回の漁業法の改正ではないかというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 昨年の12月議会の市長の答弁では、漁業者の不利益にならない運用を、県や海区調整委員会に求めていきたいとの答弁でした。海区調整委員会の権限を弱めることや知事が漁業権を与える立場になる今回の法改正です。このままでは大資本の参入を防ぐことは難しくなっていて、市長が言われる後継者がこういったことで育つのでしょうか。そこな辺を御答弁願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回の漁業法改正につきましては、近年の漁業をめぐるいろんな情勢の変化などに対しまして、漁業の生産性の向上及び漁場の有効活用を図るための漁業権の要件などを改正されたものでございます。

森田議員御指摘の海区調整委員会の権限や漁業権制度については、基本的な枠組みは維持されておりまして、既存の漁業権者、漁協等が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に

優先して免許することとなっておりますので、一方的に漁業権がなくなるものではないと認識しております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） ぜひそういうふうにあっていただきたいと思うところではありますが、果たしてそうなのでしょうか。これでは大資本が参入した場合に、農業の場合だったら個人個人の区画があるわけで、よそのあぜを壊してまで、そういった企業はビニールハウスを建てたりして参入はできないわけですが、しかしながら、海にはあぜがないわけです。大資本が、例えば野見湾に参入する。そうすれば先ほど述べたように、地域は衰退していく一方ではありませんか。

漁業者が今回の法改正について余り知らされてなく、認識もされてないと思うところですが、市長は今回の法改正について、漁民が、漁業者が理解しているのか、その辺の認識をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回の漁業法改正につきましては、本年1月に高知県漁業協同組合連合会が主催して、県内の各漁協及び水産関係団体等を対象とした説明会を開催しております。また、水産庁からもさまざまな機会を通じて漁協や漁業関係者と意見交換を行ってきたというふうにお聞きしております。

森田議員から御指摘がございました漁業者個々への説明等につきましては、各漁協を通じて周知していただくよう、お願いするものでございます。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 市長との、かなり私の認識の違いがあると今の答弁を聞いて思ったところです。漁業者と漁協の努力でブランドのブリやマダイの養殖業を成功させ、豊かな漁村を築いてきている愛媛県の宇和海漁協組合長は、今回の水産改革について、知れば知るほど、まさに漁業の成長を企業に委ねるものであり、歴史的に連帯・協調・相互協力の精神を基本に、漁業・漁村社会を守るため、浜の力を漁協に結集し、将来にわたってその役割を果たすべき零細漁民の救済・成長とは逆に企業の成長を促進するものであり、絶対に許せない改革だと思いつし、共同漁業権区域内に経営者免許での企業参入で漁場行使をすれば、生産の全てにおいて調整不能となると言っています。魚類養殖の免許は組合免許である現状を変更しないこと、共同漁業権内には企業参入を認めないことと、こういう提言する意見書をまとめています。

定置漁業権でも、これまでに地元漁民や漁協に優先的に免許された定置漁業権が、行政の裁量で企業的経営に直接免許されることになります。

また、全国の漁業調整委員会の反対意見を無視して、漁業調整委員会委員を公選制から知事の任命制に変更します。今回の漁業法は、養殖漁業権や定置漁業権における漁協の漁場管理や漁場調整の権限をなくし、漁業調整委員を任命制にして、地方の行政機関にその責任を負わせ、企業資本に優先的に漁場利用を与え、沿岸漁場を企業資本に明け渡す企業のための海づくりになるの

です。

こうした中、準組合員を含め6,000人で組織する高知県漁協の組合長が、香川県の丸亀市で開かれた漁民連のフォーラムに参加して、漁業者には何も知らされないままに改正されたと怒りの発言があり、その場で漁民連に加入して、ともに闘う。こう決意されたわけです。

漁業者にとって死活問題となるが、もっと踏み込んだ対策が必要だと考えるところですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高知県漁業協同組合は、漁業法等の一部を改正する等の法律を機に、全国沿岸漁民連絡協議会に加入し、ともに活動するとお聞きしております。

今回の漁業法改正が本市の漁業経営の維持・向上につながるよう、引き続き注視をしてみたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） 何となく今の答弁では、須崎の漁業の発展を願っているというか、求めているような発言には、ちょっと聞こえにくいわけですが、具体的に市長、何かこの漁業者が育つ政策とか、そういったものは何かお持ちじゃないですか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森田議員も長い期間、市議会議員を務められておりますので、漁業振興を、この法律改正にかかわらず、漁業振興をどうしたらいいかというテーマは、須崎市において非常に大きな問題であるわけでございます。

そういう中で、例えば後継者対策といったしましては、県・国の制度を使って外からの方に漁業を習熟してもらうというような取り組みもしてまいりましたが、なかなかそれが効果が上がっていないというのが現実でございまして、恐らくこれをやれば必ず後継者問題、あるいは須崎市の漁業振興につながっていくという、この100点満点のことを実現するのは非常に難しい状況にあると思っております。それだからこそ、今回の法律改正をどのようにプラスに転じていくかという視点も大事になってくるというふうに考えております。

各漁協さんがおいでるわけでございます。養殖漁業、あるいは沿岸漁業の漁協、そして須崎はいろんな漁法がございますので、海の上の権利関係も非常に複雑になっております。その調整の会も須崎市にはございまして、そういうところで御心配の点は一定の歯どめがかかっていくんじゃないかなとも思っているところでございます。

それはさりとて、漁業振興をどうするかというのは本当に大きなテーマでございまして、今後とも皆様の御指導も賜りながら、これは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） この漁業法については、これで質問を終わりにいたします。

続いて、ＴＰＰについてであります。アメリカがＴＰＰの参加を取りやめ、日本に農産物関税全廃を求める日米自由貿易協定が今、緊迫しているところです。日米首脳会談での両首脳のやりとりが、新聞各紙の報道で明らかになりました。

トランプ大統領の発言では、日米貿易交渉はかなり早く合意できるだろう。５月の訪日の際に署名できるかもしれない。せんだっておいでしましたが、そのときにはどうもなされなかったようですが。農産物について強力に交渉していく。日本は農産物に巨額の関税を課しており、一日も早く関税を撤廃させたい。すばらしい長期的な貿易協定を結べる可能性がある。こう述べております。一方、安倍首相は、早期合意に向け交渉を加速するが、７月の参議院選挙までは無理だ。大統領選が本格化するまでには、きちんとするから安心してほしい。こう言っているわけです。

日本側の基本戦略は、農業で譲歩し、日本車への制裁関税や輸出制限の回避をかちとるということです。これは読売新聞の記事です。日本が一方向的にアメリカの農産物への関税をＴＰＰレベルまで下げる内容となる可能性が高い。これは朝日新聞です。

このように述べているわけですが、ふだんは安倍政権にそんたく報道に終始している日本の新聞が、このように断言しているわけであります。農林水産業に壊滅的な打撃を受ける。このように考えられるわけですが、市長の御所見をお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 昨日の日経新聞にも同じような内容の記事が載っておりました。ＴＰＰにつきましては、日米の交渉を含めまして、これまでもお答えしてきたとおり、政府が生産者や関係団体等にしっかりと説明を果たして、地域の生産者が納得できる形にならなくてはならないというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） まだ質問中ですが、この際、１０分間休憩します。

午後２時００分 休憩

午後２時１０分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。森田さん。

〔１４番 森田収三君登壇〕

○１４番（森田収三君） 質問が大分、長くなりまして、通告しておりました全てが質問できないことをお許し願いたいと思います。

移住対策については次回に割愛させていただき、ふるさと納税について、お聞きいたします。

ふるさとという言葉は、本当に心が和む、こういう言葉だと思うわけです。ふるさと納税にしんじょう君効果もあり、年々、寄附額がふえてまいりました。こういったしんじょう君効果、そして、ふるさとといえば、この質問には直接関係はないかと思うわけですが、先日、私が生きている上で、オリンピック選手がこの須崎市から果たして誕生するのか。ひょっとしたら来年の東京オリンピックに鍋島選手が選ばれるんじゃないかと、こういうことで先ほど鍋島選手、山中選

手の後援会の発起式がありまして参加したことです。ふるさとを代表して、ぜひとも東京オリンピックに参加していただいて、須崎のふるさとをPRしていただきたいと、このように思うところです。

ふるさと納税制度、市長は、市の財源確保に重きを置いているのか、それとも地域産業の振興に力を入れているのか、どちらに力点を置かれているのかをお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ふるさと納税につきましては、昨年度の寄附件数が8万3,898件に上りまして、寄附金額では13億1,600万円を超えるなど、自主財源の乏しい本市にとって、まことに貴重な財源となっておりまして、御寄附をいただきました皆様方に深く感謝を申し上げます。

また、地元の事業者の皆さんにとりましても、返礼品の提供を通じて大きな経済効果がもたらされているものと考えております。

今後におきましても、法改正によって、より明確化されたルールに従いつつ、引き続き数多くの皆様から御支援をいただくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

どっちに力点があるかとのお問い合わせでございますが、この法改正前までは、やはり分配率からいきますと、事業者の方へと、あと手数料、送料等々のほうが分配としては多かった。50%を超えていたわけございまして、その分、市内の事業者の方を通じて経済効果があってきたのではないかなというふうに思っております。

その上でなお、市のほうにも寄附金は基金等々に活用させていただいておるということございまして、まずは、もちろん市の財源確保もございますが、市内経済の活性化ということが非常に大きいポイントではないかというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） この6月から法改正がされて、調達品を3割とするということで、83%申し込みが落ち込んだという奈半利町の例が新聞報道であり、返礼品業者は非常に心配している声があるわけです。いろいろ問題はあったこととは思いますが、今後のふるさと納税で今までの件数を見込まれているのか。なかなか予測は難しいと思うんですが、その辺の感触を求めます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 6月1日に新しい法律が始まったわけございまして、まだその感触というところまでは行っておらないわけございまして、例えば奈半利町の例が出ましたので、いろんな形で例えばエビとかカニとかそういうものがあつたようございまして。それに比べまして本市の場合は、ほぼいいですか地場産品が返礼品でございまして、それがなくなったから寄附額が落ちるというような体制ではないと認識はしております。

しかしながら、3割ルールの厳格化によりまして、寄附額と返礼品の3割が、一部、調整が要

るものもあったわけでごさいます、その部分が寄附をしていただける方にどのような目で見られるかということが、まだ読めないところでごさいます。

しかしながら、ルールの中でいろんな工夫をしながら、今までどおり寄附をいただけるように、あるいはまた、新規の寄附者の開拓等をやっていききたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 今回の法改正によって、3割で調達するということで、市は今までと違って、半分ちょっとですか、寄附金1万円に対して、というふうにふえるわけです。去年の金額から試算しても、同じような寄附額があれば約1億2、3、000万円でしょうか、増収となるわけです。

この寄附金をもっと見える形で使っていただきたいと、このように考えるわけです。やはり須崎市に対して寄附していただいた方に、目に見える使い方をしていただきたいと、このように考えるところですが、給食施設整備の積み立てだったら1億円、それだったら2億円ためるとか、そういった目に見えることを実践する考えはないのか、お聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ふるさと納税により寄せられた貴重な浄財の使い道につきましては、寄附者の御意向に添いつつ、有効に活用させていただかなければならないと考えております。

森田議員御指摘のとおり、寄附者にとって活用先がわかりやすく事業効果の高い課題に活用していくことが必要であると基本的には認識をしております、当面、本市の懸案事項の一つでございます学校給食施設整備の早期実現に向けた基金積み立てを柱と位置づけるほか、子育て環境の充実、これは第2子以降の保育料の無償化等の財源にも使わせていただいております。

そして、豊かな自然環境を生かした地域振興等に今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 森田さん。

〔14番 森田收三君登壇〕

○14番（森田收三君） 時間がなくなりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 皆さん、こんにちは。公明党の佐々木學です。

通告に従いまして、本日4番手の質問に立たさせていただきます。よろしくお願いします。

令和の時代を迎えまして初の参議院選挙が、この夏、行われます。国際社会は今、分断と協調のはざま大きく揺れ動いております。また、日本国内にありましても、人口減少、少子高齢化の急速な伸展によりまして、課題が山積をしておりますが、経済成長を続けていけるかどうかの大きな岐路に立たされている現状ではないかと思っております。

こうした国内外の課題を力強く乗り越えていくためにも、政治の安定が何より不可欠ではないかと思っております。まさにそれは国の動向が須崎市の生き残りに直接かかわる非常に大事な時局にな

ってきたと思われまふ。

あとの質問の背景にもなることから、前段で一言、申し添えておきたいと思ひます。

公明党といたしまして、今、最重点の取り組みは、以下の3点でございます。経済の健全な体質改善を通じて、デフレ脱却をいかにし遂げていくか。そして、2番目といたしまして、人口減少、少子高齢化への対応。そして、防災・減災への取り組みでございます。

具体的には、公明党は昨年4月から6月までの3カ月間、全国で「100万人訪問・調査」運動を展開いたしました。私たち全議員が、北は北海道から南は沖縄まで、各地域に飛び込みまして、市民の皆様の生活に直結する子育て、そして介護、中小企業、そして防災・減災の4つのテーマでアンケートを行うとともに、現場から多くの御意見・御要望を伺い、その調査結果をもとに今回の重点政策5つの柱をまとめたものでございます。

この調査に当たりまして、私も4月からアンケート用紙を持って須崎市民の皆様のお宅にお伺いし、多くの御要望もお聞かせいただき、去年の一般質問にも反映をさせていただいたところでございますが、今回そういった取り組みが連立与党、公明党としての大きな皆様の声が柱としてまとめられたということ、皆様に報告させていただけたらと思ひます。

この政権の安定のもとで、須崎市民の皆様の身近な現実の切実な声を聞いて市政に反映する、その先頭に立たせていただいて、通告に従い、本日の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の市長の政治姿勢についてでございますが、公明党の重点政策5つの柱について簡単に説明をさせていただきますと、まず、子育てを安心して行える社会にしていくことでございます。この10月からの幼児教育の無償化や2020年4月からの私立高校授業料の実質無償化に加えまして、大学等の高等教育の無償化等々が、大きく前進してまいります。

2点目といたしまして、着実な賃上げの実現でございます。最低賃金を全国加重平均ベースで2020年代前半には1,000円超えにしていく。そして、消費税率を10%引き上げへのきめ細かな対策等々、しっかりと総合的施策を持って着実な賃上げの実現を図っていく。

3点目といたしまして、希望ある「幸齢社会」へ。高齢者が各地域の実質的に担い手でございますが、幸せに年をとって安心して暮らしていける社会にということでございます。特に認知症施策の推進に向けた基本法の早期成立と、かかりつけ医を認知症診療の中核に据える医療体制の構築、そして、初期集中支援チームの体制強化や認知症サポーターの活躍の場をしっかりと推進していく等々、多くの施策をまとめさせていただいております。

そして、4点目といたしまして、お一人の命を守り抜く。地震や台風、豪雨、土砂災害から、市民の皆様、国民の皆様の生命と暮らしを守る、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を国と地方のネットワークでさらに効果的に実施していく等々。

そして、5番目が、誰もが輝く社会の実現でございます。ひきこもりや社会的孤立など既存の制度で対応し切れない困り事を、ワンストップで支援する体制の強化や、子供さんの学習、生活支援や生活セーフティーネットの充実等々でございます。

この点に関しまして、以下の質問に入らせていただきますが、市長は、提案趣旨説明の中で触れておられますが、国の経済財政諮問会議において、地方の財政運営の指針となる「骨太の方針」

の骨子案が議論されていることから、今後における交付税を中心とした地方の一般財源の動向に注視しながら、本市の安定的な財政運営の確立に向け取り組むとされております。その「骨太の方針」に、上記、国民の声をもとにした5つの重点政策が大きく反映をされようといたしております。

そういった観点から、次の2点について、市長の政治姿勢をお聞きいたします。

1点目といたしまして、今後、政府の「骨太の方針」には、次の5点が大きく反映されていくと思います。以下の5点について、本市の持続可能性を探り、さらなる市政発展への重要課題であると思いますが、市長の所見を5点それぞれお聞きをいたします。

5点にわたって、かなり欲張りな視点を提示させていただいておりますので、総合的観点から市長の政治姿勢をお聞きしたいと思います。

まず1点目は、これは公明党が政府に対して今後の成長戦略として提案をされていた要点でございますが、力強い賃上げの実現。そして、これは先ほども申し上げましたが、2020年代前半に最低賃金を1,000円超えにしていく。そして中小企業の海外展開や輸出促進の支援等々でございます。

2点目が、イノベーションの創出でございます。Society 5.0を支えるICTインフラの整備、次代を担う若手研究者の活躍促進等々。

そして、3点目が全世代型社会保障の構築でございます。認知症施策の推進で共生社会を実現する。また、就職氷河期世代への集中的な支援等々。

そして、4点目が地域経済の活性化でございます。訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備、そして、地域公共交通ネットワークの確保、防災・減災・復興、国土強靱化対策等々の推進。

また、5点目といたしまして、多国間協調をリードする。ポイントとしてはデジタル市場のルール整備、海洋プラスチックごみ対策等の推進等々でございます。

こういった点に関しまして、網羅的で構いませんので、市長の姿勢として御答弁いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針が、本月にも取りまとめられるものとお聞きしております。「骨太の方針」骨子案では、Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくりとして、成長力の強化や人づくり革命、働き方改革、所得向上策や地方創生の推進、また、グローバル経済社会との連携などの幅広い施策により、経済再生と財政健全化の好循環につなげようとするものと認識をしております。

佐々木議員御案内の力強い賃上げの実現、イノベーションの創出、全世代型社会保障の構築、地域経済の活性化、多国間協調のリードなど、本市の持続可能性を探り、市政発展の課題についての所見はとのお尋ねでございます。

これらの項目につきましては非常に幅が広く、また国レベルの内容も多いことから、小規模自治体では、なじみにくい部分もございますが、今後、国から示される方針の中で、市政発展につながる取り組みについては進めてまいりたいと考えております。

人口減少、少子高齢化社会の中、本市の地域課題の解決に向けて、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略や、すさきがすきさ産業振興計画に基づき、産業振興や交流人口の拡大、子育て支援や地域づくりなど、引き続き地方創生につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） ありがとうございます。

それでは、政治姿勢2点目でございますが、今後の国の全世代型社会保障政策の恒久財源確保の観点からも、この10月の消費税10%実施へ向けた細心の準備を怠ってはならないと思います。3月議会でプレミアム付き商品券事業について質問をさせていただきましたが、国の施策を説明し、本市としての準備状況や課題について、市長に5点にわたってお聞きいたします。

まず、プレミアム付き商品券事業について、準備状況や課題、これをよろしく願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） プレミアム付き商品券事業につきましては、消費税率引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために実施されるものでございまして、その対象者は扶養外住民税非課税者、並びに3歳未満児の子育て世帯主となっております。

本市の事業実施体制といたしましては、元気創造課が所管して業務を実施することとしておりまして、総合保健福祉センター内に事務所を設け、今月から2人の臨時職員を雇用して、10月からの販売開始に向けた諸準備を進めておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 2点目といたしまして、キャッシュレス・消費者還元事業について、同じく準備状況や課題について。

また、あわせて先ほどのプレミアム付き商品券について、かなり具体的に準備は進んでおられるようですが、この対象者はもう特定されていると思いますが、その対象者への通知等についてはどのようなになっているのか、この点もあわせてよろしく願います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） キャッシュレス・消費者還元事業につきましては、消費税率の引き上げに伴う需要平準化対策といたしまして、また、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含めながら、消費税率引き上げ後の9カ月間実施されるものでございます。

この事業は、クレジットカードや電子マネー等による決済に対しまして、ポイントによる還元が行われるものでございまして、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を目指すものとされております。

なお、これまでのところ、市民の皆様からこの事業についてのお問い合わせ等はございませんが、当該事業が円滑に実施されるよう注視してまいりたいと考えております。

もう1点、プレミアム付き商品券の対象者への通知状況につきましては、元気創造課長から答弁をさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） プレミアム付き商品券の対象者、人数につきましては、住民税非課税の方の人数は把握できておりますけれども、扶養等々の関係につきましては、今後、確認いたしますこととしております。

それから、子育て世帯の人数ですが、概算で300人程度というふうに捉えておりまして、いずれも来月号の広報で募集要項等を流すようにいたしております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） そしたら、プレミアム付き商品券は、もう対象者をより明確に把握した上で、その対象者への行政からの個々の通知はしないということですか。広報等での周知ということだね。対象者へ行政からの通知はしないということやね。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時38分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは、先ほど元気創造課長に答弁していただきました対象者への周知方法について、広報でというお話でしたが、対象者に個別に通知ということについては、どのようになっているか、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 対象者への通知は、個別には行いません。対象と思われる方からお申し出をいただいて、税関係の確認の同意をいただいた上で、こちらで確認をいたします。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは、引き続いて3点目、消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策について、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策についてです。

本年10月に予定されております消費税率引き上げ後の住宅購入やリフォームを支援するための国の制度といたしましては、4つの制度が整備されておりまして、1つ目に住宅ローン減税の延長、2つ目に住まい給付金の拡充、3つ目に次世代住宅ポイント制度、4つ目に住宅取得にかかる贈与税非課税枠の拡大となっております。

まず1つ目の住宅ローン減税の延長につきましては、ことしの秋の消費税率10%引き上げに合わせまして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に、居住の用に供した住宅取得につきまして、所得税及び市・県民税の住宅ローン控除の控除期間が10年から13年に延長となり、11年目以降の3年間につきましては、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されることとなっております。

2つ目の住まい給付金の拡充についてでございますが、これは、みずからが居住する住宅の取得に対して、国から給付金が支払われる住まい給付金制度が、現行の最大30万円が最大50万円に引き上げになっております。

続きまして、3つ目の次世代住宅ポイント制度につきましては、消費税率引き上げ後の住宅購入やリフォームを支援するために、新築で最大35万円相当、リフォームでは最大30万円相当の商品と交換できるポイント制度が創設されております。

そして、4つ目の贈与税非課税枠の拡大につきましては、住宅取得のための資金にかかる贈与税の非課税枠が、現行の最大1,200万円から最大3,000万円に拡大されております。なお、これら4つの制度のうち、1つ目の住宅ローン減税の延長につきましては、今議会に提出いたしております須崎市税条例の改正において対応しておりまして、そのほかの2つ目から4つ目に関しましては、国及びその関連団体において準備を実施しているところでございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、4点目でございますが、消費税率引き上げ後の車体課税の見直しについて、同じくよろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費税率引き上げ後の車体課税見直しについて、お答えをいたします。

車体課税の見直しにつきましては、軽自動車以外の自動車税について、税率の恒久的引き下げを行うこと、及びことし10月1日より導入される自動車税及び軽自動車税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用自動車について1%分、軽減することとなっております。

このうち、市に関する部分は、軽自動車の環境性能割でございますが、都道府県が賦課徴収し市町村へ支払うこととなっておりますので、賦課徴収に関する実務はなく、制度改正について、今議会に提出しております須崎市税条例の改正により対応済みであり、予算につきましては、今後の適切な時期に対応したいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、5点目といたしまして、消費税軽減税率対策費補助金の活用について、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 消費税軽減税率対策補助金についてでございます。

消費税軽減税率制度の実施に伴い創設されました中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金は、複数税率に対応したレジや券売機の導入、そして改修、また受発注システムや請求書管理システムの改修等に要する経費の一部が補助されるものであります。

この補助金の活用につきましては、東京都内に設置されました軽減税率対策補助金事務局が窓口とされておりますことから、制度の利用を必要とする事業者の適切な誘導に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは、続きまして、地方創生及び地域の活性化、安心して暮らせる全世代型社会保障等の重要政策を、具体的にどのように進めていくかという観点から、特に幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法と、所得が低い世帯の学生を対象に、大学、専門学校など高等教育を無償化する大学等修学支援法が5月10日の衆院本会議で与党と国民民主党などの賛成多数により可決、成立をいたしました。

この3月議会において、幼児教育・保育の無償化などへの本市の取り組みについて質問をいたしました。このたび関係法律も成立したことから、さらなる具体的取り組みについて、所管の担当者にお聞きいたします。

まず1点目としまして、改正子ども・子育て支援法について説明するとともに、本市の対象者数や利用に当たっての課題や準備状況等について、子ども・子育て支援課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 幼児教育・保育を無償化するため、子ども・子育て支援法の改正が決まり、本年10月より施行されることとなりました。その内容といたしましては、幼稚園や保育所に通う3歳から5歳の全ての子どもと、保育所に通うゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の子ども利用料を無償とするものでございます。

あわせて、国が定める基準を満たす認可外保育施設、また、病児保育事業、ファミリーサポートセンターの利用料等を対象としまして、費用の助成を行うものでございます。

4月現在、幼稚園や保育所に通う子どもは、本市で573人おりまして、そのうち今回の制度改正によりまして無償化の対象となります子どもの数は300人弱と予想しておりますが、その中でも須崎市が現在、独自で行っています第2子以降の減免制度により、利用料が免除されている場合もございます。

この無償化によりまして、保育所の入所希望者が増加することもあるかと思いますが、3歳

以上の入所率を見ても、ほぼ全員の子供が保育所等へ入所している状況でございますので、その影響は少ないと想定しております。

本年度分の無償化に伴います財源につきましては、全て国が負担することになっておりますが、来年度以降の財源確保が課題であると認識いたしております。また、3歳以上の子供の保育の利用料に含まれています食材費用であります副食費につきましては、今回の無償化の対象外とされておりまして、保育園での実費徴収になります。現行の第2子以降の減免制度では、この分も含めまして減免といたしておりますので調整が必要でございまして、大きな課題として検討が必要であると捉えております。

無償化に向けての準備といたしましては、今回、システム改修に伴います委託料につきまして補正予算を提出しておりまして、制度改正の取り組みを進めている状況でございます。なお、先日、県の無償化に対します説明会もございましたので、制度等、係で共有するとともに県から指導もいただきながら、適正に対応できるよう調整してまいります。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、大学等修学支援法について説明するとともに、本市の対象者数や利用に当たっての課題や実施状況について、教育長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 佐々木議員御質問の大学等修学支援法につきましては、低所得者世帯の学生を中心に、大学、短期大学、専門学校等の授業料、入学金を免除する制度となっております。さらには、給付型奨学金の拡充等を実施するという2つの内容を主なものとするものでございます。

本制度につきましては、学校設置者であります国・県・市町村、学校法人等が行うものでございますけれども、本市におきましては対象となる学校がございませんので、直接、担当する事務はないというふうに承知をいたしております。そうしたことから、対象者でありますとか利用に当たっての課題、実施状況については把握をいたしておりません。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続いての質問に入らせていただきたいと思います。

着実な賃上げの実現、最低賃金を全国加重平均ベースで、2020年代前半に1,000円超えに。こういった着実な賃上げへの取り組みの一環として、働く皆様の着実な賃上げの実現に向けては、主として国の多方面からの政策の総動員が必要であると思います。

3月議会での議論をさせていただきましたが、やはり雇用の拡大と賃上げを力強い流れにし、個人消費の拡大に努めていかなければならないと思います。賃上げには、企業の経営努力によるところが大きいわけですが、その上で賃上げしやすい環境づくりをどう進めるかの観点からも3月議会で議論をさせていただいたところでございます。

大事なことは、あらゆる手を打って、景気回復の実感を地域や家計に行き渡らせることではな

いかと思います。そこで、午前の西村議員の質問と重複するところもあると思いますが、中小企業支援の観点から、本市のこれまでの十分でなかった体制への対応部分も含めまして、経済産業省四国経済産業局から椿原地方創生振興監に出向いただき、生産性向上に直接つながる補助制度の利用促進にも注力をいただいたところでございます。

そこで、この間の取り組みを踏まえて、須崎市の今後の中小企業支援の取り組みなどをさらに発展させていくためには何が必要か、企業サイドや行政サイド等から率直な所見を、椿原地方創生振興監にお聞きをいたしますとともに、よりそういった視点も踏まえて、率直な御感想についてもあわせて述べていただきますと幸いです。よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 地方創生振興監。

〔地方創生振興監 椿原信雄君登壇〕

○地方創生振興監（椿原信雄君） お答えします。

私は、これまで特に、ものづくり補助金につきまして、市内企業に周知徹底するとともに、申請書作成のサポートなどに取り組んでまいりましたが、経済産業省の予算には、例えば企業活動にITを生かして収益を上げていく際に活用できるIT導入補助金や、国内外での販路開拓を支援する国内・海外販路開拓強化支援事業など、企業の成長を後押しする事業が数多くありますので、今後はものづくり補助金以外にも、これらの事業をうまく組み合わせて、あらゆる事業を駆使して市内企業をバックアップしていく必要があると思っています。

また、経済産業省以外の省庁の予算でも、例えば厚生労働省は、障害者や高齢者を企業が雇用する場合の件費に対する補助事業などを幅広く用意しており、企業を支援するためには省庁関係なく、また、国・県・市関係なく大きな視野を持って企業支援に取り組むべきであります。

そのためには、市内企業に直接訪問して、徹底的に補助金などに関するニーズをヒアリングするとともに、そこで明らかになったニーズにマッチした事業を紹介して、その申請を支援することが大切であると考えております。

最後に、やはり企業支援を、市内で展開していくには、数多くのサポーターが必要になりますので、市役所内では元気創造課やプロジェクト推進室が中心となって補助事業の情報収集や企業訪問をしていくとともに、市役所外でも高知県の地域支援企画員の皆様や、須崎商工会議所の職員と綿密に連携して、市内企業をサポートしていくことが今後の市内企業発展の鍵となると思っています。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 非常に具体的で創意に満ちたお話をいただきました。ありがとうございました。

続きまして、希望ある「幸齢社会」、幸せな高齢社会にということで、認知症施策の推進に向けた基本法の早期制定とか、かかりつけ医を認知症診療の中核に据える医療体制の構築や初期集中支援チームの体制強化、また、認知症サポーターの活躍の推進やバリアフリーや空き家対策の推進、また、地域公共交通の確保、高齢者の安全運転支援など、希望ある「幸齢社会」に進めてい

くためには、こういった課題は山積でございますが、きょうは2点だけ、その中から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、移動手段の確保事業でございますが、大崎稔議員も質問をされておられまして重複する点もあろうかと思いますが、改めてお願いしたいと思います。

検討会の協議に基づき計画的に市民の利便性向上に進んでいると認識をいたしておりますが、本年度予算にも計画が盛り込まれておりますが、そこで、公共交通の観点から、福祉政策の観点から、地域性や利用者の需要を踏まえて総合的に、移動手段確保事業の取り組みについて、とさでん交通バスの存続問題の現状も踏まえて、市民へのわかりやすい、公共交通を使いたくなるような説明を副市長にお聞きしたいと思っております。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 本市の公共交通は、市内外を結ぶ幹線としまして、JRと路線バス、その他市営バスやスクールバス、巡回船となっておりますけど、これらの公共交通を補完する仕組みとして検討を進めてまいりました多ノ郷北部地域への予約型乗り合いタクシーの導入については、本年10月1日から3路線での運行を目指し、現在、準備を進めているところです。

また、福祉施策の点でも、福祉タクシーについて、これまで1人当たり1万3,440円分のタクシー料金の助成額を、今年度からは年間2万4,000円に増額し、施策の充実を図ったところでございます。

さらに、これも今年度からとなりますけど、市営バスの利用拡大に向け、停留所5カ所の増設と280円の回数券の設定を行うことで利便性の向上を図り、広報やホームページ等において、その周知を行ってまいりました。

このように、できるところから移動手段の確保策の充実に向け、取り組んでいるところでございます。

議員のお話にありました、とさでん交通のことですけど、高知・須崎線について、本年9月末をもって廃止したいとの申し出がありましたが、住民生活への影響が大きいことから、路線維持に向け、関係機関と対応を協議してまいりました。

その結果、路線は高知・高岡間と高岡・須崎間、この2つに分割されることとなりますけど、高岡・須崎間については、高知県地域交通協議会が事業者の公募をしたところ、1事業者から、これまでと同じ7便運行の条件で応募があり、路線の確保と便数の維持ができる見込みとなりました。

今後におきましても、これらの公共交通、また予約型乗り合いタクシーなど、市独自の取り組みや利用促進に向け、通院や買い物など、具体的な乗り方などを市民の皆様へ、よりわかりやすい形で御案内をしてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、高齢者の安全運転支援について、質問させていただきます。

高齢者の悲惨な事故が多発している現状に鑑みまして、本市においてもさらなる具体的施策を

講ずるべきであると思うが、副市長の所見をお聞きます。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横島浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） 交通安全については、特に近年、高齢者の皆様が事故に遭わないよう、また、みずからが加害者にならないよう、さまざまな啓発活動が行われておりますが、議員御案内のとおり悲惨な交通事故が後を絶たないのが現状であります。

本市におきましても、啓発活動や交通安全教室の開催、カーブミラーやガードパイプの設置など、ソフト・ハード両面の交通安全対策を実施いたしておりますが、これで十分といった到達点はありませんので、引き続き、須崎警察署初め交通安全協会や交通安全指導員協会など、関係機関とも十分に連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

議員の言われたさらなる具体的施策を講ずるべきとの御指摘につきましては、他自治体でも免許自主返納者に対する支援策等、各市の取り組みがなされておるところでございますけど、本市においても効果や財政負担などを見きわめながら、可能なものから取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 副市長のほうから、私が質問した趣旨より具体的な施策について注視していただきまして、自主返納の話を出していただきましたが、例えば自主返納ができる方はしていただく。しかし、できない方も多数いらっしゃると思いますので、例えばその際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えて悲惨な事故になったとか具体的な問題が発生しています。例えば自動的にアクセルを踏み間違えるところを、修正した車を使えるように補助金を出している県内の自治体もございます。これはそんなに大きな補助金ではないと思いますが、やはり自主返納も一つの大きな取り組みであると思いますし、さらに促進はせないかんわけです。御存じのとおりなかなか自主返納できないという方もいらっしゃると思いますので、そういう方に対してのより具体的な施策、先ほどのような車の事故防止の仕組みを取り入れた車を購入できるようにする、ちょっとした補助金の導入であるとか、そういったことに関して、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横島浩治君登壇〕

○副市長（横島浩治君） 現在、政府においても高齢者向けの限定免許制度の検討がなされているようですし、先ほど議員からも紹介がありましたように、自動車業界も国の要請等から、新車への自動ブレーキの設定でありますとか、踏み間違え時減速装置などの装備の設定なども行われてきております。

このように、環境が整えられてきておりまして、県内でも、先ほど言われましたように、それに対する後づけの踏み間違い装置ですか、それに対する補助制度を設けているところもございます。

このように、どうしても運転する必要がある人への支援も必要だと考えておりますので、いろいろ先行自治体の例とかも見ながら、そういったハード面への支援というか補助、そういったこ

とについてもあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） ありがとうございます。より具体的な答弁をいただきました。より明確な成果を出していただいて、楠瀬市政下にあって全国のトップランナーを走る須崎市になってきておりますので、他の自治体の事例をずっと見よって、課題がなくなってから取り組むではなくて、少しちょっと早目に取り組むぐらいの勇氣ある取り組みを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、誰もが輝く社会の実現という観点から、特に、ひきこもりや社会的孤立、既存の制度で対応し切れない困り事をワンストップで支援する体制の強化や、子供さんの学習・生活支援や住宅セーフティーネット、こういったところに政治が光を当てる時代になってまいりました。

特に国は、初めて40歳以上のひきこもりの実態調査を実施しております。61万人超えにも及ぶことがわかりまして、80代の親がひきこもりの50代の子供を養い、親子共倒れの危険もある8050問題の解決で、いよいよ本格的な流れをつくっていくときが来ております。

須崎市にありましても他山の石ではなく、実態把握はまず必要であると思いますが、副市長の所見をお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 議員のお話にもありましたように、ことしの3月、国が初めて中高年層を対象としたひきこもりの調査を実施し、結果を発表いたしました。その概要は、自宅に半年以上こもっているひきこもりの40歳から64歳の方が、全国で6万3,000人に上り、そのうちの7割以上が男性で、引きこもる期間も7年以上が半数を占めるという結果でございました。引きこもる中高年の子と高齢の親が社会的に孤立する8050問題が特殊な例ではないことを示す結果ともなっております。

そこで、議員御指摘の本市においても実態把握が必要ではないかということについては、今回の国の調査を活用することによりまして、ある程度の傾向や人数の推計ができるといったことや、また、ひきこもりは、例えば本人にひきこもりの意思がない。親が引きこもる子の存在を知られたくないといった場合など、非常に表に出づらい性格のものだと考えておりまして、実態把握は非常に難しいと思われることから、現在のところ調査を行う予定はございません。

実態調査ということではなくて、これは現在も行っておりますが、民生委員や地域、あるいは関係機関からの情報により状況を把握して、それを関係機関で共有・連携して、ひきこもりの当事者や家族に寄り添いながら、丁寧な相談等の対応を行っていくことが重要だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、生活困窮者への自立支援については、3月議会で副市長に本市の現状の取り組みを確認をさせていただきました。その上で、生活困窮者への自立支援では、

既存制度で対応し切れない困り事をワンストップで支援する体制の強化や、子供の学習支援等に、より力を注ぐべきではないかと思いますが、副市長並びに教育長にお聞きます。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩します。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 生活困窮者自立支援の関係で、議員の言われる既存制度で対応し切れない相談等をワンストップで支援する体制でございますけど、平成27年度に創設されました生活困窮者自立支援制度が、これまでの制度のはざままで支援から漏れていた困窮者を包括的に支援していくものになります。

この制度に基づき本市では、須崎市社会福祉協議会に委託し、須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」を開設し、自立相談支援や就労準備支援といった事業を、また、平成30年度からは家計相談支援事業を実施してきておりまして、平成30年度には51件の相談者に対して支援を行っております。

相談に訪れた生活困窮者に対しましては、まずは「ほっと」で支援員が対応し、一人一人の状況に応じた解決に向けた支援を行っておりまして、必要に応じて他の機関につなぐといった対応もしております。

今後におきましても、例えば徴収事務等を行う庁内の部署に生活困窮者が相談に来られた場合には、本人の同意のもと「ほっと」につなぐなど、庁内での連携を強化するとともに、その他関係機関との連携・協力のもと、漏れの無い支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） それでは、子供にかかわる部分について、お答え申し上げます。

子供を取り巻く生活困窮ということでございますけども、それ以外に虐待でありますとかネグレクトでありますとか、あるいは基本的生活習慣の欠如、さらには、家庭での学習習慣の欠如など、子供を取り巻く困難な要因というのはさまざまございまして、複雑に関連している場合が多いというのが実態であるというふうに認識をいたしております。

このため、学習習慣、あるいは低学力等の問題に対しましては、個々の児童生徒の実態に即して、各学校で個別の加力学習を行う等、指導しているところでございます。また、生活困窮につきましては、就学支援制度等によりまして支援を行っているところでございます。また、虐待やネグレクト等、非常に厳しい環境にある子供たちへの支援ということでございますけども、そういう点では子ども・子育て支援課、あるいは家庭児童相談員、それから、学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さらには、状況によりまして警察でありますとか児童相

談所等々、関係機関にも御協力をいただきながら、児童生徒の安全、あるいは生活の安定に努めているところでございます。

今後とも子供たちの実情に寄り添いまして、関係機関などの御協力をいただきながら、適時適切に相談支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは、続きまして、防災・減災、一人の生命を守り抜く観点から、熱中症対策、市内公立小中エアコン設置、エアコンの運転費用の確保について、3月議会においても教育長に確認をさせていただきましたが、猛暑の時期も近くなり、再度、次の2点について、御答弁願います。

公立小中学校の全ての普通教室への夏までのエアコン設置について、現在の工事の進捗状況や、せっかく設置されたエアコンが十分活用されなければ意味がありませんが、エアコンの運転費用の確保について、教育長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） お答え申し上げます。

エアコンの設置につきましては、おかげさまで計画どおりに工事が進捗いたしております。6月末には全ての工事が完了する予定となっております。7月からは使用ができる状況になるというふうに想定をいたしております。

また、十分活用していただかなければつけた意味がございませんので、そういう意味では、相当の電気代もかかりますけれども、学校においては、それぞれの教室の実情に応じて、適切に児童生徒の安全を確保できるよう、使用するよう指示をいたしております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 続きまして、梅雨の時期も近づいてまいりまして、地震や台風、豪雨、土砂災害などから市民の命と暮らしを守る、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、国の事業は、国と地方のネットワークで効果的な実施が進んでいると認識をいたしておりますが、本市の危険箇所の改良等にどのように生かされているのか、副市長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策については、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うことを目的とした国土強靱化基本計画に基づき、昨年12月に決定されたものですが、本市ではインフラの機能維持として、来年度予定しております市道改良と雨水ポンプ場の耐震化について、予算を要望しているところでございます。

また、地震・津波対策では、津波避難路整備など主な事業については、本市は、国の都市防災

総合推進事業におきまして、南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられておりますので、3分の2にかさ上げされた交付率で事業を実施しているところですけど、この3か年緊急対策の項目にあるものについて予算配分がなされるものについては、比較考慮した上で、その活用についても検討してまいりたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） それでは最後の質問ですが、旧須崎高校の空き校舎の利用について質問させていただきます。

これも何回かこれまでに質問させていただきましたが、現時点で本市の利用計画の策定がどのように進んでいるのか。そして、事業計画策定に当たっての期限や体制など、そして、現須崎総合高校がどのように空き校舎を利用する予定になっているのか。また、今後、旧須崎高校の空き校舎の利用に向けて、県教委との協議の枠組みやスケジュールについて、副市長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 旧須崎高校の空き校舎等の利活用策については、庁内の若手職員を中心としたプロジェクトチームにおいて検討してきておりまして、子育て支援の拠点でありますとか図書空間といった利活用策が一定まとまりつつあるところですけど、今議会でも補正予算案を提出させていただいておる図書館の整備方針、これは新設するのか、あるいは既存施設を改修するのかというようなことも検討していくことになるんですが、仮に改修の場合には、旧須崎高校もその候補の一つとなってくるわけで、この図書館の整備方針、これが固まらないと、具体的な利活用策を固めることができず、現状では県教育委員会と正式に協議するといった段階までは至っていない状況でございます。

次に、須崎総合高校の旧須崎高校の使用については、県教委からは主にクラブ活動でグラウンド、テニスコート、また教室についても一部使用する予定であるが、その他の施設については、この貸し付けについては、できるだけ須崎市の要望に添うとの話をお伺いしているところです。

ただし、今年度は移行期間として、後処理や貸し付け条件等を詰めていく必要があるため、市に貸し付けできるのは来年度以降になるともお伺いしております。

今後、県教委と協議を進めていくためには、先ほど申しましたように、市としての利活用策を固める必要があるわけですが、これが固まるのは図書館の整備方針との関係から、最低でも1年程度は時間を要すると思われます。ただ、その間、協議をとめる、しないということではなく、図書館の整備方針の検討と並行して、ある程度まとまりのある可能性の高い利活用策を打って、県教委と情報交換でありますとか協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 佐々木さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） これは今、御答弁いただきましたが、まず、須崎市としての利用計画の整備方針に図書館等のことも入ってきて、大きな市政課題ともリンクしてきているということで、なかなか方針がまとまりにくいというふうにお聞きをしましたが、やはり例えば当初は昨年末ぐ

らいに、そして県教委との関係で、そんなに急いでもというような認識のずっとこれまで経緯があって、今回の答弁では図書館もということになったので、若手の職員に鋭意、検討させておるけれども、そういう市政課題も入ってきたから、なかなか方針として決まらないという現状認識を受けたわけですが、そしたら、若手職員に検討させているということの今現状と、そして図書館もということになってくると、結局、利用計画をどのように今後、具体的にまとめていくかということについて、市長が答弁できるのかどうかわかりませんが、そこら辺、どのように考えておるのか、ちょっと再度、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） 若手職員の検討については、先ほど申しましたように図書館の整備方針というのが入ってきたことから、ちょっと今、休止しているような状況ではあります。ただ、先ほど申しましたように、図書館の整備方針、これを固めるのはまだまだ時間がかかります。その間、何もしないということでは、いざというときに、なかなかぱっと利活用方針をまとめることができませんので、我々が考えていることについても県教委がそれを。

○議長（大崎宏明君） 副市長に申し上げます。

申し合わせの時間になりましたので、答弁を簡潔にお願いします。

○副市長（横畠浩治君） のんでくれるかどうかということもありますので、そこは随時、情報共有もしながら、相談させていただきながら検討していきたいと考えています。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 10月から、子ども・子育て支援法の関係で、保育料無償になるということ、その方向であります。細かく言いますと、その中で給食費が保護者負担になるというふうな制度設計になっているということでございますが、須崎市では第2子以降の保育料の無償というふうなことで、給食費も含めて無償で今までやってきておって、そういう期待があるわけですけども、そういう新たな負担をこれから求めるということにはならないではないかなというふうに私は思うところですが、その点については御答弁が先ほどなかったように思いますが、関連をしてお答えをいただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 豊島議員さんの御質問に関しましては、市の方向性に関する内容でございますので、副市長から答弁をいたします。

○議長（大崎宏明君） 副市長。

〔副市長 横畠浩治君登壇〕

○副市長（横畠浩治君） お答えします。

市が先行して、給食費も含めた無償化をしてきたことから、今回の法施行により、これまで無償であったものが今後、支払わなければならないといったことになれば、後退にも思われるわけ

ですので、これからスキームを検討する必要がありますけど、保護者の負担とならないような方策を考える必要があると思っています。

△時間延長

○議長（大崎宏明君） 間もなく定刻となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

順次質問を許します。高橋立一さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目の保育園の統合についてでございます。朝方、西村議員、それから大崎稔議員と質問もされ、十分な質疑もされたことかと思いますが、一問一答の性格上、質問と答弁が繰り返されて、ちょっと最終的にばらついてしまったかなというふうな感じも受けまして、これはもちろん質問者の責任でもございませんし、答弁者の責任でもございませんが、印象としてそういうふうになってしまったかなというふうな気もしますので、重複する質問でございますけれども、改めてお聞きしたいというふうに思います。

保育園の統合計画について、保護者への説明の状況、計画の進展ぐあいについて、改めてお聞きいたします。私自身もちょっと聞きもらしたところもあるかもわかりませんので、重複になりますが、答弁を願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 統合計画のグループ別に説明いたしますと、Bグループの上分保育園への統合をお願いいたしております安和保育園につきましては、過去何度か説明会を開催させていただきましたが、まだ御理解を賜るという段階には至っておりません。

また、Cグループの日の出保育園、みなみ保育園につきましては、一定の御理解はいただいておりますが、吾桑保育園につきましては説明が足りないとの御指摘がございましたので、5月から6月にかけて3回に分けて各地区に説明を行いまして、皆様の御意見をいただいたところでございます。この3回の説明会を踏まえまして、7月に私が直接、地域にお伺いしてお話をさせていただくこととしております。

また、Dグループのあおい保育園と大間保育園の統合につきましては、あおい保育園保護者会の皆様の御理解をいただいておりますというふうに思っております。今月中には保育協会とも協議の上、改めて説明をさせていただくこととしております。

これら統合につきましては、皆様の御意見を頂戴した上で、9月末までには最終的な判断をさせていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 改めてお聞きして、午前中に答弁されたことの当然繰り返しではあったわけですが、私個人的にもすっきり改めて入ってきたところでございます。

この保育園の統合については、いわば計画から16年ぐらいで、陸上競技に例えるなら長距離

走だというふうに取り組み自体は思うわけですが、普通の陸上競技の長距離走と違うところは、陸上競技ならば周回おくれであっても途中どんな状況であろうが、最後にゴールしたら勝利なんですけれども、この取り組みに関していいますと、やはり前半の周回おくれぐらいはあるかもわかりませんが、残り半周であるとか第4コーナーを回ったところで、しゅっと追い抜いて1位でゴールするというふうな内容の取り組みではないんじゃないかというふうに、ちょっとわかりにくいかわかりませんが、私は大変わかりやすいと思って説明しておるところなんですけれども、そういうふうなことじゃないかというふうに思うわけで、あたかも何か短距離走のように印象を与えてしまうところがあったんじゃないかと。それがやはり大崎稔議員が言われました、おくれっているんじゃないかと、遅いんじゃないかという印象につながってきたんじゃないかというふうなことでございます。

このことによらずですけれども、やっぱりできるだけ計画的に、おくれや不備なところはできるだけなくすような、特に長距離の取り組みに関しては、やっていかなければならないんじゃないかというふうに印象を持ったところでありました。

市長、改めて、この計画に対する意気込みをお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 統合でございますので、やっぱり保育園児の保護者の皆様、あるいは、その統合をされようとする地域の住民の皆様の気持ちが、いろんな形であるというふうにも認識しております。

立場的には、やはりこの統合を進めて保育士の不足の問題も含めて、安全・安心な保育、よりよい保育を提供させていただくという立場でございますので、地域の皆様のやっぱり保育園がなくなると地域が寂しくなるであるとか、あるいは地域づくりに支障が出るであるとか、あるいは長距離を保育園に通園させなければならぬであるとか、いろんな不安がまだまだ十分に解消されてないというのは、もう十分わかっております。

しかし、先ほど高橋議員が言われたとおり、非常に長丁場になっております。これらは、やはりどこかで決断していかなければならない問題であるとも認識をしておるところでございます。そういう意味で、来年度の募集に間に合わせるには、ことしの9月にきちとした形のお願いを最終的にしなければならぬという判断をしておるところでございます、この点は御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） いずれにしても時期は決まっておるということでございますから、先ほども言わせていただいたことも踏まえて、やっぱり帳じり合わせなことやったねと言われないように、印象を持たれないようなことじゃないと、やっぱりいけないだろうというふうに思うわけで、時期は迫ってきているわけなんですけれども、そういった面は私が言わずもがなことであろうとは思いますが、しっかりと改めて胸に刻んでいただいて、統合問題には取り組んでいって

いただきたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移ります。会計年度任用職員制度について、お伺いをいたします。

来年度から導入される会計年度任用職員制度については、高知県内では、県、高知市が先行して協議を進めており、9月定例会に提案されるようにお聞きをいたしました。私はこのことに関して、これまで3度にわたって質問してきたわけですが、都合きょうは4回目の質問ということですが、いよいよ本市においても本格議論がなされるようになると考えております。

また、過日、れんけいこうち広域都市圏の中で、高知市から制度についての説明会が開かれたとお聞きいただきましたが、その説明会を受けて本市としてのこれからの取り組みの方向性は定まってきたおられるのかお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることは、議員御承知のとおりでございます。現在、本市も含めて各自治体で準備作業が進められているところではございますが、総務省からの運用通知やマニュアルは、制度概要に関するものが多く、実務的な情報が少ないため、総務省の示すスケジュールからは、おくれが生じているのが現状でございます。

また、御案内のとおり、5月30日には、れんけいこうち広域都市圏の取り組みの一環として、会計年度任用職員制度導入に向けた市町村担当者会議が行われまして、県内各市町村の課題や方向性等について、情報交換が行われたと承っております。

本市といたしましても、今後、近隣市町村との均衡等を考慮しながら、本市の実情に応じた制度設計を行っていきたいと考えております。

御指摘の議会提案時期につきましては、現在の作業の進捗状況からすると9月議会への上程は難しいのではないかと考えておりますが、来年春の募集に向けては12月議会への上程が最終的な期限になるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も県や他の市町村と情報共有を図りながら、円滑な制度の導入に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） この質問も答弁が書き切れんと思って、私は分割して質問をさせていただいておるところですが、市長にその2問目まで語っていただいて、大変恐縮でございます。

昨年9月の定例会で私が質問したとき、市長は、募集時期が当該スケジュールよりも遅い場合には各自治体の実情に応じたスケジュールで対応することも可能であると述べられたわけでございます。実際、今現在はそのような状況になっているというふうに思います。

スケジュールどおりには、なかなか、須崎市に限らずです、もちろん。行っていないのが現状であります。高知市の説明で想像するに、1つ方向性、道しるべみたいなのができたんじゃないかというふうなことも想像するわけでして、本市の実情に合った方向性を持って取り組んでいくという、ちょっとまだ大ざっぱなと言いますか、そのことはわかるんですけども、もう

ちょっと細かい、9月定例会への上程は無理、恐らく12月ということでございますが、そこはわかりましたが、もうちょっと細かい方向性なりがわかれば、答弁願いたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども申しましたとおり、御認識のとおり、高知市が先行されておるわけでございますが、須崎市において、現時点で細かい方向性との御質問でございますが、12月議会に上程ということで、今まだまだ、先ほども言いましたとおり、総務省からのお話も断片的なものでしかない状況の中で、現在、内部で調整あるいは検討している最中でございますが、細かい内容につきましては、もう少しお時間を頂戴したいと思います。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） ずっとこの間、質問させていただいて、私、言うたかもわかりませんが、質問する私も、答弁する市長を中心とした執行部も、なかなか材料を持ち得てないことが多かつて、丸腰同士で質疑をしゅうような感じやったわけですが、きょうの時点で、これまでの3回よりは、もうちょっと具体性を持った答弁がいただけるのかなと想像もしておりました。

実際まだ、その説明会があつて1カ月たつてない、20日ぐらいですので、これから本当に本格化して、さっきの統合の話ではございませんが、これもゴールがあることでございますので、急ぎながらもきちっとした議論をしていかなければならないことだろうと思います。

仮に12月上程になると、やっぱりそれはもうぎりぎりだろうとも思います。ただ本市の場合は、例えば今の臨時さんの採用は年が明けてからの取り組みだろうと思いますので、そういった意味でいうと、本当にぎりぎりだけれども何とか頑張って取り組めば間に合うかなということだろうと思います。

ぜひ、先ほど言いましたように、中身もきちっと充実させながら、なおかつ間に合うように十分な議論をしていただいて、間に合うように取り組んでいただきたいと思います。

そこで、私、なかなか最近、先ほど保育士不足の問題、あるいはやめてしまふとかそういったことを言われましたけれども、やっぱり臨時の職員さんも募集しても、近年はなかなか来ていただけない状況が続いているとも聞いておりますし、やっぱりそこに一つの方策として、処遇の改善も当然考えてしかるべきじゃないかとも思っております。

その時々々の社会情勢にもよりますし、ずっとそれが半恒久的に続くかという、そういうものでもないかもわかりませんが、ぜひそういった面も加味していただいて募集をかけることもやっていただければいいんじゃないかと思うところです。ぜひ何度にもなりますが、精力的に、かつ充実した取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。森林環境譲与税について、お聞きをいたします。

本定例会には、須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について、また、本年度の補正予算として提案もされていますが、森林環境譲与税については、自治体への譲与について、人口基準が譲与基準の中に入った結果、林業費がほとんど計上されてない自治体にも高い譲与税収が分配され

ることが明らかとなっております。

目的には、林業分野の消費面、あるいは都市部の振興といったものも明記はされておりますが、本来、森林需要の高い自治体への分配を厚くしてしかるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、本市への分配額については、妥当と考えておられるのか、あるいは妥当性を欠くものとするのか、答弁をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 森林環境譲与税の譲与基準につきましては、その50%を私有林人工林面積で、そして残りの20%を林業就業者数、そして、残りの30%を人口で案分し、譲与することとされております。また、市町村と都道府県の譲与割合につきましては、市町村が9割に対し都道府県が1割となっておりますが、制度発足初期は市町村の支援を行う都道府県の役割が大きくなると考えられることから、経過措置といたしまして、市町村が8割、都道府県が2割の割合でスタートし、その後、市町村への譲与割合を徐々に高めていくという設計となっております。

なお、この制度は創設されたばかりでございますので、その妥当性につきましては判断できる時期ではないと思っております。高橋議員御指摘の森林が余りない都市部の市町村においても同じ基準で譲与されることとなっております。その使途につきましては森林整備を支える木材利用等の取り組みや、都市部の住民が参加しての植林や育林の活動など、都市と山村の連携による森林環境づくりが期待をされております。

本市におきましては、森林資源の適切な管理と林業・木材の成長産業化につながる財源として、有効に活用してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 市長が述べられましたように、譲与基準率というものが決まっております。市長が言われた3つの割合というのがあるようでございます。

本市の分配については、現時点では妥当かそうじゃないかの判断はまだできないということでございました。多分いろんな資料でごらんになっておられると思いますが、この資料は2月ぐらいの試算の状況で、ほとんど実際と変わらないと思うんですが、例えば一番分配の額が多いのは神奈川県横浜市でございます。もちろん人口基準が一番大きく加味されているところだろうというふうに思いますが、になっております。林業就業者率でいうと0.01%、私有林面積0.00%なんです。

先ほど言いましたように、人口基準が入ったばかりに、これぐらい分配が高くなると。市長も言われましたし、私もこの制度の趣旨の中には、当然、都市部へのでこ入れの部分もございしますので、一律にはおかしいんじゃないかと言にくいところも正直ございます。けれども、やっぱり高知なんかに住んでおりますと、やっぱり森林県として森林率も日本一だと思いますし、そういう意味でいうと、印象的にはやっぱり森林需要の高い県としての、実際もそうですし、自覚もあるだろうというふうに思います。

ちなみに、このベスト100までの間に須崎市は入っていないわけで、高知県内で一番高い順位

をいいますと、四万十町が36位に入っておられます。それから、あと50位にいの町、54位に四万十市、67位に高知市というふうになっておると思います。残念ながら須崎市は、先ほど言いましたように入っていないわけでございます。

そういった面が、先ほど言いましたようなことでありますので、必ずしもそれだけの問題ではないかと思いますが、特に森林県でもある本県については、全国に先駆けて森林環境税を導入した経緯もありまして、県民意識として森林の保全、利活用の意識が高いというふうに考えるところです。今後、譲与基準の見直しを求めることも必要ではないかというふうに思います。

妥当性の判断は、まだできないと言われましたけれども、この基準見直しについてはどうお考えになれるか、市長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） その森林環境譲与税の分配基準が5対3対2になった理由を正確にわかっておるわけではございませんが、1つ確かなのは、この森林環境税は新しい税で日本国民皆さんに負担をいただくという提案があつて、これも時間が大分たつて、やっと税制として法律化されたわけでございますが、非常に都市部の方の反対が強かった。これは間違いないわけでございます。

その中で、税として成立させるのにかなり苦労したのは、毎年の税調とかその中の議論をお聞きしても非常に苦労された。やっとここまで来たということで、先日は、首長の会でこの森林環境税を成立させようという会があつて、その解散式がございましたけれども、解散式で臨まれた役員の方は、非常に肩の荷がおりたと。これはもう都会の自治体の長じゃないんですけども、森林のあるところの長の皆さんですけども、やっとここまで来て肩の荷がおりたとおっしゃっておるのは、現状ではそういうところなんです。ここまでよく来れたねと。

その上で、今後まだ国民の皆さんからの徴収は数年後になります。ことし分配される分は、いわゆる国が借り入れをして前倒しで分配していきます。それを徴収が始まってから何年かで償還していくという仕組みでございまして、この分配の率の見直しについて、現時点でなかなか声高らかに国に対して要望するという段階では、まだないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 確かに現時点での状況でいいますと、実際徴収もしてない中で、言える状況ではないという判断をされるのもうなずけるところでございますが、恐らくそのときを待たずして、仮に須崎市や高知県内の自治体が声を上げずとも、全国の中では、やっぱり特に町村の小さい厳しい財政状況の自治体から、何らかのアクションなり声なりが出てくるんじゃないかとも想像するわけでございます。

そういったときに、徴収が始まる始まらんの問題は市長の中では大きいことだろうとは思いますが、そういう議論が出てきたときに、改めてその議論について耳を傾けて、須崎市としての立場を内外におっしゃられるとか、そういった話をじっくり聞くとか、そういったつもりはいかが

でしょうか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども言いましたように、ルールですから、何らかの形でルールづくりを、その分配の割合の、をしなければならぬわけでございます。今回決まった経緯は私、その5対3対2を決めた理由はまだ勉強はしてないわけでございますが、とりあえず始まった制度、先ほども言いましたけど、よくここまで来たねという制度でございますので、これを定着させる。まずは定着させて、非常に林野庁の方も総務省の方もおっしゃっていましたが、使い勝手のいい譲与税にしていきたい。いわゆる受け取る自治体が使い勝手のいい譲与税にしていきたいということを明言されておりますので、まず、そこがゆがまないように、いろんなこれをやっちゃだめ、これじゃないとだめとかよく注文がつくわけでございますが、そういうことのないような形で、要は地域の自主性によって林業が発展する方向に予算が配分できるような仕組みづくりを、まず立ち上げていくということが大事ではないかと思っておるところでございます、そのうちいろんな、例えば環境問題とか二酸化炭素排出の問題とか、ひょっとしたら絡んでくるかもしれませんけれども、まだその時点では、議論が起こったら須崎市の立場を表明していくのが、そのときの執行部の役割になってくるのかなというふうには思っております。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔10番 高橋立一君登壇〕

○10番（高橋立一君） 先ほどの質問は、やや、たればな質問になったかも知れませんが、大変そこは恐縮なんですけれども、先ほども言いましたように、私の想像ですけれども、一言、声を上げる自治体が出てくるんじゃないかなということも想像しているところです。ぜひ冷静に見詰めていただいて、そのときの執行部という言い方をされました。まだ市長がそのときの執行部かも知れませんが、いずれ何年先のことはわからんわけですが、ぜひその心づもりで、きちっと見据えていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。防災対策について、お伺いいたします。

水害・土砂災害の防災情報の発令について、お伺いをいたします。

防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、それぞれのレベルに応じて住民の皆さんに避難のタイミングや、とるべき行動をわかりやすく伝える水害・土砂災害の防災情報の伝え方が、今月3日から変わったということで、須崎市のホームページにも掲載されておりました。

運用の前提として、市民の皆さんへの周知徹底が必定であります。さまざまな広報活動が求められると思いますが、具体的に考えておられる取り組みについて、地震・防災課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

警戒レベルにつきましては、昨年の7月豪雨を教訓とし、本年3月、中央防災会議において、避難勧告等に関するガイドラインが改定されたものでございます。

内容は、住民の皆様は情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルで提供し、避難のタイミング等、とるべき対応を明確化し、逃げおくれゼロを目指すものでございます。

先ほど議員も申されましたが、現在、市のホームページに詳しく掲載しております。６月４日には、市長の定例会見におきましても、運用開始につきまして報道機関に発表しております。また、７月の広報にも掲載しますので、市民の皆様にはごらんの上、５段階の警戒レベルについて御理解いただきたいと思います。

警戒レベルの運用により、市民の皆様の早目早目の避難行動につなげられるよう、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 課長が言われましたように、昨年７月の豪雨を教訓とした内閣府による避難勧告等に関するガイドラインの改定を受けてのことであろうと思います。言われましたように、警戒レベルの１から５について書かれておりますが、これは本当にちょっと読めば大体わかりやすい基準かなというふうに読めるわけですが、住民みずからが行動をとる際の判断に参考となる警戒レベル相当情報というのが併記して書かれておりまして、これだけ見ると、少しちょっと何か、例えば氾濫発生情報、氾濫危険情報とか、この文言がどのレベルがどれかというのが、特にちょっと覚えにくいかなというふうな気もいたします。

そこで、やはり行政として、警戒レベルの周知徹底に主に力点を置きながら、例えばこの図表を各家庭で共有していただいて、できれば覚えていただくぐらいの取り組みをしなければならないただろうと思います。各家庭の見やすい場所に張っていただくことであるとか、そういった取り組みが必要になってくるんじゃないかと考えますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 議員の御質問通告をいただいてから、私なりに考えまして、取り組みと申しますか、議員のおっしゃるとおり、どっかに張っていただくのが一番覚えやすいというところございまして、子供からおじいちゃん、おばあちゃんまで１日のうちに必ず１回は見るであろうという冷蔵庫の前であるとか個室のドアの内側あたりに張っていただくと、毎日ごらんになるので、覚えていただけるんじゃないかと思っております。そういうところに張っていただくのが一番いいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 張っていただくのがよろしいんじゃないかということでございますが、張っていただくための取り組みを、どういう取り組みをなされるかは、いかがでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。

チラシ等をプリントいたしまして、公民館であるとか市役所であるとか、そういうところに配置したいと考えております。御自由にとっていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 市役所であるとか公民館等ということでございました。それも当然、必要だろうと思いますが、いま一步踏み込んだ周知徹底も、必要じゃないかなと思うわけですし、行政のほうでホームページに載せる、あるいは役所にチラシを置く、公民館に置くということは、１つの取り組みではありますが、一方では、ちょっと受け身的なところもあるんじゃないか。もうちょっと能動的な取り組みもあってしかるべきじゃないかと思うわけでございます。

きょうの答弁でいいですと、もしかしたらそこまでまだ具体の取り組みについて話し合いもしてないのかもわかりませんので、ここまでなのかもしれません。ここまでという言い方は失礼なんですけど、きょうの時点では、そういった対応ということなのかもわかりませんが、これから行政から、具体のやり方は私も簡単には想像がつくものではないんですけれども、もっと先ほど言いましたような能動的な取り組みもやっていくべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） ただいま御質問をお聞きしておりまして、私は議員に能動的方法をお聞きしようと実は思っておりましたが、予算の都合もございまして、印刷して広報の中に折り込みをしまして各家庭に配るとかいうことぐらいしか今、思いつきませんが、またいろいろ御教授いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 現時点で私も想像できないという質問は非常にずるい質問だろうと思いますが、現実に私もそういうところございまして、私も課長がおっしゃられたように考えていくべきことだろうと思いますので、正式な場だけでなく、役所の中で会ったときとか、こちらから話しにいったとき等々、またそういった話ができればよろしいかなと思いますので、お互いに頑張ってまいりましょう。

災害・地震に限らず、住民の皆さんはいつ逃げたらいいのか、避難したらいいのか、まだ大丈夫じゃないか。こういった判断を、頭の中で長いこと住んじゅう地域なら大体これぐらいでという想像もついたりすることもあるかも知れませんが、判断基準が明確になることによって、これまで、もしかしたら一瞬の迷いとか逡巡とかが起こっていたことがなくなるのではないかというふうなことも、もちろん考えられますので、そういった意味でも、このレベル表示を覚えていただくというのは重要なことだろうというふうに思うわけでございまして、ぜひ取り組みを強めていっていただきたいというふうに思うところでございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

先ほど佐々木議員も、ちょっと質問しかけぐらいの感じやったんじゃないかというふうに思うところでございますが、私は子供を守る取り組みについて、お伺いをいたします。

5月8日に滋賀県大津市で発生した交通事故、同じく28日に神奈川県川崎市で起きた通り魔事件等、子供が犠牲になった痛ましい事件、事故が続発をしております。原因や状況については違いがあるものの、思わず耳目をふさぎたくなることであることには違いのないところであります。

各所との連携をとりながらの学校、保育園での可能な限りの対策を講じる必要があると考えますが、それぞれ考え得る取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 大津市の交通事故におきましても、あるいは川崎市の通り魔事件におきましても、なかなか通常、想定しがたい事件・事故であるというふうに感じておりまして、それだけになかなか具体的な有効な施策と、あるいは対策というものが難しいところであるというふうな認識も持っているところでございます。

そこで、幾つかに分けてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、学校の通学路等につきましましては、毎年、道路管理者等の関係機関が、通学路安全対策連絡協議会という会を組織しまして、危険箇所の合同点検を行っており、その結果を受けまして安全の確保に向けた対策を実施していただいております。

昨年度は、小中学校から23カ所の危険箇所が通報されまして、早期に対応可能な場所につきましましては、関係機関で対応いただいております。そのうち13件につきましましては継続の案件となっているところでございまして、この部分につきましましては引き続き関係機関に改善を要請しているところでございます。

また、昨年度も同様に、児童生徒が犠牲になる痛ましい事件というのがあったわけでございますけれども、そうしたことを受けまして、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議から、登下校防犯プランというものが昨年6月に示されたところでございます。このプランを基本に、子供たちの安全確保に取り組むことといたしております。本市では警察でございますとかスクールガード・リーダーによります巡回でありますとか、各公民館での青色防犯パトロールによる巡回等々を行っていただいております。

また、不審者情報等が寄せられた場合には、青少年育成センターでありますとか警察と情報共有をし、学校に早期の情報提供に努めるとともに、各機関に巡回をお願いして安全確保に努めているところでございます。

また、学校・保育園等の校外・園外での活動につきましましては、当然のことながら事前に教職員でありますとか保育士が、ルートでございましてか活動場所の安全確保というようなことについて、十分な精査を行い、子供たちの安全が確保できる体制をとった上で活動するという原則として、十分万全を期していただきたいということで周知をしているところでございます。

前段、申し上げましたように、近年、想定しがたい事件や事故ということが起こっておりますので、当然、学校や保育園というところは事前準備を含めて十分な体制をとるとともに、地域の

皆様方の御協力もいただきながら子供たちの安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大崎宏明君） 高橋さん。

〔１０番 高橋立一君登壇〕

○１０番（高橋立一君） 私もこの質問をつくるときに、教育長が言われましたように想定しがたい状況というのを一言、最初は入れておりましたが、あえてそれを外しての質問文にさせていただきました。

おっしゃるとおり、事故でも、あるいは通り魔の無差別殺傷事件等にしても、当然、想定できないことではございます。のは、それは事実です。ただ、やっぱり行政として、あるいは教育現場の長として、子供を守るという視点は、ますますこの事件を受けてシビアに考えるようになったんじゃないかというふうにも想像するわけで、犠牲になられた方には大変お気の毒で、もう本当に報道を見るだけでちょっと嫌になるぐらいな気持ちにもなるわけでございますが、やっぱりそれを受けて無策ではおられないだろうというふうに思うわけでございます。

これからまだ、目に見えて例えば危険箇所であるとか、そういったことの対策はとれるのは当然やっていけるでしょう、すぐやれるか、ちょっと時間がかかるかは別にしても。それはやると思いますが、まだそのところで、例えば他の自治体でも多分そのところはできてるだろうというふうに思いますが、結構ほかの自治体の事例とか、こういうことを考えているということは参考になる場合があるんじゃないかというふうに思うわけでございまして、そういった面もアンテナを高くして情報も収集されながら、それでなおかつ、それぞれが知恵も出し合いながら取り組みをしていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

何回も言いますが、やっぱりこんなことが二度とあってほしくない。もうそれは当然のことです。でございますし、無策でおってはいけないというのが行政としての姿勢だろうというふうに思います。ですので、ぜひ取り組みを強めていっていただきたいと思います。

少し早いですが、以上で私の質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

あす１４日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託であります。

開議時刻は午前１０時。

本日はこれにて延会いたします。

午後４時２３分 延会

第456回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和元年6月14日（金曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第 1号 専決処分の承認について

第 3. 市議案第 2号 専決処分の承認について

第 4. 市議案第 3号 専決処分の承認について

第 5. 市議案第 4号 須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について

第 6. 市議案第 5号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第 6号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第 7号 専決処分の承認について

第 9. 市議案第 8号 専決処分の承認について

第10. 市議案第 9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について

第11. 市議案第10号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第12. 市議案第11号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

第13. 市議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第14. 市議案第13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第15. 市議案第14号 専決処分の承認について

第16. 市議案第15号 陳情の付託

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席議員

1 番 吉野 寛招君	2 番 佐々木 學君
3 番 西村 泰一君	4 番 大崎 稔君
5 番 西山 慶君	6 番 松田 健君
7 番 柿谷 悟君	8 番 高橋 祐平君
9 番 土居 信一君	10 番 高橋 立一君
11 番 海地 雅弘君	12 番 宮田 志野君
13 番 豊島美代子君	14 番 森田 收三君

15番 大崎 宏明君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 中谷 卓也君
総 務 課 長 梅原健一郎君
プロジェクト推進室長 奥田 史雄君
人権交流センター所長 久万 敏幸君
税務課長兼固定資産評価員 北川 幸一君
市 民 課 長 馬場 砂織君
健 康 推 進 課 長 森光 澄夫君
農 林 水 産 課 長 楠瀬 晃君
住 宅 ・ 建 築 課 長 小野修一郎君
水 道 課 長 宮本 文彦君
学 校 教 育 課 長 北川 洋子君
海洋スポーツパーク構想推進監 高橋 孝典君
選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君

副 市 長 横畠 浩治君
地 方 創 生 振 興 監 椿原 信雄君
企 画 政 策 課 長 國澤 豊君
元 気 創 造 課 長 西森 茂幸君
地 震 ・ 防 災 課 長 岡本 憲仁君
税 務 課 長 補 佐 宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長 吉本加津代君
環 境 保 全 課 長 嶋崎 貴寿君
建 設 課 長 里見 浩志君
福 祉 事 務 所 長 井上 幸一君
教 育 長 細木 忠憲君
生 涯 学 習 課 長 西田 功君
子 ども ・ 子 育 て 支 援 課 長 中山 明君

事務局職員出席者

局 長 小野 昌司君
主 監 濱田 尚己君

次 長 池田知佐子君

午前10時 開議

○副議長（森田收三君） これより本日の会議を開きます。

15番、大崎宏明さんより、申し合わせにより、本日午前中、欠席の届けがっております。

日程第1 一般質問

○副議長（森田收三君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。柿谷悟さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） おはようございます。

結の会の柿谷です。結の会の結という字は、結ぶという字を書きます。当然ですが、市議会議員の務めであり、市民の方々と行政とを結ぶその働きが多くできるようにと願っています。

先日は、市民の方々の要望を3件、行政にお届けいたしました。いずれも迅速な対応をしてくださいました。中でも緑町児童公園の側溝の泥につきましては、早速撤去をしてくださって、市民の方々から、雨の後も出入り口に水がたまらなくなり行き来しやすくなったと喜んでおられる声を聞いております。迅速な対応について感心し、評価しております。

さて、質問に移りますが、先日、国会の委員会において、地方分権一括法案なるものが可決されました。その中に学童保育の職員の基準についての法案がありましたが、それはどのような内容なののでしょうか。いつ実施されるものなののでしょうか。教育長にお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） おはようございます。

議員御指摘の第9次地方分権一括法が可決成立し、2020年4月から施行されることとなりました。この中におきまして御指摘のありました放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育の職員配置の基準の見直しが行われまして、一つのクラブで現行の基準では職員を2人配置すること、うち1人は保育士や教員免許を持つ者で、都道府県の研修を受けた放課後児童支援員であることが義務づけられております。しかしながら、全国的な人材確保の困難性でありますとか、学童保育する人数等の条件がクラブにより大きく異なることから、全国一律の義務づけではなく参酌すべき基準ということに改められたところでございます。この法改正によりまして、各クラブの実情に応じて市町村の条例によりまして、職員配置の要件が緩和できることとなりました。

なお、今議会に提案いたしております放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、研修に係る要件の追加のみをいたしております。従前都道府県のみで実施する研修が認められておりましたけれども、政令指定都市におけるものでも認めることとしたものでございます。

以上でございます。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） もう一つ、私はお聞きしました。いつからこの新たな法案が実施されるのでしょうか。来年度から実施されるのだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○7番（柿谷悟君） 私は、かつてまだ学童保育が須崎市では行政の認可がない中で、豊島議員や共働き家庭のお母さんたちが学童保育をつくる会を取り組んでおられました。小学校低学年の子供さんを対象にした学童保育の指導員を数年間行った経験があります。その経験を通して、子供たちが安全な中でかつ伸び伸びと放課後を過ごすために、指導員の役割、存在の意義と責任の大きさを痛感しました。指導員が1人で複数の子供さんたちを見守るということは余りにも責任が大きく、その教育責任と安全の責任を果たすということは不可能なことだと思います。事は、子供さんたちの命に直結する問題です。そして、放課後といえども、子供さんたちの教育を預かる問題です。単なる子守ではないのです。

細木教育長、須崎市はこの法律改定を受けて、どのように対応するおつもりでしょうか。指導

員を確保することの困難な状況はよく知っています。でも、まさか法的に認められているからといって、指導員１人での学童保育をなさるといったことはないと思いますが、いかがでしょうか。お聞きしておきたいと思います。

○副議長（森田収三君） 教育長。

〔教育長 細木忠憲君登壇〕

○教育長（細木忠憲君） 今回の法改正に伴う須崎市の対応ということでございますけれども、現時点では、職員の配置基準の要件が緩和できるとは考えておりませんので、すぐに条例を改正することは考えておりません。当然のことながら、児童の安心・安全な受け入れ体制の確保ということが必須の条件となることから、現状の各クラブの実態に鑑みますと、要件の緩和ができることにはならないという判断をいたしております。

須崎市の学童保育につきましては、現在、須崎市放課後児童クラブ連絡協議会に委託をし、運営がされておるところでございます。今回の法改正でどのような影響が出るのか出ないのか、そうしたことを見きわめながら連絡協議会と協議をしながら、慎重に判断していくべき事項であるというふうに考えております。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔７番 柿谷悟君登壇〕

○７番（柿谷悟君） ありがとうございます。１人で複数の子供たちを指導するということは考えていないという御答弁をお聞きいたしました。

この法案は、２０１７年から国会の中で検討されてきていたそうです。全国の学童保育の連絡協議会が聞き取りをされて、連絡協議会の中では１人では絶対だめだと、そんなことはあり得ないと言い続けたにもかかわらず、国のほうでこれを押し通したという、そういう報告がなされております。幾らこのような法改正がありましても、子供たち一人一人を大切にするその観点から、絶対に１人で複数の子供たちを指導するということが須崎市ではないようにと心から願っております。ありがとうございました。

次に、津波避難道についてお聞きいたします。

先回の３月議会で、高橋祐平議員が桐間地区の避難タワーの建設について質問しておられました。西村議員も関連質問をして、妙見山への避難道について市長の答弁がありました。答弁では、個々の避難場所についての避難指定についてはこれからですので、その中で必要性を審議して、避難路等の話はやっていきたいと答弁しておられましたが、あれから３カ月、その後の審議の経過はいかがでしょう。お聞きしたいと思っています。

まず、西崎町や妙見町の方々の緊急避難所はエム・セテックになっています。これまでも妙見山への避難については議会でのやりとりがあったと思いますが、町の人々からの要請がありましたので、再度確認をさせていただきます。

先日、私は、西崎町の私の家からエム・セテックまでどのぐらいかかるか時間をはかってみました。私の足で９分かかりました。足腰の弱った高齢者の方だと２０分以上、３０分ぐらいかかるのではないかと思います。自分の命を守ろうとしたら、まずすぐそばにある妙見山に避難するしかない。妙見山を越えて、あるいは迂回してエム・セテックまで行くのは現実ではないと言わ

れています。御承知のことであると思います。さきの市長の答弁で、それらのことは御理解してくださっていることがわかりました。

先日、南側から登る数本の道を歩いてみました。歩いて気がついたことは、西村議員も言っていました、とにかく狭い。そして、ところどころ迷路みたいになって、引き返さないといけなかったりするところもありました。また、急傾斜で高齢者にはとにかく大変だなと思いました。西崎町や妙見町の南側の市民の方々のために、避難道の整備について防災会議などで検討されていると思いますが、現時点での妙見山の避難道についての進展状況を教えていただきたいと思います。地震・防災課、岡本課長にお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。避難路につきましては、国の補助事業で整備するために、国の整備計画の承認を得る必要がございます。現在、計画申請に向け、県と協議中でございます。

御質問にもございましたが、妙見山周辺は住宅が密集の上、取り囲むような立地状況でございますので、整備可能な避難路のルートも含めまして地域の自主防災会の御意見もお聞きしながら、また地権者の御理解と御協力をいただく必要もございますので、それらも踏まえながら整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 進展状況をお聞きしたのですけれども、3月からは何も進展していないという理解でよろしいでしょうか。

○副議長（森田収三君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） 国の補助事業を使う必要がございますので、今、国の承認を得る作業を進めております。これは本年度中の承認に向けての作業でございますので、進展はしているというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。事は命にかかわることですので、御努力よろしくお願いいたします。

次に、その他の項目を先に質問したいと思います。

旧須崎高校のテニスコートの使用についてお聞きします。広報すさきを通しまして、硬式テニスコートの使用ができるように、早速高知県教育委員会と交渉されて、使用できるようになった知らせを見て喜んでおります。生涯学習課のお働きが評価されるべきだと思います。この施設を使用できる団体は、須崎市教育委員会の認定を受けた学校施設開放使用団体だということですが、

その団体は幾つぐらいあるのでしょうか。また、個人での利用ができないと書いてありましたが、その理由は何でしょうか。生涯学習課、西田課長にお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 当初、旧須崎高校のテニスコートにつきましては、学校施設開放使用団体の利用を想定しておりましたが、いろいろと御意見もいただきましたので、個人利用もできるようにしております。なお、学校施設開放使用団体の数につきましては、今現在手元には持っておりません。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。

広報では、個人での使用はできませんとありましたので、大変がっかりしたことでしたけれども、今の御答弁で個人でも利用可能ということであれしく思います。硬式テニスをしたいと思いつながらも、生活スタイルの時間的な問題などでクラブに所属することが難しい方も多くあると思います。佐川町や中土佐町のテニスコートには、個人でも利用させていただきます。近隣町村との比較で、須崎は大きく水をあけられているなど、見劣りがすると言わざるを得ない状況でした。

もう一つ、個人で利用する場合の利用料は幾らでしょうか。また、そのための規則とか規制とか何かありますでしょうか。続けてお聞きいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 須崎高校のテニスコート及びグラウンドにつきましては、県から借り受けたものでございますが、須崎総合高校の部活動の利用を優先することとなっております。そのために大体夕方4時ぐらいから部活動が使うということで、それ以外の時間ということになってまいります。なお、利用についてまだ須崎総合高校と詳細を詰めているところでございまして、先行して利用できるようにしたものでございまして、今のところ利用料はいただかずに使用していただくということにしております。なお、須崎総合高校との利用について詳細が詰められましたら、設置管理条例の制定を行いたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。早速の対応ですので、まだ細かいところまではできていないようですけれども、市民のためにさまざまな努力、工夫、本当に感謝したいと思います。

さて、選挙についてお聞きいたしたいと思います。

6月7日、高知新聞の報道で、地方議員確保策再検討へという見出しで記事がありました。公表案への反発がおさまらない。総務大臣の改革案は地域の実情を踏まえていないとの地方との反発がおさまらない。総務大臣は、改革案の具体化を断念し、仕切り直しを図るという報道でした。

さきの統一地方選挙では、軒並み投票率が下落し、無投票となる町村もありました。全国的に大きな問題となっている議員のなり手不足が一層明らかになりました。これは、民主主義の危機

だと危ぶまれています。議会制民主主義の基盤が、柱がぐらぐらと揺らいでいると言われてい
ます。このような結果を見て、楠瀬市長はどのように思われたのでしょうか。所見をお聞きたいし
ます。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 平成31年統一地方選挙では、全国的にも無投票や多くの選挙区で投票率
が過去最低を記録したというふうに聞き及んでいるところでございます。高知県内でも、首長選、
市町村議選においても無投票当選があり、投票率におきましては、若者人口が多い都市部の高知
市議選では県内でも最も低い投票率36.55%でございました。地方議会におきましては、な
り手不足と若い層の選挙離れが深刻な状況であると認識をしております、無投票や投票率の低
下は民主主義の根幹を揺るがしかねない状況であると考えております。

また、本格的な人口減少時代を迎えるに当たりまして、なり手不足の解消に向けた議論や政治
への関心を持っていただく情報発信など、若者層への対応が大きな課題であるというふうに認識
をしているところでございます。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 高知市の投票率が36.55%という結果に終わりました。わずか150年
前には、封建制度の中で一握りの権力者が好き勝手に国を動かしていました。坂本龍馬や板垣退
助に代表される民主主義への渴望が、多くの血を流しながらやっと獲得した権利でありますのに、
その権利を放棄してしまっている現実です。どうしてこうなってしまったのか。原因はいろいろ
言われていますが、何とかしてあるべき状態に回復しなければならないのは誰しもの思うところ
です。

市長は、市民の関心を取り戻す、特に若者層への働きかけが必要であると答弁していただきま
したが、大川村の村長さんは、村民会議を調査・検討するように職員に命じ、リーダーシップを
発揮しました。村民会議は断念せざるを得ませんでした。兼業規制の緩和に取り組み、具体的
な規制緩和策をあらわし、新たな立候補者が立ち上がり選挙となりました。先日の報道では、村
長と議長の名前で石田総務大臣に、地方自治法改正を求める要望書を提出したということでした。
須崎市の将来を見通して、トップリーダー、市長の取り組みが重大な意味を持つのではないで
しょうか。議会制民主主義が須崎市において健全に成長していき、生き生きとした健全なまちづく
りのために、楠瀬市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほどの御質問にも御答弁いたしましたとおり、地方議会ではなり手不足
や若者の選挙離れが深刻な状況であると認識をしております。柿谷議員御案内のとおり、大川村
では村長と議長の連名で、地方自治法の兼業規定が地方議会のなり手不足の一つの要因ではない
かとして、地方自治法の改正を求める要望を総務大臣宛てに提出されたとお聞きをしております。
地方議会の維持に向けたなり手不足などの課題につきましては、都市部と地方とそれぞれの地域

の実情は異なっておりますが、各地域におきましてなり手の裾野を広げるための自主的な取り組みが行われているものと認識をしております。なり手不足につきましては、さまざまな要因があるかと思いますが、なり手確保に向けた土台づくりや立候補しやすい環境整備とともに選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育等を通して、若者層の関心を高める工夫も必要ではないかと考えているところでございます。

地方議会は、地方公共団体の意思を決定する機能、執行機関を監視する機能、また住民を代表する機関であることから、議会、市、そして市民の皆様とともに本市の未来について考えていく必要があると思っております。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。ぜひ、トップリーダーの市長が積極的な対策に取り組んで、この町を本当に民主主義の希望に満ちた、みんなが意見を発表できる、市民の声が行政に届く、そんなまちづくりにリーダーシップを発揮していただきたく希望しております。

さて、次に、選挙管理委員長にお聞きしたいと思います。

今回の統一地方選挙において、各地の選挙管理委員会で数々のミスがありました。ミスの許されない選挙の管理における責任の重大さを痛感させられるものでした。選挙管理委員会の皆様には、この大変な働きを負っておられるということを痛感いたしました。私も、選挙期間中も何度も委員会室に行き、また選挙の後もふなれな書類提出に何度も御教示いただき、お世話をおかけしてしまいました。その働きの大変さを知りつつ、なおも選挙公報の必要を訴えております。その必要性を理解していただきたく繰り返して質問しています。真摯な質疑応答をよろしくお願いいたします。

さて、今回の統一地方選挙においての人々の意見や投稿が数々ありました。特に選挙公報についての意見がありましたので、ここで取り上げて、選挙管理委員長の所見をお聞きしたいと思います。

まず、高知新聞5月31日、高知工科大学1年生、18歳の選挙権と題する投稿です。

前略、戦後初の衆議院選挙、初めて投票した女性たちの意気込みはどれほどのものだっただろう。それに比べ自分はというと、突然与えられた選挙権に当惑している18歳だ。4月には初めての市議会議員選挙があった。与えられた1票は大切にしたい。しかし、一体誰に投票すればいいのか。選挙公報とにらめっこだ。中略。僕は決めた。選挙には行く。しかし政治のことがどこか遠く、身近に感じられないのが現実だ。中略。一人一人の人間のあり方から政治や社会のあり方を考えていけたら、もっと政治は身近なものになるかもしれない。でも、そのために僕はどうしたら良いのだろう。

次に、高知新聞4月28日、喫水線、東京支社編集部長のコラムです。

どうしよう。先週の日曜日、妻と途方に暮れていた。統一地方選挙の後半戦投票日。住んでいる地域は区長と区議会議員のダブル選だった。恥を承知で書く。両方の選挙とも立候補者数さえ知らなかった。選挙期間中も、出勤時に最寄り駅の入り口に立つ区議選候補を見かけただけ。棄権を考えたが、かつて「投票で意思表示を」と呼びかける記事を書いてきた。白票を投じるな

らまだしも、棄権はしたくない。夕方近くになって思い出したのが選挙公報。勇んで引っ張り出した。中略。何かしらの判断材料があった高知ではじっくり見た記憶がない公報も、居住歴1年余りのにわか区民にとってはとても参考になる。中略。せっかくの選挙イヤー、次の機会はぜひ投票を。意外な発見があるかも。

この2つの記事を見て、選挙管理委員長はどのように思われたでしょうか。松浦委員長は、3月議会で高知市の例を挙げて、選挙公報を発行している自治体も余り効果がないのではないかという発言がありました。とても後ろ向きな姿勢をあらわす言葉です。高知市は、今回選挙公報を発行して、投票率が36.55%でした。もし選挙公報がなかったら、もっと投票率は低くなったのではないのでしょうか。せっかくの権利を使わなかった須崎市の有権者の8,115人のうち10人でも30人でも50人でも100人でも投票に関心を持ち、投票行動に移る人があれば、ぜひ取り組むべきだと私は考えます。全ての有権者に全ての立候補者の情報を提供する選挙公報が届けられることは、行政が実施すべき最低の責任であると私は考えます。これらの記事の意見を読まれての選挙管理委員会、松浦委員長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） 皆さん、おはようございます。

選挙公報について御質問をいただきました。それぞれの新聞記事を御紹介いただきましたように、選挙公報は有権者の皆様に候補者の政策等を周知する一つの方法だと考えております。市議会議員の選挙につきましては、公職選挙法172条の2、任意制選挙公報の発行の規程により、条例の定めるところによって選挙公報を発行することができるとされております。告示日に候補者が確定され、印刷・発行までを告示日から投票日までの7日間の選挙運動期間中の投票日の2日前までに有権者に届けなければなりません。

現在発行されております各自治体は、県庁所在地や人口が多くて議員定数が多く、人口移動のある大学等のある自治体が多いように考えられます。高知県におきましても、高知市、南国市、そして町村合併に伴いまして新たに香南市、香美市の4市であります。他の自治体につきましては、須崎市と同じように選挙公報の発行はいたしておりません。確かに御質問いただきましたように、議員の意に添ってない面があろうかと思えますけれども、現在の須崎市の有権者数は6月時点で1万8,659人でございます。期日前投票も選挙ごとに増加の傾向であります。選挙公報の発行については、御質問に従来の委員長が答弁をされておりますように、現時点での選挙公報の発行に関する条例につきましては、今の現在では考えておりません。非常に柿谷議員の御質問に添えない状況ではございますけれども、今の現状ではそういう状況でございます。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 投票日の2日前までに発行し、届けなければならない。これが大きな壁であることは承知しております。その方法については、私は幾らでもやり方はあると考えています。

私は、過去4回立候補いたしました。びっくりしたのは、まだ立候補するかどうか決めていないのに新聞記者がやって来たことです。まだ決めてませんから。いや、新聞報道のために困

りますから資料くださいと言うんですね。写真撮らせてください。随分早くから新聞記者たちは情報を集めて準備しているんですね。私は、須崎市が選挙管理委員会がこれをやると決めたら、幾らでもその準備や方法はあると考えています。この方法についてはもっと先で条例づくりが具体化しつつあるときに、こういう問題をどうクリアしようか、そういうときにいろいろな議論ができると思って私はこの問題は表に出しておりませんでした、それが一つの大きなネック、壁であって、今選挙管理委員会は選挙公報の発行を考えていないとはっきりとおっしゃいました。私は、この後ろ向きの姿勢がとても大きな問題であると感じております。

そこで、いま一つ、2回の議会で持ち越しておりました質問をいたします。

昨年11月21日に衆議院倫理選挙特別委員会で、塩川鉄也議員と石田総務大臣との議論がありました。その報道がありました。その記事をお伝えしております。この記事によれば、明るい選挙推進協会の2015年統一地方選挙全国意識調査によれば、半数以上の有権者が候補者情報が不足していると回答しています。選挙期間で触れたもののうち役に立ったのは選挙公報という回答が一番でした。また、塩川氏が地方選における候補者情報の不足は大きな問題となっている、選挙公報の活用が必要だとただしたのに対して、石田総務大臣は、条例設定がふえていることは結構なこと、積極的に考えてもらえればと対応しています。明るい選挙推進協会の意識調査で、候補者情報が不足しているという人々の意識が明確になっています。そして、選挙公報が一番役に立ったと人々は回答しています。選挙公報が重要であり、市民にとって必要なことは明白ではないでしょうか。再度この衆議院倫理選挙特別委員会での議論について、松浦選挙管理委員長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（森田収三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。選挙公報の必要性の報道をどうお考えになっているかとの御質問をいただきました。

昨年11月の塩川議員、石田総務大臣質疑の選挙公報活用要請の新聞記事を見させていただきました。記事には、半数以上の有権者が候補者情報が不足している、また役に立ったとのことであります。12月議会でも答弁をいたしましたように、確かに有権者が立候補者を知る一つの方法として、高知新聞に投稿いただきました市民の方の御意見、また、さきに述べました衆議院倫理特別委員会での御意見からしても選挙公報は有効であると考えますが、物事は一方に原因があるのではなくて、私は双方にあるというふうに考えております。確かに選挙公報は有権者の皆様に各候補者の政策を周知させる大事な一つの方法ではありますが、選挙管理委員会も選挙公報について検討しなければならないのは御質問のとおりでございますが、候補者の皆様におかれましても、日ごろより日常的に市民の皆様との会話や交流など、それらの活動を通じて市民の皆様にお人柄等を含め認識していただくことも大事ではないかなと思います。その上に立って、選挙時には候補者みずからが選挙用自動車や街頭演説により地域に出向き、直に有権者の皆様に政策等を訴えていただくことも、特に身近な選挙であればなお有効な手だてではないかなと考えます。去る3月1日以降に告示されます市議会議員選挙から、従来できなかった選挙活動用ビラも新たに解禁されましたので、積極的に御活用いただけたらとも思っております。

以上です。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） 真剣な御答弁をありがとうございます。

原因は片方にはない、双方にあるということで、その1つは立候補者にもあると。皆さん、選挙管理委員長が立候補者にその責任を果たせと今言っているわけです。私たちもしっかりと考えて、次の立候補のときには市民や市長が言われるように、若い人たちにどうやって全立候補者の情報をお伝えしていくか。積極的な努力や工夫をしまいたいと思います。

加えて、選挙管理委員長は、市民にも原因があるとおっしゃいましたが、市長の答弁にもありましたように、いかにして市民の関心を取り戻すか。大川村の村長さんのように、いかにして市民との、村民とのコミュニケーションをとっていき、関心を持ってもらい選挙に取り組んでいたかどうか、民主主義の根幹にかかわることです。市民にも原因があるじゃないか。市民はもっとちゃんと積極的に取り組みよというふうに私は聞こえました。情報不足の中で、さきの須崎市の30代の男性の投稿にありましたように、さあ投票しようと、誰に投票しようか、さっぱりわからんじゃないか。選挙管理委員会まで来て、選挙公報をくださいと、そんなものありません。市民が一生懸命誰に投票しようか取り組んでいくときに、情報が余りにも少ないということです。先回の議会でもそのことは話しました。原因は片方にはないとおっしゃいますけれども、行政の責任を果たしていくことに全力投球をしていく。市民は、立候補者は、それはそちらで責任を持って頑張っていていただく。行政は行政で、積極的にこの議会制民主主義を健全に成長させていくためにどうしたらいいか。まずは、この基本的な当たり前のあるべき情報提供に取り組んでいこうではありませんか。

以前の選挙管理委員会委員長の選挙公報への答弁がありました。1998年12月、1999年3月、2000年3月、選挙公報についてのディスカッションがありました。あれから18年、須崎市において選挙公報を発行することは何らの進展もありません。会議録を確認されて、選挙管理委員長はどう受け取っておられるかお聞きしたいと思います。

1998年12月、委員長のお答えです。市民、議員の方の強い要望があれば、選挙管理委員会で検討させていただくことになろうかと考えております。1999年3月、市民のための選挙公報についての条例化、その発行には努力を惜しむものではございません。2000年3月、多くの市民から強い要望があった場合、対応します。ただ、現在の問題は物理的な問題がひっかかっているというだけです。この物理的な問題が、先ほど投票日の2日前までに有権者に届くということですね。このような答弁がありました。私は、さまざまな市民の声や情報を提供して、須崎市において選挙公報が必要なことを訴えております。その発行に努力を惜しむものではございませんという言葉と、現委員長の発言とはとても食い違いがあります。現委員長の発言にはとても消極的なものを感じます。いかがでしょうか。過去の議会でのやりとりについての責任を覚悟の答弁を求めます。

○副議長（森田収三君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 松浦土佐男君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（松浦土佐男君） お答えいたします。平成10年12月、平成11年3月、平成12年3月議会を含めて、柿谷議員の質問を受けて、当時の委員長が御答弁をいたしております。現委員長のお考えはという御質問をいただきました。

選挙公報発行について、平成10年12月議会を含む3議会での質疑応答の会議録を熟読させていただきました。当時の各委員長が答弁されておりますように、柿谷議員も御承知のように、選挙公報を発行するためには、要約いたしますと、委員会として種々の問題が考えられるが、市民及び議員の皆様の強い要望があれば発行することについて検討すると答弁をされております。当時の御質問をいただきまして20年近く経過をしております。現在の選挙管理委員会も前委員長答弁と同じように考えておりますが、さきの市議会議員選挙に当たり、選挙公報の発行について市民の方から次回から導入してほしいとの新聞投稿がありました。須崎市におきましては、各種の選挙におきまして、各選挙ごとにその都度臨時職員等の御協力をいただきながら、選挙管理委員会職員2人、私を含め委員4人の体制で告示日の翌日から投票日まで、午前8時半から午後8時まで期日前投票等に従事しております。おかげさまで期日前投票は毎選挙ごとに投票者は増加している状況でございます。市議会議員の公報を発行することになりますと、告示日の候補者の確定日から投票日までの7日間での作業、各候補者から選挙公報に掲載される記事、それが違反行為がないのかどうかを審査をさせていただいて印刷・発送して、さきに答弁いたしましたように、2日前までに有権者の皆様に交付することになります。以上のことから、従来より委員会としては市民及び議会の強い要望があればと答弁していたものと思います。選挙公報を発行するには、それに伴う条例の制定及び選挙公報に伴う必要な公費負担予算について御審議をいただき、議会の議決が必要であります。平成12年3月議会以降において議会での議論はされておりましたので、新たに御質問をいただきましたので、市民の代表である議員の皆様の御意見もまとめていただき、議会からの要望があれば選挙管理委員会で発行について検討させていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○副議長（森田収三君） 柿谷さん。

〔7番 柿谷悟君登壇〕

○7番（柿谷悟君） ありがとうございます。時間がなくなってまいりましたが、今、一つ新たな発見といいましょうか、知らなかったことを教えてくださいました。選挙公報に提出するその文言を違反がないかチェックすると、そういうことを厳重にやっていく、そのために非常に慎重になり時間を要するのかと、新たな気づきでありました。委員長は、事が前向きに進んでいくならば条例制定、そして予算、議会での議決が必要になると。市民の代表の議員の意見をまとめて提出していただければ検討するという発言もいただきました。これからも時間をかけて、同僚議員とディスカッションをして、全ての有権者に全ての立候補者の情報を提供する選挙公報について話し合いを進めていきたいと思っております。

選挙ビラについてありましたが、またこの件に関して次回の議会で質問させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（森田収三君） この際、10分間休憩いたします。

午前１１時００分 休憩

午前１１時１１分 再開

○副議長（森田収三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森田収三君） 大崎稔さん。

〔４番 大崎稔君登壇〕

○４番（大崎稔君） 先ほどの柿谷議員の一般質問の中でのその他の件であったと思いますが、旧須崎高校の硬式テニスコートの利活用についての質問がございました。関連して質問をさせていただきます。

生涯学習課長の答弁では、個人への貸し出しについても可能という答弁であったと思います。確認も含めて改めて質問をさせていただきますが、今、須崎高校の施設についてはいろいろな利活用がそれぞれ協議をされている中で、なかなかデリケートな問題も当然そこには含まれていると思っておるところでございますが、まず個人への貸し出しが可能という観点から、これは管理上問題がないと考えているのか。しかも、とりあえずといいますか、無料というお答えであったと思いますが、その点に関して少し疑義を感じると思っております。須崎高校の硬式テニスコートについては、従来の学校開放施設という観点とは違うという関係からそういう判断をされたのかなと思うところでありますが、ほかの学校開放施設との整合性がそれでとれるのか。例えば、しっかりした講習を受けて、今はそこで認めた団体について貸し出しをされているというのが現実であると思いますが、私も長年スポーツの振興には携わってきた立場でございますので、ほかとの公平性も含めてそれをお尋ねしたいと思います。スポーツ振興を当然これから進めていくべきとは思いますが、しっかりとしたルールをつくった上で使っていただくようにすべきと考えるところでございます。生涯学習課長の答弁を求めます。

○副議長（森田収三君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 旧須崎高校テニスコートの利用につきまして、さまざまな質問をいただきました。管理上の問題であるとか、料金のこととかありますが、今のところ取りまとめてお答えするのが難しいですので、後でもう一度時間をいただきまして、説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長（森田収三君） 順次質問を許します。豊島美代子さん。

〔１３番 豊島美代子君登壇〕

○１３番（豊島美代子君） 通告に従いまして、質問を行います。

最初にコンセッション事業等についてです。コンセッションやＰＦＩなどの言葉が多く使われるようになってきましたが、意味や仕組みがまだまだわかりづらい状況です。日本語で説明をすると本質がばれてしまうので、ばれると都合が悪いような場合に横文字を使う傾向にあるなどと言われる専門家もいます。市長は、今議会、公共下水道等のコンセッション方式導入のための予

算を計上しています。また、新たに取り組もうとしている高台整備などについても、官民連携手法の導入を視野に入れた調査検討をする予算を計上しています。官民連携事業とひとくくりに言いましても、形や手法は多様ですが、これまでに全国各地でさまざまな問題が生じ、経営破綻や高知医療センターのように契約解除などもありました。そうした先例、事例をどう分析し、官民連携事業をどう認識をされているのか。この手法に対する市長の基本的なお考えをお聞きます。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず最初に、豊島議員からばれるというようなお言葉が出るとは全く思っていなかったです。ばれるというのはとり方かもしれませんが、何か隠蔽してほとんど悪いことをしているものが表に出るという意味合いにもとれるわけですが、我々は全くそういうつもりはないわけございまして、今のちょっとお言葉には違和感があります。その上でお答えを申し上げます。

ことし4月末現在、全国で実施方針が公表され、事業化が進んでいるPFI事業は、合計808件となっております。案件数の多いものとしましては、公営住宅、教育文化施設、複合公共施設等となっており、全体の3分の1ほどとなっております。本市のような財政状況の厳しい地方都市では、今後、民間事業者のノウハウを活用することにより、よりよい公共サービスを提供できる場面が出てくると考えております。PFI事業の導入に関してはさまざまな要因がございまして、完全に同じ状況のものはないのが現状となっておりますので、案件ごとにケース・バイ・ケースで導入検討の判断をしてみたいと考えているところでございます。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） ばれるということは、市長がそういうことではないんです。私は、そのように言われている専門家もいるということでありました。そういうことです。

市長の今の基本的な考え方はお聞きをいたしました。政府は、1999年にPFI法を成立をさせました。PFI法とは、民間の資金やノウハウにより公共施設等の整備を促進することによって、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスを提供することを目的にしています。この法律が成立して以降、関係する法令などの改正を短期間に重ね、公共サービスの民営化を急速に進めてまいりました。官民連携手法での事業数が伸び悩むと、自治体や民間事業者への規制緩和や財政的支援を強化して事業の拡大を進めています。市長が今言われましたように、その手法をとっている事業数はふえていますけれども、その背景にはこういう国の制度改正、財政支援、そういうものがあるわけでございます。官民連携とは、民間事業者が利益目的にかかわるものであることは明白でございます。慎重で開かれた審議・検討が必要と考えますが、市長に再度お伺いをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども申し上げましたとおり、行政の担うサービスも多岐にわたってい

るわけでございます。その中で、当然民間のお知恵も借りながら、現在も例えば道の駅であるとか文化会館等々は、委託契約で民間で運営していただいているわけでございます。そういうことで、もう既に行政だけが行政サービスを担うという時代ではなくなっているわけでございまして、保育にしても民間保育というような名称もついておりまして、そこをトータル的にこの部分は民間のお知恵をかりて、民間の資金力も借りて、民間のほうもウィンウィンになれるというような事業形態が当然今後あってもいいと。そういうことで、国もそういうスタンスに切りかわっていったというふうに理解しております、これは一つの時代の大きな流れであるというふうに感じております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） それは普通の委託というふうなことでありまして、民間への委託ということと、やっぱり私が今前段で申し上げましたが、公共下水等のコンセッション方式導入、今回の高台整備に関して官民連携事業を模索するというようなその部分の、基本的にその方式についてお尋ねをしたかったわけでございます。それは道の駅とか文化会館への委託というようなことはちょっとものが違う。比べるのにちょっとものが違う。私の質問に対してですよ。私は、基本的にそういう2つのことでお聞きをしたかったわけでございまして、それとは別個に受け取っていただきたいというふうに思います。

それで、次の質問に進みたいと思います。要するに、具体的に問うていきたいと思います。

公共下水道等のコンセッション方式導入について具体的に何点かをお聞きをしてみたいです。特別目的会社、SPCというふうに言うようですけれども、須崎市が基本協定を結びました株式会社NJSとの最終的な契約内容がまだ明らかにされていません。そのような状況で去る6月5日、経費削減効果を示すと言われるVFMが議員に示されましたが、前提となる契約条件が明らかにされなければ、数字を読み解くことはできません。VFMの作成は非常に高度な知識を必要とするので、作成できる人がそう多くないとも言われています。そのような難解な資料を議会開会日にほんの短時間議員に説明をし、詳しい資料は市のホームページにありますなど、これから20年間民間事業者運営に委ねるにしては、極めて議案の説明が不十分であります。このような段階で議決を求めることは、議会軽視と受けとめざるを得ません。また、示されましたVFMが信頼に足るものか全く不審でございます。これらに対する見解をお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的に今回債務負担行為等の説明をさせていただいたわけでございますが、これは過去の議会で一度議決をいただいた案件でもございます。なぜ出し直しになったかの理由については御説明申し上げますが、その後の契約等の交渉が長引いて、いわゆる年度内に基本契約が締結できなかったから今回6月議会にもう一回の債務負担行為、これは制度的に以前の議決が生かされないということでございますので、それをお願いをしているものでございます。

それで、御質問でございますが、このたびの運営事業につきましては、2月に優先交渉権者の

公表、3月に基本協定を締結いたしまして、現在実施契約について協議を重ねている段階でございます。本議会では債務負担行為について御提案をさせていただいておりますが、民間事業者、これはSPCと申しますが、と本市には双方に経営系のコンサルタントとそれに強い弁護士事務所がついておりまして、その経費や内容、考え方についてそご等はないか双方で綿密にチェックをしてきております。また、事業費積算に関しましては市でもチェックし、多くの指摘や相互確認をとりながら進めているところでございます。確かに従来の建設工事の設計書とは異なるものではございますが、事業にかかわるそれぞれの専門家が相互協力して進めているものでございますので、十分信頼いただけるものと考えております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今、VFMの練り上げたものということで信頼に足るものだというふうに言われましたけれども、これは実際に結果的に事業を導入してそのことが進んだ後で検証をするというふうなことになると思いますから、今の時点でなかなかその検証は難しいというふうに私は申し上げたいというふうに思います。

それで、次です。終末処理場、下水道管渠に係る管路の修繕は、上限額を定めて上限額を超える修繕は市が実施するなどとなっています。また、漁業集落排水処理施設も同様のようですが、これでは事業者の言いなりになりはしないかと懸念をいたしますが、詳細をお伺いをします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 終末処理場及び下水道管渠の修繕費用についての御質問でございますが、終末処理場では現在でも年間上限額を200万円と定めまして、機器の小修繕を実施をしているところでございます。また、漁業集落排水処理施設では、今後年間上限額を125万円と定めて、年度当初に現在の機器の状況や稼働年数等で年間修繕計画を包括委託業者と協議してまいります。なお、建設課の現在までの経験値等を反映させておりますので、適正な執行が担保されるものと考えております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） その発注の仕方が仕様発注から性能発注に変わるというふうな点などとも、いろいろ考慮をしていく必要もあるというふうにも思うところでございます。性能発注で本当にいいのかどうかということは申し上げておきたいわけです。

次です。事業者は、5年に1回使用料の改定を市に提案できるなどとなっています。加入者の使用料引き上げという問題が起きるのではないかと懸念をしますが、詳細をお聞きをします。最終的な決定は議会の議決を経て市が決定するとなっていますけれども、仮に議会が引き上げを否決した場合はどうなるのか、あわせましてお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。募集要項に定めておりますが、市は須崎市公共下

水道条例で定める使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて改定を行うことができるようになっております。事業者は、5年に1回料金改定に関して市に提案できることとなっておりまして、提案があった場合、市と事業者は協議を行い、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の財政状況を勘定しつつ事業計画の達成度を評価して適正に評価を行います。最終的に決定を行うのは須崎市になっております。それで、先ほど言われました否決されたらということですが、事業者は提案の中で20年間の人口推計から料金収入の見通しを立てておりまして、料金収入の改定を行わなくても事業運営できるように計画しておりますことから、料金改定はないものと考えております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 料金改定がないであろうというような、債務負担行為でのその金額を当初に定めるということは、ここから先いろいろな変化が生じるわけでございまして、ということは、つまり最初から契約しようとするその金額は余裕があるというような金額になっているのではないかなというふうに考えるわけですが、この点についてを課長にお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 余裕と言われましたが、余裕ではなく見通しを立ててやっちゅうというふうに理解しております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 浜松市の契約内容は、その利用料金について議会が例えば値上げを否決をすれば市が補填するというふうなことでございまして、いずれにしても一旦受けた事業者は非常に有利になっているわけですし、本当に経費が削減できるのかなというように、この手法そのものが、私が疑問を抱く一つの要因でもございまして。須崎市はそういうことが、今課長は見通しを立てているというふうに言われましたけれども、その見通しが狂ってそういうふうな事態が生じたときには、須崎市は浜松市のようなそういった行政が補填をすると、そういうことにはならない契約でございましょうか。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 最終的に契約はまだ確定していませんが、そういう繰り入れするようなことは考えておりません。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次です。新たな加入者への接続工事や修繕工事は、これまでどおりの手続などで指定事業者ができるのかをお聞きをいたします。つまり、SPCは第三者に委託や請負をさせることができるというふうになっておりまして、今までやっていた須崎市が指定してい

る事業者の皆さん方がそういった形で、請負、下請とかそういう形でしか入ることが許されないようなことでは、これは大変な事態と思うわけですが、今までどおりの形で工事をすることができるかどうかお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えいたします。須崎市公共下水道条例及び須崎市公共下水道排水設備工事指定業者に関する規則により定めておりまして、5年間の更新制になっております。現在須崎市が排水設備工事指定業者に指定しております工事業者は、市内12社、市外29社になっておりまして、今までどおりの指定があれば同じように工事ができることとなっております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 課長、1点確認ですが、今回のSPCに四国ポンプセンターが入っていますけれども、そこが工事をするというふうなことはありませんか。指定業者ですか、確認します。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 今回の中に株式会社四国ポンプセンターが含まれておりますが、須崎市の指定業者にはなっておりません。確認したところ、高知市の設備の指定にはなっておりますが、年に1件やるかやらないくらいだと、そのようにお聞きしております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次です。民間事業者は利潤の追求をいたします。当然です。今回の契約の予定の内容で、利潤が上がるとすればどの部分と想定をしているのかをお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。民間事業者の利潤についての御質問ですが、提案のあっております運営権部分及び包括的委託による利潤をどのような部分に想定しているのかについては、民間事業者の考え方なので承知しかねております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 当然でして、民間事業者が利益を上げるめどが立っているという中でこの契約を優先交渉権者に名乗りを上げたわけですし、それで今は契約内容を詰めているわけです。私はとてもわからないのですが、本当に資料も須崎市のホームページのネットにありますというふうに言われましても、ネットにはいっぱいあります。100枚以上の資料を読まないといけないくらい、もっとあると思いますね。200枚ぐらいあるのではないかというふうに思うぐらいいっぱい載せていますが、そのどれを読んだらいいのかもわからないぐらいの膨大な資料ですが、いろいろいろいろと読んだり、担当参事、この問題をずっとやってこられました職員の

方に何回も何回もお聞きをする中で、一生懸命 P F I だとかコンセッションだとかの事業で生じるリスクを生じないようにさせんといかんというような思いで一生懸命やられているなというのは、実は率直なところ感じてはいます。しかし、制度そのものがやっぱり問題を生むというところが、いろいろとこれまでにあったわけでございまして、相当私たちも勉強せんといかんと。問題が生じないようにいろいろ指摘をしちよかないかんというふうに思って、こうやって質問もしているところでございますけれども。今回利潤が上がるとすれば、私は人件費の削減ではないかなというふうに思っています。課長、そういうふうには思われませんか。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 想像でお答えはしかねます。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 事業規模が大きいわけでして、私は本当に人件費の削減なのかなというふうに思っております。もう一つは、任意事業とかをどのようにするかというところですが、任意事業、附帯事業というふうなものについては一定の提案もあっているようです。私たちが受け取った資料ではなっていますが、しかし、この事業はしなければならないということにはなっていないので、研究をされて利潤を上げていかれるというふうには思いますが、非常に人件費を削減するということがいろいろなところでもやられておりまして、そういうことがあってはならないというふうに申し上げておきます。

それで、モニタリングを実施をすることになっていますが、具体的にどんなふうにするのか詳細をお伺いをいたします。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。ホームページにモニタリング基本計画（案）を公表しておりますが、P F I 法に基づき選定された運営権者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ運営事業要求水準書に定められた基準を安定的に充足することを確認するためにモニタリングを行うこととなります。市は、運営権者と実施契約締結後、運営権者と協議をし、モニタリングの詳細につきましては、体制・方法・時期・内容を定めた実施計画書を作成することになります。なお、市は実施計画に基づきまして、直接することを基本としております。

以上です。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 市が直接するというときに、市の職員が直接されますか。それとも、市が業者に委託をしてされますか。

○副議長（森田収三君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） 基本は市の職員が行いますが、包括委託の分で5年に一度見直しを行

うときは、第三者を入れることもこれから検討していきたいと考えています。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） モニタリングを市の職員が直接するというふうなこと、それは非常に高い技術、経験等も求められるわけでして、引き続き市の職員が重要な役割を果たすと、人員の削減があってはならないというふうに思います。

そして、次です。20年間その事業者運営を委ねるということは、半永久的に委ねることになると思います。公共下水等という公共が責任を負う分野でありながら、市が主体性を失いかねません。しかし、モニタリングや契約解除などの不測の事態に備えまして、市の技術者を維持し育成することは避けて通れないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。また、そのことをどう担保するのかを市長にお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今回コンセッション方式を提案することによりまして、市の主体性が失われるというような判断はしていないわけでございまして、当然のことながら市の技術者を維持、育成することはこれまで同様続けてまいります。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次です。リスクが想定をされます。そういうふうなときには、それが生じないように対策を立てなければなりません、そういったことの担保をどのようにされるのかをお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 運営事業のリスク分担につきましては、公表しております要求水準書（案）の中の別紙Bにその考え方を要約した一覧表を掲載しております。ただ、この表のみでは判断しかねる部分もございますので、今後協議しながら作成を進め、実施契約書とそれに付随する約款に書き込むことによって、リスク分担の明確化と担保を図りたいと考えております。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次に、その情報公開は、事業者の認める範囲の情報に限定をされるのではないかと懸念がされますが、そのようなことはないのかをお伺いをいたします。あわせて市長に、運営権対価はゼロのようであります。国の財政支援策として運営権対価を有料にすれば、事業の財源として発行していた地方債の一括繰り上げ返済が認められ、利息が免除される措置があるようですが、運営権対価はなぜゼロでしょうか。理由をお伺いをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、前段の御質問でございます。須崎市内に設立されます今回の事業の

民間事業者、いわゆるＳＰＣと申しますが、それは株式会社となります。業務内容や決算の状況などは、通常の株式会社と同様にホームページ等で公表される予定でございます。なお、この民間事業者、ＳＰＣが事業の透明性を確保するため、地域住民の皆さん向けに事業開始後にリーフレットを作成し配付するとの提案もあっております。下水道事業に関する行政からの情報公開は、現状と変わるものではないと考えております。

続きまして、後段の御質問でございます。このたびの運営事業の運営権対価は０円でございます。本公共下水道事業は、抜本的な経営改善を行わなければ、須崎市の下水道につきましては持続が困難になるという判断からＢ－ＤＡＳＨに応募いたしまして、ダウンサイジングを行っております。さらに、維持管理体制の見直し等を検討する中で、コンセッションと包括委託を組み合わせることで、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを生かした施設計画や事業計画に基づいた施設の一体的な管理運営等が可能となり、また民間事業者の技術力や経営的能力を活用することで質の高い公共サービスの提供や効率的かつ効果的な業務遂行を行うことができるようになります、市の財政負担の軽減が図られるものと考えております。

運営権対価を０円とすることで、民間事業者の参入意欲も高まりますし、逆に対価をいただくことになると下水道使用料の改定にはね返る可能性もございます。事業としての持続性が困難になっている現状の須崎市の下水道事業の経営改善を行うためには、民間事業者に参入していただく必要がございます、本事業とダウンサイジングによりまして下水道事業の抜本的な経営改善のスタートが切れると考えております。また、ＩｏＴに関連いたします新しい技術など、民間事業者から得られるものは多いというふうに考えているところでございます。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔１３番 豊島美代子君登壇〕

○１３番（豊島美代子君） 私の認識が間違っているのかもわかりませんが、ゼロでなければ、金額はそんなに小さくなくても繰り上げ一括償還ができるというふうに制度が２０１８年からでしたかね、何年間かの間そのようになったのではないかなというふうに私は認識をしておりますけれども、一括償還をする機会というものがそうそうあちこちに転がっているわけではないわけですし、可能性があれば、もちろんそれが財政的に可能かどうかもありますけれども、そういうことも考えられるというのも優先交渉権者との中で検討できるのではないかなというふうにも思うところでございますけれども、どうでしょう、市長。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども申し上げましたけれども、今回のＳＰＣとの間の管理契約等々の中で、その対価がどういうものになっていくかという。対価というのは、やはりＳＰＣにとっての原価になるわけございまして、それが先ほども言いましたけれども、ひょっとしたら下水道使用料にはね返ってくる可能性もあるわけございまして。我々といしましては、やはり先ほど建設課長が答弁申し上げましたが、使用料も含めて現状を維持していくことに注力を置いているわけございまして、そういう意味で優先交渉権者になる民間事業者にとっても、やはりどこかで利潤がないといけないわけです。それがお互い行政側とウィンウィンという形のものが成立を

するからこそこまで話が進んでいるわけございまして、そういう意味で、一括償還というお話がございますけれども、現状の債務は非常に多額にのぼっておりまして、下水道会計の。これを一括償還するには非常に大きなお金が必要となってくるという側面もございまして、この2点からその選択肢を今はとっていないということでございます。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） よろしかったらまた研究もされてみてください。

次、市長にお尋ねをいたしますが、それで公共下水道施設を小規模化、ダウンサイジングしてB－DASH施設を国の支援で整備することになったわけですが、その条件にこのコンセッション方式導入がなされていたのですか。市長にお聞きをいたします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） B－DASHとこのコンセッションは全く別物でございます。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 一番最初に私が申し上げましたように、国は法をどんどんどんどん変えて、最近ではこのPFIの導入が進まないゆえに国が財政的な支援をします。それで、導入をさせるということがあちこちでやられていますので、もしかしてそういうことであつたのかなというふうに思いましたので、お尋ねをいたしました。

それで、私いろいろお聞きをしてみました。このたびの公共下水道施設や漁業集落排水施設、クリーンセンター等の施設の効率的な運転管理や全体的なコスト削減を目的に導入しようとするコンセッション事業についていろいろお聞きをしてみました。コスト削減といいますが、この事業への優先交渉権者としての申請が1社だけだったことは、最初から競争が働いていないということになってまいります。そして、契約交渉の内容につきましても、事業者都合がよい条件にならざるを得ない面がどうしても出てまいります。そのような面の懸念もするところでございます。契約期間が20年間と余りにも長過ぎるわけございまして、自然現象や暮らし方の変化など予測がつかないことが反映できる柔軟な制度ではありません。コスト削減の数字を示すという市長が自信を持っていると言われるVFMも、どの程度科学的なものが明確になっていませんし、それは事後、事が終わってからでないと検証できないものでもございます。民間に手抜きがあつても責任は行政にあります。この20年間議会も関与ができなくなってまいります。議会にとっても不都合な制度でございます。公共施設の維持管理という重要な事業ですので、コンセッションではなく、クリーンセンターや漁業集落排水整備事業と同様に事業委託、包括委託、こういった方式でやるべきと考えますが、市長の所見をお伺いをします。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 豊島さんのお考えというか、御党のお考えは大体理解はしておりますけれども、その立場には相容れません。

以上です。

○副議長（森田収三君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） もうここまで進んでそういうことにはならないというふうなことかなとも思いますが、私は本当に、これをそのままコンセッション事業で導入していくというふうなことには大きな懸念を持っています。全体的な金額がそんなに大きくない、運営権を設定するという公共下水施設等々に係る部分がそれほど大きくない。もう一つの漁集やクリーンセンターのほうの金額が大きいというふうなことにはなっていますけれども、やはりクリーンセンターのほうも性能発注でやろうとしている中身になっておりまして、非常にその点も安全な放流水を流すというようなことにはしっかりとその責任を持ってやっていく必要があるということを申し上げておきます。

次に、高台整備の手法などについて伺いをいたします。

高台整備がされれば、医療機関や製造業者、公共機関等が移転を希望しているとの調査結果が去る6月5日議員協議会で報告をされました。高台整備は、南海地震津波対策として要望の高い事業であると認識をいたします。しかし、このことは現在の町の姿を大きく変えることとなります。移転した施設跡はどうなるのかも含めて変わってまいります。したがって、今後のまちづくりをどうするのか全体的な議論が伴ってきます。これは、移転を希望するというそこだけでの議論ではなく、今後のまちづくりについてオープンな場で丁寧に議論をし、何が課題かを明確にして、最終的にどういった手法があるのか議会でもよく議論することが必要ではないかと考えますが、市長の御所見を伺います。

○副議長（森田収三君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台整備に関しましては、平成30年度に国の補助事業を活用いたしまして、事業者等のヒアリングを中心に高台への移転のニーズ及び官民連携手法による事業実施の可能性調査などを行いまして、令和元年度には事業化に向けたより詳細な調査に着手したいと考えておりまして、議会の皆様には節目節目で状況を報告し進めてまいりたいと考えております。

御質問の移転後の浸水エリアのまちづくりにつきましては、現在そのもととなります立地適正化計画を策定中でございまして、それらに基づきまして、住民の皆様あるいは議会の皆様とともに検討すべき課題であるというふうに考えております。

○副議長（森田収三君） まだ質問中ではありますが、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午前 1時00分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 午前中から高台整備のことについて質問をしておりますが、その続きをさせていただきます。

市長はどういった手法があるか検討するということでもありますけれども、しかし官民連携事業しかないという前提でお考えになっているのではありませんか。調査報告は、市内の建設事業者でも十分対応が可能な規模であること。また、可能な限り市内事業者で取り組みたいとの意向が示されています。何十億という事業になりますので、市内事業者がいかにすれば参入可能かを第一義的に検討すべきではないかと考えます。事業者数の減少、技術者・労働者不足で公共工事も入札不調などもある厳しい現状を打開することにつなげられないものかと考えます。官民連携の手法をとった場合、代表となる民間事業者が自分の子会社や下請事業者に発注したりすることがよくやられていますが、現在市が直接工事を発注しているような金額や形態が可能なのかなど、制度の研究なども十分議論する情報提供が必要と考えますが、市長にお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今議会に本年度の調査予算の上程をさせていただいておりますが、まさに先ほどおっしゃったようなことを含めて調査していくということでございます。だから、官民連携がどこか大手が1社来てやるのは官民連携ではなくて、当然地元事業者との連携も含めて広い意味での官民連携を調査していくということでございます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 次に進みます。須崎消防署の問題でございます。職員採用が長年されていません。今日あらゆる分野で働いてくれる人がいない、労働者不足が大きな社会問題になっています。保育士、看護師、介護士、建設技術者、教員、現場労働者などなど、社会の機能が麻痺するのではないかと思います。当市では、保育士不足が深刻な事態になっています。その大きな要因は、計画的な採用をしてこなかったことだと私は思います。須崎消防署においても、採用が7、8年ありません。平成23年4月以降ありません。高齢者、核家族化などで救急搬送や緊急事態が大幅にふえていることは明白であります。消防職員は高い技術が求められ、訓練や研修を重ねて現場に出ることになり、採用してすぐ現場へ行くようにはなりません。早期退職などで職員数が実質減少している事態になっていますが、採用の計画はあるのかお伺いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） お尋ねの須崎消防署の職員採用の件につきましては、高幡消防組合に関する御質問でございますので、この場での答えは差し控えさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 須崎消防署の職員を雇用するのは市長ですか。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） そのお答えにつきましても差し控えさせていただきます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 答えを避けるような中身ではないと思います。

これまで、最近でありますけれども、四万十町、中土佐町などで職員採用いたしております。

市長御存じですか。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 1時05分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊島さんに申し上げます。先ほどの質問に対しましては通告にありませんので、質問を認めません。

豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 須崎市の市民の命を守る、そしてまた災害等のあるいは急病になったときなんかに頼るところは消防署職員でございまして、形としては高幡消防組合というところに所属をし、しかし、そこの中でいろいろなところに分かれてそれぞれ責任を果たしているわけです。その須崎市民に責任を負う場所が須崎消防署の職員であります。私は、市長は高幡消防組合議会があるし、組織が違うというふうなことで答弁をされていないですけれども、須崎市民にとって須崎消防署の職員は、具体的に市民にかかわるそういう職員の数が最近ずっと実質早期退職などで減っている、そういうところもあるわけでした非常に今後懸念をいたしているところでございます。

この職員の採用の状況ですけれども、四万十では、須崎市が平成23年4月以降採用していない一方で、そのときに四万十では6人採用し、津野山では7人採用し、中土佐では6人採用をいたしております。やはり、そういうふうな仕事の特性上訓練等も必要でありますし、志高く臨んでいただくように職員採用というふうなことについては計画的にやっていく必要があるというふうに思います。例えば、高知県の警察の職員などにつきましても、最近では応募が少なくなっているというふうなことで、採用に向けましていろんな取り組みをされているわけでございますけれども、その市民の安全にかかわることありますから、私はこの問題を非常に真剣に考えているところでございます。例えば、そういった先ほど申し上げましたような地域では、分署といひましようか、そういうところでは職員の採用について取り組みをされているわけありますから、そういうふうなことでは須崎市においても市民に安全・安心を与えるような、そういったことにつきましても市長は市の職員同様に、例えば市の職員をどのように採用するか、あるいは臨時職

員をどのように採用するかというふうなことにつきましても、いろいろと考えていく立場にあるわけですが、この問題についてもそういう観点から非常に重要な問題だというふうに私は考えているところでございます。市長は答弁をしないというふうなことを言われましたから、答弁は求めません。私は、この状況を説明をするにとどめざるを得ないわけではありますが、今の発言につきましては私は取り消しというわけにはいきません。

次の質問に移ります。

移動手段の確保についてであります。高齢者が運転する交通事故が毎日ニュース報道される状況で、国も対策を緊急に具体化することが必要でございまして。私の知り合いはニュースを見て、自分もいつ重大事故を起こすかもしれないと思うと運転するのが怖くなった。しかし、自家用車がないといよいよ困ると不安をこぼしていました。高齢者の免許返納しやすい対策、昨日も議論がされました。その対策、それはすなわち市民の移動する権利をいかに保障するかということでもあります。10月からの運行開始を目指して取り組んでおります、多ノ郷北部地域のデマンドタクシー運行の進捗状況を企画政策課長にお聞きをいたします。利用料金は幾らと考えているのかもあわせてお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。本年10月1日から、公共交通空白地区の多ノ郷北部地区において予約型乗り合いタクシーを導入するため、現在運行に係る事務作業等を進めている状況でございます。

具体的には、6月25日に開催予定の須崎市公共交通会議で承認をいただくこととしておりますが、並行しまして事業実施事業者に対しての補助制度の要綱を作成、事業参入予定者からの意見の聞き取りや、事業実施に必要な区域運行の一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可申請に向けて準備を行っております。今後は関係者との協議や地域住民の皆様へ事業開始に向けた周知方法などを詰めていきたいと考えております。

また、料金につきましては、地域の説明会では300円ということで皆様にお知らせをしておりました。一部高いという御意見もいただいていることは承知しておりますので、今後詳細を詰める中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） これまでこの事業をどうやってやっていくかというふうなことで、地域に回られていろいろな御意見をお聞きになったわけですが、私はそのお聞きになったという言葉は今使いましたけれども、余りお聞きになったというよりは説明をしたと。この地域でこういう事業をやりたいのですがというふうなことで説明をしたというふうなことが主な中身であったのではないかなというふうに思います。それで、そういうところで一部今利用料金について高いという意見があったと課長が述べられましたけれども、もしそこでいかがでしょうと、300円を考えていますがいかがでしょうというふうに、もっともっとたくさんのところで問う

ていただきましたならば、それはやっぱり高いという声をもっともっと私はたくさん出たというふう思うわけです。いろいろな方に後で、説明を受けたという方に後であちこちで聞きました。そのときに余り値段は300円だけどうでしょうということでの意見を聞くということは、そういう感じではなかったと。説明はあったというふうなことを聞いたわけですし、やっぱり一旦、今後また詰めていかれるようですけれども、せっかく運行するのですから利用しやすい金額にするのは非常に重要なことだと思いますけれども、課長の御所見をお聞きをいたします。あるいは市長になりましょうか、御所見をお聞きをいたします。どちらかに。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 1時23分 休憩

午後 1時24分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） 料金につきましては、市内の他の公共交通機関と比べましても決して高いとは考えておりませんけれども、日常生活に密着する内容ですので、今後詳細を詰める中で検討していきたいと考えています。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 新図書館整備について簡単にお聞きをいたします。

手法についてですけれども、場所については昨日ちらっと副市長のほうから触れられた面もあったかと思いますが、整備手法については官民連携事業を導入することについてどんなふうにお考えなのか、市長にお聞きをいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 図書館の整備方法についても未定でございます。

○議長（大崎宏明君） 豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 今後においては、非常にそういった手法も含めて市民の皆さん方とよく意見交換等をしながら、期待に沿うような施設にさせていただくように要請をして、質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 通告に従いまして、質問いたします。

まず、男女共同参画についてです。ことしは国連の総会で女性差別撤廃条約が採択されて40年、日本では男女共同参画社会基本法が成立して20年の節目の年です。しかし、日本での男女

平等は進んでいないというのが私たち女性の実感です。世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダーギャップ指数、これは男女平等を図る指数ですが、2018年度発表では世界の149カ国中、日本は110位でした。日本は、政治参画125位、経済雇用117位、健康41位、教育65位で、特に政治への女性の参加がおくれています。

昨年の国会で、政治分野の男女共同参画推進法が全会一致で可決され、成立しました。政党に対して、男女均等に候補者を擁立することを義務づけている法律です。努力義務ではありますが、国としての取り組みがようやく始まりました。さらに、女性も積極的に政治に参加できるように条件を整えることが大切だと考えます。

そこで、質問です。須崎市での男女共同参画プランは実行できているのでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 人権交流センター所長。

〔人権交流センター所長 久万敏幸君登壇〕

○人権交流センター所長（久万敏幸君） お答えします。須崎市男女共同参画行動計画は、須崎市自治基本条例第9条にある男女共同参画に基づきまして、男女が対等な社会を築いていくことを目的として策定されております。

内容につきましては、男女共同に向けての教育、啓発の促進、働きやすい環境づくり並びに働く場での男女平等促進、家庭生活環境の整備、健康と福祉の充実、社会参加の促進、以上を基本施策として各施策を所轄する担当課を中心に取り組みを行っており、今後とも個人の人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） この須崎市では、高知県下でも最も早くに平成8年に須崎市女性政策推進行動計画ハーモニーを策定され、平成23年には5カ年計画で須崎市男女共同参画行動計画ハーモニーとこちらのものをつくられているということで、本当に素晴らしいとは思っております。ですが、今、人権交流センターの所長さんが言われたようなこと、具体的な施策は何か取り組まれているのでしょうか。もう一度お答え願えますでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 人権交流センター所長。

〔人権交流センター所長 久万敏幸君登壇〕

○人権交流センター所長（久万敏幸君） お答えします。具体的な内容ということでの質問でありましたが、先ほど述べました各施策につきましては、各課での通常の業務の中での一環としての男女共同参画に向けての取り組みということで含まれていると思います。私ども人権交流センターといたしましては、主に男女共同参画に向けての啓発並びに相談業務、これは通常の相談になりますけれども、相談業務の中での例えば配偶者からのDVであったり、家庭間の中でのDVであったりとか、そういったものの相談受付を主に行っております。

内容といたしましては、例えば相談があった内容に対しまして、警察であったり社会福祉協議会の相談担当の者とか、あと県の女性相談支援センター、そういったところと連携しまして、関係の団体とのつなぎ、並びにそういったところへのアナウンス。あと、相談の中で我々で対応できるものがあれば、家族間同士の相談の中に入りまして、何といたしますか、鎮静させるという言葉

い方はおかしいですが、相談の中身をきれいにしていくと、そういった形の対応をとっております。ほかの全体的な施策の具体的な内容ということといたしましては、また御希望であれば持ち帰りまして、また改めまして御提示もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 人権交流センターでは一生懸命取り組んでくださっていることがわかりましたが、こちらの行動計画は平成２３年からの５カ年計画で終わっていますので、その後がつくられていないという認識でよろしいでしょうか。やはり、男女共同参画を進めるに当たっては、会議を開いて新たに策定することを要請いたしまして、この質問を終わります。

男女共同参画社会の実現といいましても、いろいろな取り組みがございます。そこで質問ですが、小中学校での児童生徒の男女混合名簿の普及率はどのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えします。男女混合名簿を使用しているのは、小学校８校中６校、中学校５校中３校で、普及率にしますと約７０％でございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 私の小中学校の時代の名簿は男女混合ではなく、生まれた順になっていました。ですが、私の子供たちの時代には男女混合名簿になっていました。高知県の調査では、平成２７年度小学校は６１％、中学校５４．７％です。須崎市はその点少し上をいっていると思いますが、県下の自治体の中では１００％となっているところもありますので、市でもぜひ１００％の実現を目指していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

職場などで別姓を使用の方がふえてきていますが、市の職員で夫婦別姓を使用することは可能でしょうか。総務課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 総務課長。

〔総務課長 梅原健一郎君登壇〕

○総務課長（梅原健一郎君） お答えいたします。平成２７年１２月１日に定めました須崎市職員旧姓使用取扱要領の規定に基づきまして、市長の承認を得て戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を使用できるということとなっております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔１２番 宮田志野君登壇〕

○１２番（宮田志野君） 市で事実上、別姓を使用することを認めているということはすごく喜ばしいことだと思います。夫婦別姓を認めていない同姓強制制度の廃止をするようにということで、国連の差別撤廃委員から日本政府は勧告を受けています。それにもかかわらず日本政府は、選択的夫婦別姓をまだ認めようとしていません。でも、それに先んじて須崎市は認めているというこ

とですので、私はすばらしいと思います。このことも男女共同参画社会を目指すならば、変えていくべきことだと考えております。

須崎市男女共同参画行動計画には、行動計画を推進するためには須崎市男女共同参画推進委員会を設置し、市民の目線から男女共同参画に関する各種施策について協議・検討するとともに、計画の進行管理を行い、担当課は進捗状況を推進委員会に報告し、評価を受けるとしています。こういったことを進めていくためには、男女共同参画課は独立させて設置するべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問の男女共同参画の施策に関することにつきましては、人権交流センターの事務分掌としてしっかり位置づけておりますので、課の設置につきましては、現在のところ考えていない状況でございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 男性の賃金を10としたら、女性は今6、7割です。食事の支度など家事や育児、女がするものという考え方が当たり前にあります。この須崎市男女共同参画行動計画ハーモニーの冒頭には、先ほど所長も言われましたが、男女共同参画社会は男女がお互いに認め合い、その人権を尊重し合う意識をもって、古い慣習や習慣にとらわれず、また、性別による固定的な役割分担意識をなくし、男女が対等な社会を築いていかなければなりませんと書かれています。そして、当時の笹岡市長の署名もあります。本当にこれはよいものをつくられていると思いますが、このプランを取り組むためには、やはり私は独立した課を設置することが望ましいと考えます。重ねて男女共同参画課の設置を要請いたしまして、男女共同参画についての質問を終わります。

続きまして、保育園についてです。新統合保育園は上り坂がきつく、自転車や徒歩での通園は大きな負担となることが予想されます。布団を持つての通園はとても大変になると思いますが、そういう方がおられた場合にどのような対応をなさるのかお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。新保育園への通園路につきましては、旧国道56号と接合の部分をあわせまして現在改修工事を行っているところでございます。安全確保のため幅員を広げまして、また対面通行としまして別に歩道を設置するような形にしております。議員の御指摘どおり、保育園児にとりまして徒歩での通園は非常に厳しい。あわせまして、自転車でもなかなか登れないと思います。現時点では、そのような対象の方がいかに多いかわかりませんが、通園バスを運行する予定をしておりますので、その利用もあわせまして、また必要となれば対策を検討したいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ぜひ、どうやって通園されるかを一人一人にお聞きいただいて、バスが必要であれば、その方も対応していただくようによろしくお願いいたします。

それから、通告していた質問で、きのうの質問と重なっている部分がございますので、それは省きます。

次に、仮に安和保育園児が上分保育園に通うとなれば、園児の人数はどのくらいふえるのでしょうか。また、受け入れ側の上分保育園の体制は十分にありますか。御質問いたします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） 6月1日現在の園児数で申しますと、上分保育園が40人、安和保育園が30人で、合計しますと70人になります。上分保育園の認可定員が現在65人となっておりますが、実際の募集状況とあわせまして対応していきたいと考えております。

また、受け入れ体制につきまして、保育士の確保ということもあわせて御質問にお答えします。保育士につきましては、保育士1人に対しまして保育可能な園児数は年齢によって決まっております。2園を集約することによりまして、例えば保育士をそれぞれの園が2人の保育士が合計4人で対応していたとしますと、集約することによりまして3人で対応できるような可能性もございますので、保育士については確保しやすくなると考えております。そのことによりまして余剰人員ができましたら、混合保育の解消にもつながると考えております。このように保育士のゆとりをもった配置が可能になりますことは、統合によります大きなメリットであると考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 確かに今の保育士不足の状態では、統合することによって保育士の人数を減らすことができるということで、それは一つの方法かもしれませんが、3月議会で私たちは安和保育園を上分保育園に統合する通園バスの予算についても反対をいたしました。もし私が安和に住んでいて子育てをしているとします。保育園が統合になって通園バスで上分まで通うこととなれば、やはり統合には反対します。登園の途中、津波の浸水区域も通っていかねばなりません。心配です。保育園時代の子供は本当によく病気をします。熱が出た場合に職場から上分まで迎えに行って、そしてまた病院に行って、それから安和の自宅に帰るということをしなければなりません。時間とガソリンを消費し、体力も消耗します。そういうことを考慮した上での統合後に上分保育園を選ぶ保護者が果たしてどのくらいおられるのか。これは私は、今、安和の保護者に対して調査をきちんとするべきではないかと考えております。昨日の議会で購入予定のバスの大きさは、大人3人、子供39人乗りを予定されているということでしたが、バスを利用する人数が少なければもう少し小さいバスでも構わないのではないのでしょうか。大きさを決めるのは、行く人数がどのくらいになるのかある程度予想できてからでも遅くないのではないのでしょうか。子ども・子育て支援課長、お答えください。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。安和保育園と上分保育園の統合につきましては、現在調整中ございまして、まだ判断できない状況でございます。そのためバスの購入につきましては、正式な決定を受けてからその後の手続になります。その中で実際に募集等の状況を見まして、人数、ある程度の数がわかりましたら、その場合によって宮田議員が言われたような形で調整することも可能であると考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） きのうの議会で、安和保育園と上分保育園を統合することについて、上分保育園側が余り聞いてないということがわかりました。これから説明会を開くということでしたが、年度末まで余り時間がございません。これでは十分な説明ができるだろうかとは心配しております。安和保育園の保護者の方たちの考えもいろいろあるかと思えますし、来年度と期限を決めるのではなく、もう1年時間をかけて議論をされるということもお考えいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

県や病院で医師や看護師になるための奨学金制度がありますが、保育士不足を解消するために、市で保育士となることを条件とした奨学金制度を設けてはどうでしょうか。返済不要の奨学金です。お伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。保育士の確保につきましては、議員の言われるとおり、非常に厳しい喫緊の課題でございます。保育協会におかれましては、通常の職員採用と並行しまして、有資格・無資格を問わずに臨時職員の募集を随時お願いしておりますが、十分な人員が確保できずに、途中入所につきましてはお受けすることができないような状況もございます。そのため保育士のOBや知り合いのつてをたどって確保に努めておりますが、非常に厳しい状況にかわりはございません。

議員の言われる奨学金制度につきましては、今のところは検討はしておりませんが、支援して確実に保育士として須崎市で勤務していただけるというような確約をどのようにとるのが多くの課題があると思います。また、このことを含めながら保育士確保のためにいい方法がございましたら、本当にお知恵をお借りしまして研究していきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 保育士不足は本当に切実な問題です。今までにない思い切った政策をとることが必要だと思います。ぜひ御検討されることを要請いたします。

続きまして、公民館の使用料について質問いたします。

健康でおりたいきねと、70歳、80歳の市民の方がスポーツや手芸などを楽しんでおられるグループがあります。月に数回公民館で活動し、体と頭や手を使われていて、この方たちは本当にお元気です。公民館を利用するグループで高齢の方が一定数以上いる場合に、使用料を無料にしてはどうでしょうか。生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 公民館使用料につきましては、条例で生涯学習または公益のために使用する場合、その他特に必要と認めた場合は、市長は使用料を減免することができると規定し、地域住民によって組織された団体が生涯学習に関する活動を行うために公民館を使用するときには、使用料を減免する規定を設けております。高齢者がある一定以上いる場合には使用料を無料にしてはどうかという質問でございますが、使用料の規定では高齢者を条件とした減免は行っておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 健康を維持するために市の主催で百歳体操が行われています。百歳体操は会場費がもちろんかかりませんが、さきのグループは会場費や冷房代を払っています。市民グループの活動も健康寿命を引き延ばしていることは間違いありません。備品を自分たちで購入するなどして、市の負担にならないように活動されています。高知市でも高齢者が中心となっているグループには減免制度があり無料となっています。須崎市でもぜひ高齢者の多いグループには公民館の会場費を無料とすることを、体育館も同様です。また、御検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

防災についてです。災害時に孤立した集落の状態を知るために、ドローンを使っての状況把握が役立つことが予想されます。自治体でも購入を進めているところが多くなっていますが、市でも災害対策としてドローンを購入してはどうでしょうか。地震・防災課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 暫時の間、休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 地震・防災課長と言いましたが、市長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 宮田議員御案内のとおり、ドローンの活用が非常に広がっておりまして、さまざまな用途で活用されています。災害時はもとより、観光PR、イベントの空撮や道路な

どの社会資本の点検、測量、あるいは最近では農業分野等で活用されているわけでございます。災害時だけを考えると、人や車などが立ち入れない状況におきまして正確な被害状況を把握するためには、議員御提案のようにドローンを使用した方法が有効な方法の一つであると考えております。

ドローンの購入につきましては、災害対策限定では使用頻度が少ないため、これからの技術進展も見きわめながら平時にも活用できるような形を研究してまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） ぜひ御検討いただきたいと思います。

兵庫県の加東市ですが、災害に車で行けないときの状況をつかむためにドローンの購入を決めたということで、それは赤外線カメラを搭載した30万円のドローンを2機、雨の日や寒い日にも飛ばせる250万円を1機購入するということです。赤外線は、徘徊老人など行方不明者の捜索にも役に立つということです。ぜひ須崎市でも検討いただきたいと、購入されることを要請いたします。

次の質問に移ります。

日本語がわからない方のために、津波や災害時の避難場所などが英語などで書かれたパンフレットをつくることや避難経路をわかりやすくする対策が必要ではないでしょうか。

地震・防災課長にお聞きします。

○議長（大崎宏明君） 地震・防災課長。

〔地震・防災課長 岡本憲仁君登壇〕

○地震・防災課長（岡本憲仁君） お答えいたします。本市は、明德義塾中等高等学校の留学生や農業研修生が多いため、県内でも外国人比率が高い町でございまして、最近では四国遍路などでも外国人をたびたび見受けるようになってまいりました。

本年2月には、高知大学主催の国際スプリングスクールが行われまして、大学生や東南アジア留学生らが市内で1週間滞在し、防災の観点から調査を行いまして、提案もいただいております。その中でも、外国人向けの防災情報や避難情報などの少なさの指摘を受けたところでございます。御質問のとおり、避難場所・避難経路の表示など防災情報の伝え方について改善しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 言葉がわからない方は、いざというときにどうやって対応したらいいか本当に困ると思います。できるだけわかりやすいものをつくっていただきたいと思います。どうぞ御検討ください。

次の質問に移ります。

須崎駅についてです。私たち共産党市議団は、市民の皆さんからの要望を聞くために、議員懇談会を5月に多ノ郷地区で開催しました。そこで、参加者から須崎駅について要望が出されまし

たので、質問いたします。

下り列車でおりたときに、2番ホームから階段を上り下りして改札まで行かなくてはなりません。疲れて帰ってきてからなのでしんどい。エレベーターの設置をするか、線路を横断できるようにという意見が複数の方から出されました。東京オリンピックに向けての合宿にチェコ共和国からの選手も来られますが、受け入れ側の市として駅の整備をする必要があると考えます。そこで、エレベーターの設置をするか、線路を横断できるようにＪＲへ市から働きかけはできないでしょうか。企画政策課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 企画政策課長。

〔企画政策課長 國澤豊君登壇〕

○企画政策課長（國澤豊君） お答えいたします。議員御質問のＪＲ須崎駅へのエレベーターの設置の要望につきましては、昨年に市長がＪＲ四国本社を訪ね、直接要望を行っております。ＪＲ四国の回答は、段差解消のためのエレベーターの設置基準は1日の乗降客数3,000人以上の駅となっており、現在の須崎駅の乗降客数600人程度では基準を満たしていないことから、整備計画の見通しはないとの回答でございました。また、改めて須崎駅に問い合わせを行い、ＪＲ四国本社としての回答をいただきましたが、同じ回答でございました。

また、線路の横断につきましては、須崎駅では安全上、禁止しているとのことでした。階段の昇降が困難な場合には、ＪＲの社員の介助等により対応を行っているという回答をいただいております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 今、バリアフリーの世の中にどんどん近づいている中で、乗客の人数が少ないということでエレベーターをつけないとか、エレベーターがないから逆に利用する人が少ないということも考えられると思いますので、また気長に繰り返しＪＲと協議することを要望いたします。

それから、須崎駅の周りですけれども、汽車通学の学生が通学用の自転車を近くの空き地にとめています。無料の自転車置き場を設置するようにＪＲに働きかけてはどうでしょうか。建設課長にお伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。ＪＲ須崎駅への通学用のための無料自転車置き場の設置についてであります。平成14年度からＪＲ須崎駅前の民営の自転車預かり所、屋根つきの駐輪場の1階部分の一部を高校生までの学生及び専門学生のための駐輪場として本市が借り受けて無料で開放しております。今週、僕も現地へ行って確認してきましたが、自転車の空き地とか市道に停められちゃうという状況をちょっとよう確認しませんでした。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時08分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問を許します。宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 私は、昨年、須崎駅までバイクで行って停めるところを探したら、停めるところがありませんでした。横を見ると民間の業者があったのでそこに停めましたが、有料でびっくりしました。私は、駅の駐車場は普通無料だと思っていました。駅は公共性の高い施設ですので、無料の駐輪場をぜひつくっていただきたいと思います。学生の停めるところはあると聞きましたが、一般の市民が停めるところを無料の駐輪場をつくってもらうことを検討して下さるように要請いたします。

次の質問に移ります。

子育て支援についてです。ひとり親で世帯で一定の収入がある場合は、児童扶養手当をもらうことはできませんが、ひとり親を援助するために市から無条件で支援をするべきではないでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。議員御案内のとおり、児童扶養手当の支給につきましては、国の基準に基づき、所得制限の限度額の状況によりまして全額支給、また一部支給になりまして、限度額を超えた場合は支給をされません。この支給をされない方への支援をするべきとの御質問でございますが、世帯の所得につきまして個々の基準が設けられておりまして、それに従って判断するもので、ひとり親以外の家族の所得の関係で受けることができないケースもございます。これにつきましては同居親族からの援助を想定した上での国の制度であると考えておりますので、家族内の支援が受けられず生活が厳しいということでございましたら、子育て支援ではなく状況によりましては生活支援ということで、福祉サービスの御利用をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 福祉サービスを利用するということを、私ちょっと認識が足りませんでしたので、少し説明していただけますか。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。サービスとしましては、生活困窮者に対します自立支援を、須崎市生活支援・総合相談センター「ほっと」を窓口にしまして、自立して生活ができますように支援を行っておりますので、そちらの御利用をお願いしたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 勉強してみたいと思います。ですが、ひとり親家庭は、一人で子育てをしているというだけでいろいろなハンディキャップを負っています。この須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略というこちらの中に、出生率向上のために阻害要因を取り除く、そのためには「このまちに住み、子どもを育てたい」という希望の阻害要因を取り除く必要がありますという記述があります。私は、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給も阻害要因を取り除く一つの政策だと考えておりますので、御検討してくださることを重ねて要請いたします。

次の質問に移ります。

保育園に通わずに家庭で子供を養育している場合に、市から幾らか援助をすることはできないでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 中山明君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（中山明君） お答えします。保育園を利用されている方限定とした援助となりますと、現在、第2子以降の保育料の無料化がございます。そのほかの児童に対するサービスにつきましては、中学生までの医療費の無料化等全て全体の児童を対象にしたサービスになっております。家庭で養育している場合の独立したサービスは考えておりませんので、金銭的な援助ではなく、一時預かりサービスや子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの利用等、総合的な子育て支援策の充実によりまして対応したいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 確かに保育園に通わせている場合には保育料が無料となります。しかし、家庭での保育に対しての支援はありません。黒潮町では在宅子育て応援補助金というのがありまして、第1子と第2子には月2万円、第3子以降は3万円という支援があります。子育ては立派な仕事だと、私は子育てをしているときにそうやって励ましてくださる方がたくさんいました。でも、子育てをしてもお金はいただけませんでした。何で立派な働きなのにお金をもらえないのかなと不思議に思ったことがありましたが、黒潮町はこうやって在宅子育て応援補助金というものをつくって取り組んでおられます。家庭での保育をふやすことは、保育士不足の一助にもなります。在宅子育て家庭の支援制度の検討を要望いたします。

次の質問に移ります。

須崎中学校のお弁当についてですが、須崎中学校では以前のように須崎高校からの弁当の提供はできているのでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えいたします。既にゴールデンウィーク明けから提供いただいております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 早急な対応に感謝いたします。お弁当が食べられなくなって困っている子供がいるのではないかと心配していたところでした。

続きまして、次の質問に移ります。

朝ヶ丘、須崎中学校で就学支援を受けている家庭に給食費に相当する金額の助成はできているでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 北川洋子君登壇〕

○学校教育課長（北川洋子君） お答えします。現在のところはできてはおりませんが、何らかの支援の必要性については認識しているところでございます。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 3月議会で教育長の御答弁で、関係部署と整理をしながら考えていくということでしたので、ぜひ御検討いただきますようによろしく要請いたします。

次の質問に移ります。

COMODO URANOUCIについてです。浦ノ内湾の景色や条件がカヌー場として世界的にも素晴らしいということを聞きました。昨日の市長の答弁の中にもありましたが、その自然は市の宝です。毎年5月に上分地区でかわうそ未来塾が開催されていますが、そのときにカヌー体験をしています。子供たちに大変な人気があります。そこで、そのときは無料なんですけれども、一般の方が行く場合はもちろん有料です。そこで、カヌーの体験料に対しての使用料の減免制度を設けて、もっと利用しやすくする対策をとってはどうか。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 本市では、浦ノ内の豊かな自然環境を生かし、海洋スポーツ大会の充実や体験活動の拡充、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を含めた各種合宿の受け入れ等を目的とした須崎市海洋スポーツパーク構想を推進しています。現在、市立スポーツセンターを利用し、県の自然体験型観光キャンペーンとも連携いたしまして、カヌー体験等のできる海洋レジャー体験COMODO URANOUCIを実施しております。

御質問の須崎のよさを子供たちに知ってもらうためにカヌーの体験料に対しての使用料減免制度を設け、利用しやすくする対策をとってはどうかということでございますが、市内の児童生徒が社会教育活動や学校教育活動で利用する場合は、使用料減免等規則により利用料金を全額免除しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 学校関係での行事で行けば無料でできるということがわかりましたが、やはり一般で行った場合は、例えば4人家族で行った場合、大人1、500円×2人、子供1、

000円×2人ということであれば5,000円が必要です。1時間のレジャーに5,000円も使うことはなかなか勇気が要ります。もっと市民が利用しやすくなるようにしてほしいです。すばらしい環境の浦ノ内のカヌー体験ができる。そういう体験をした子供はきっと須崎のよさを大人になってからもほかの人に伝えることができると思います。市民の体験料は半額とするか、できなければ子供たちの利用料だけでも半額にするか無料にするか、御検討してくださることを要請いたします。

それと同じCOMODO URANOUCHIのことですが、昨年海上アスレチックを体験した方から高かったという声を聞いております。これも利用料の引き下げはできないでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） シーパーク大島におきまして海洋レジャー体験の一つとして、昨年度より海上アスレチックを実施しております。海上アスレチックの昨年度の利用者は、3カ月で1,748人となっており、予想を超える反響に大変うれしく思っております。利用料の引き下げをすべきではないかの質問ですが、大人1回2,000円、中学生以下1,000円と高額な料金設定ではないと認識しております。なお、本年度はその規模を2倍程度とすることとしており、リピーターの皆様にも十分楽しんでいただけるものと考えております。料金は据え置きで、7月13日土曜日にオープンし、8月31日まで及び9月の土日・祝日の開催を予定しておりますので、御利用のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） すごく人気があるということで、本当に喜ばしいことだと思います。料金も高くないと言われましたが、大人が1人2,000円、子供1人1,000円、親子で行った場合、1時間で3,000円必要となります。やはり、高いというのが私たち市民の実感です。せめて半額ぐらいになればもっともっと利用者がふえて、すごい須崎には安くていい楽しい遊ぶところがあるよというふうになることは、須崎によいイメージを持ってもらうことにもなると思いますので、料金の見直しについても御検討されることを要請いたします。

次に、体育館についてです。3月議会で柿谷議員も質問されましたが、西古市町の市民体育館のカーテンの劣化が激しいので早急につけかえるべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大崎宏明君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 市民体育館のカーテンが老朽化しております。利用者の皆様には大変御不便をかけております。生涯学習課として、施設そのものが老朽化しておりますので、そのあり方とあわせ検討する必要があると考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） こちらをごらんください。市のホームページの市長定例会見で、今年の11月にアップされたものです。これは10月に行われた須崎地区市民運動会の写真なのですが、

私はこのページを見たときにぎよっとなりました。このぼろぼろのカーテンが写っています。これを見たときに何とも言えない難儀な気持ちになりました。せめてことしの市民運動会までには新しいカーテンで気持ちよく運動ができて、ホームページにも新しいカーテンを載せることができるように提案いたしまして要望いたします。

次の質問に移ります。

市道整備についてです。上分の通学路、通称ほきみちと私たちは申しますが、国道側ではなくて学校があるほうの山側のほうです。そちらはぼこぼこで、自転車で通学しているとガタガタとなって通りにくいです。この道を時々散歩している高齢の方を見ますが、段差で転ばないか心配してしまいます。子供からお年寄りまで安全に通行できるようにすべきではないでしょうか。この上分の通学路の舗装はいつするのでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。通学路、市道落合神母野線につきましては、今週現地の確認に行っていました。全般的に悪いという認識はしておりませんでしたので、舗装の悪い箇所については部分的な補修などにより対応していきたいと考えております。また、全体的な舗装につきましては、昨年度に実施しました市道路面調査の結果を参考に検討していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 市内あちこちでそんな要求があると思いますが、一応通学路ですので、ぼこぼこのところだけでも、継ぎはぎのひどいところだけでも快適に通行できるように要請いたします。

続きまして、次の質問に移ります。

樽の滝への市道は、傷んでいて道幅も狭く、川側は崩れているところもあります。樽に住む人の生活道でもあり、県立自然公園ということで観光客も来ています。市道の舗装はいつになるのでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 建設課長。

〔建設課長 里見浩志君登壇〕

○建設課長（里見浩志君） お答えします。御指摘の市道依包樽線につきましては、議員御指摘のとおり道幅が狭いことから、これまで樽地区の住民の皆様と一緒に待避所設置など整備を行ってまいりましたが、今後も住民の皆様方の御協力に感謝しながら、舗装の補修も含めてできる限りの対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 近ごろ樽の滝に観光客が1日に車が10台以上来ることがあるということを、滝のすぐそばに住んでおられる方が言っていました。脱輪した車とか、狭い橋の欄干に車

体が当たった車もあるということも聞きました。せっかく訪れてくださったのに、そんなことになっては本当に申しわけないと思います。樽の滝は、須崎市観光協会のホームページにも載っています。それを見て訪れる方がおられます。観光場所として紹介するならば、それなりの整備をする必要があると私は考えております。ぜひ前向きに検討してくださることを要請いたします。

続きまして、森林についてです。地域を回っていると私は一番に言われることが、木が育って日当たりが悪くなったき、何とかならんろうかということです。そうしたところの木の伐採に対して、市からの助成制度を設けてはどうでしょうか。

○議長（大崎宏明君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 楠瀬晃君登壇〕

○農林水産課長（楠瀬晃君） お答えします。森林の整備におきまして、人工林の育成、間伐等の補助制度はございますが、日照等の支障木への補助はございません。なお、道路の通行等に障害を来すなど、公共性が生じる場合につきましては関係課等で対応しているものと認識しております。また、個別の伐採につきましては、森林組合等をあっせんさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 宮田さん。

〔12番 宮田志野君登壇〕

○12番（宮田志野君） 木を切るにもやっぱり10万、20万円単位のお金が必要になってきます。ある程度はやっぱり個人負担も求めないといけないと思うのですけれども、市からの補助があるということは本当に木を切ろうかということにもつながりますので、お考えいただきたいと思います。

仁淀川町では、茂ってきた木によって家屋や公的施設、農地など、日当たりや見通しが悪くなった場合や景観を守るために木を切ったときの費用についての補助金があります。仁淀川町の単独事業として、今年度は300万円の予算を組んで行っています。この制度はもともと池川町で行われていましたが、合併して仁淀川町になってからも継続しているそうで、年間十数件の申請があるということで、町民に大変喜ばれているということでした。森林環境譲与税もきておりますので、こうした助成制度をつくり環境保全に努めて、須崎市が暮らしやすい市になりますことを要請し、質問を終わります。

○議長（大崎宏明君） 順次質問を許します。海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） 一般質問2日目で、9番目の登壇でございます。最後の一般質問者ということで、皆さん大変お疲れだと思いますが、最後までおつき合いを願ひまして真摯な答弁で締めくくっていただきたいと思います。

それと、一般質問の1番目の中で3番と4番、通告順を入れかえまして質問をいたしますので、市長よろしくお願いいたします。

それでは、市長の政治姿勢につきまして質問をいたします。

須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして、議会開会日に須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略「未来へつなぐ元気創造のまち」を目指しての平成31年3月改訂版をいただき

ました。この須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国・県との整合性を図るため、本年令和元年度までの5カ年計画で、今回、現在までの事業進捗状況表をいただきました。5カ年終了後にしっかりと評価を聞けばいいところですが、市長任期もあと半年となってきましたので、今回この須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現時点での達成並びに評価をお聞きしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 平成27年度に策定いたしました須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、産業の振興、交流人口の拡大、子育て支援や地域づくりの4つの基本目標を掲げ、地方創生につながるさまざまな取り組みを実施をしているところでございます。

これらの基本目標を達成するために48の取り組みについて数値目標を設定いたしまして、平成30年度までの進捗状況について取りまとめをしたものを配付をさせていただきました。配付いたしました一覧表では、平成30年度末実績に加えまして、既に目標を達成した事業や予定どおり進んでいる事業、また遅延している事業を示したものでございます。計画期間は、本年度が最終年度となっております、引き続き事業を実施してまいります、平成30年度末の状況といたしましては、目標達成からほぼ予定どおり進んでいる事業が8割程度となっており、残りの2割程度の事業が遅延している状況でございます。目標を達成した事業、遅延している事業ともに数値目標の設定そのものの妥当性も含め検証を行い、次につなげていく必要がありますが、計画の最大の目標である人口減少を克服し、地域活性化や地方創生につながっている状況にはまだまだであると認識をしております。

総合戦略を策定し5年目となりますが、地方創生は息の長い取り組みであることから引き続きさまざまな取り組みを実施して、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） ほぼ8割ぐらいは達成ができています、目標どおりというふうなことでございました。

この中で水産業における部分で、須崎魚市場周辺の整備等がございます。平成31年度中に須崎魚市場改修基本構想を完成させ、整備に伴う観光客の入込数を2万5,000人と想定しているようですが、協議が進んでないようにも聞くとありますが、進捗状況表では予定どおりの進行状況となっております、この須崎魚市場周辺の整備等の計画の今後の工程表などをお聞きしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在、須崎魚市場施設の老朽化対策について関係漁協と協議を行っておりまして、市場機能につきましては予定どおり進捗しておりますが、周辺整備等の協議までには至っていないのが現状でございます。今後、魚市場施設の改修あるいは改築の方針が整理できた後、周辺整備等についても再検討してまいりたいと考えております。

重ねて申し上げますが、進捗表の予定どおりというのは、市場機能の老朽化対策をどうするかということが予定どおり進んでおりまして、それに付加する周辺部の整備についてはまだ進んでいないということでございます。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） わかりました。市場の直しというのは、まあまあ予定どおりいつていると。ただ、その周辺、どういうふうに須崎のあそこのあたりを活性化するかとかいうのが進んでないと。ということは、二段階的に進んでいくような考え方でよろしいでしょうかね。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほども申し上げましたが、まず緊急性の高い、魚市場は非常に耐震性が現状のところ危うい状況でございまして、市場が開設されているときには多いときには200人ぐらいの方があそこにいらっしゃいますので、関係漁協との話でまずその危険性を除去しようというのを今最優先でやっております。当初の計画では、魚市場の中にいろいろな食べ物屋さんとかを併設するというあら案がありましたけれども、なかなかそこを一緒にやっていると非常に時間がかかるし、国の補助メニューにもその部分は載らないというようなこともあって、そこはちょっと切り離して一回整理して、とりあえず魚市場の改修をメインに進めているところでございます。その後にその周辺部に移っていくということで、二段といえば二段ということになります。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） わかりました。僕も市場の関係者に聞いてみますと、やはり魚市場の改修を早くやってくれんかよというふうな声も結構聞いておりますので、やはりそういう方式のほうが早くいくのかなと。あと、周辺整備というのはそこそこ煮詰めていかないとなかなかいけないでしょうし、まちづくりとともに一緒に考えていけばこの部分はいいのかなというふうなことも考えておる次第でございます。

それでは、次、3番目にいきます。

商工業における具体的な取り組みのところで、須崎港の機能強化による産業振興とございます。現時点での進行状況はほぼ予定どおりとなっており、本年度中に新たな大型バース整備計画を作成する予定となっておりますが、現時点での取組内容、今後の展望をお聞きしておきたいと思えます。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 大峰地区の現状の公共バースを大型バース化するというところでございまして、平成30年3月に国の港湾計画の改訂がなされております。この港湾計画の改訂がなされた後にいろいろな環境調査とかをやって事業化というスケジュールになるわけでございますが、現在は国の直轄事業としてこの大型バースを整備するわけございまして、昨年度より現地調査、

いわゆる海底の土質調査でありますとかしゅんせつする、そういうのを国で実施をいただいているところでございます。今後はできるだけ早い時期に事業着手していただけるよう、引き続き、国及び県へ要望を実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） バースの大型化は関係者も非常に期待をしているところでございますので、この辺も、市長、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、青木町にございました四国電力さんが、須崎市がスワガ谷に所有する土地を購入して移転するということが決まったときぐらいから、四国電力の跡地となる場所へ、大体550坪ぐらいあるのですが、こちらにスーパーマーケットかドラッグストア、こういったものを何とか誘致できないかというふうなことを考えておまして、これは四国電力さんと当時から売却するのか、レンタルするのかというふうな協議を進めてまいりました。そういった協議を進めていく中で、昨年9月に四国電力の担当者からお電話があり、12月から取り壊しを始めて、3月末までに更地にするという連絡があり、本年1月より四国電力の担当者と毎月定期的にお会いしながら、またスーパーマーケット側ともたびたびお会いをして具体的な要望事項などもお聞きをして、双方が前向きな話になってきているところでございます。今後は売却というよりリースというふうなことで、長期の定期借地契約になろうかと思いますが、そういうことで貸し主である四国電力さん、借り主であるスーパーマーケット側、そして周辺整備を兼ねるとなれば須崎市との協議が非常に大事になってくようかということで、市長にもあらかじめことは報告もしながら進めてきていたところでございますが、それに関しまして誘致をしようとしているスーパーマーケット側からは西糺町にありましたゆたかの跡地の今後についても話題にのぼってきているところでございまして、旧町内の総合的なまちづくり計画が今後の肝になってくようかなというふうなところで考えているところでございます。この旧町内は、立地適正化計画の都市機能誘導区域に当たっており、旧町内再生のための総合的なまちづくり計画を作成し、誘致企業の張りつけやゆたかの跡地、また南北道路の北詰、NTTへ抜ける道とか、今議会陳情もいただいております原町の市道整備。また、浜町かいわいは非常に入り組んでおりますので、そういったところの初期の開発とかですね。先ほど市場の周辺の整備計画もございましたように、そういったことも含めて再生のための計画が必要になってくようかと思いますが、この旧町内の再生のための新たな再生計画について市長に御所見を賜っておきたいというふうに思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これは後段の高台整備の跡の活用ということにも関連してくるわけでございますが、立地適正化計画を現在策定中でございまして、5月末にパブリックコメントが終了いたしましたして、今後は7月に都市計画審議会を開催いたしまして御意見をお伺いすることになっております。そして、令和2年1月の施行に向けて準備を進めているところでございます。

この立地適正化計画におけます旧町内の都市機能誘導区域の総合的なまちづくり計画についての御質問でございますが、今後は旧町内の再生を効率的に推進することによりまして、地域住民

の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図る目的で都市再生整備計画に位置づけた社会資本総合整備計画の策定を検討していきたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） 旧町内といえども、まだまだたくさんの方が住んでいらっしゃいますので、都市再生整備計画ですかね、費用も次の議会にでもぜひとも上げていただいて、しっかりと議論もしていただいて、やはり須崎の顔となっているところでもございますし、いいような方向で解決もしていきたいというふうに思いますので、協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続いて、高台の整備についてお聞きいたします。

須崎市で個別企業に対して高台整備に関する意向調査を実施しながら、高台での宅地開発に関する市内業者へのヒアリング調査を実施し、ニーズの把握を図ってまいりました。また、平成30年度には国の補助事業を活用して須崎市における高台整備による地域活性化のための基盤整備検討調査を行ってきたと報告を受けました。現時点では、須崎市の財政への影響は試算されていないということで、今議会で高台整備事業に関する官民連携導入調査検討業務委託料が計上されております。高台整備事業の可否を問う内容の業務委託のようでございますが、高台開発は須崎市の今後を担う、また今後を左右するといっても過言ではない重要な事業だと私は考えております。慎重に進めていかなければならない案件でございますが、高台整備をしなければ須崎市の将来はないとも思っているところでございまして、前笹岡市長時代から高台整備の必要性・重要性はこの議場でも何度か議論をしてまいりました。須崎市の財政力から考えて、官の力では到底進めていくことが困難な事業だということで、地元を中心とする民の力を発揮していただくための官民連携事業導入調査検討だと思っております。事前防災の観点から見ても、何としても高台整備をしなければならないと考えているところですが、高台整備につきまして市長も同じような考えだと思っておりますが、高台整備、高台開発における市長の思いをお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台整備に関しましては、提案趣旨説明でも述べましたとおり、市街地のほぼ全域が浸水予想区域に当たります須崎市にとりましては非常に重要な事業であると考えております。事業計画を検討する中において財政面などの条件がクリアできれば、ぜひともなし遂げたい事業でございます。

この事業のポイントは、官民連携手法で進めるとの基本方針を確認しており、平成30年度の調査事業において官民連携事業による整備手法の可能性について調査を行い、官民それぞれに一定の効果があると報告されたことから、本年度はさらに民間事業者とのヒアリングを重ねて、官民連携手法などのスキームの決定や事業規模、事業費などを検討していくこととしておりまして、こうした民間事業者とのヒアリング作業等において専門家のアドバイスを得ながら慎重に進めてまいらなければならないと考えております。また、調査結果を踏まえて、事業の実施可否を判断する必要があると考えておりまして、議会の皆様に対しましても、当然のことながら節目節目において御報告申し上げながら進めていくこととしたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） 調査結果によりましてということもございましょうが、何とか進めていきたい事業であるというふうな市長の思いが伝わってまいりました。

高台整備について、もう1点伺いたいします。

高台整備、高台開発について私自身が思っていることは、単に開発しやすいところへ整備すればいいというものではなく、できるだけ町に近いところに整備をして、避難場所にもなり得る場所をよく吟味し開発整備することが望ましいというふうに考えております。

私自身も思っている場所が2カ所ぐらいございまして、その1カ所は今回須崎市が官民連携導入調査検討事業に上げている場所でもございまして、今後検討が終われば高台整備に向けて市長が先ほど言われたように、なるだけ進んでいったらいいのかなというふうに思っているところでございます。

もう1カ所は、神田地域から浦ノ内に抜ける県道浦ノ内仏坂多ノ郷停車場線にあります轟の手前ぐらいから浦ノ内方面に抜けるトンネルの整備ができれば須崎東インターチェンジからも近く、発展をしている神田地域から浦ノ内に抜けるメイン幹線にもなるでしょうし、地域活性化にもつながることだと思います。また、トンネルの残土の処理により近辺の谷を埋めることができれば、高台整備にもつながってこようかというふうに思います。しかし、現在は、須崎市が進めている海洋スポーツパーク構想、シーパーク大島とか坂内地区へ続く県道須崎仁ノ線上にある鳥坂トンネルの整備を急がなければならないと思っているところでございますが、将来的な手法としてトンネル整備と高台開発をかけ合わせるような、違った視点で県道浦ノ内仏坂多ノ郷停車場線の整備を図っていく方向で検討してはと思っております。このあたりの御所見も市長にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問の趣旨は、トンネル掘削時の土砂を利用して高台の造成を図ればどうかということではないかということではないかと思いますが、現在調査事業等で行いました内容、高台整備におきましては、まず第一には、山を切った土砂で周辺の谷を埋める手法によりまして、土砂の外部への搬出をなくすことで経費を圧縮していくということが一つのポイントでございます。土砂の量が多ければ外部への搬出を余儀なくされることとなります。そうなりますと非常に工事費がかさんでくるという結果を招くということでもございまして、こうしたことから御提案のトンネルの整備と高台整備とは必ずしもマッチングできるものではないというふうに考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） ありがとうございます。そこら辺はなかなかすぐにいくものでもないでしょうし、あの地域はこの間産廃の話もあったわけでもございますが、ちょうど産廃の場所に大分前ですが物流センターをつくりたいというふうな企業さんもおりまして、非常に浦ノ内もポテ

ンシャルのある地域でございますし、あのあたりがちょうどトンネルなんかで非常に短い距離で抜けると、それに対する整備もちろん家も建ってくるでしょうし、自然と高台ができるというふうなこともございまして、将来そういったふうなことも検討の一つに入れていただきたい。県道でございますので、県との協議もしながらということになろうでしょうが、その辺もこれから。まずは、今回検討に上がっている高台のほうが先でしょうから、そのあたりからじっくりとぜひともやっていきたいというふうと一緒に思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、しんじょう君の著作権問題につきましてお聞きをいたします。

ゆるキャラグランプリ2016で見事グランプリに輝き、須崎のシンボリック的な存在になっております我がしんじょう君でございますが、まさかまさかの著作権問題になろうとは思っておりませんでした。この著作権問題は、私自身もいろいろとテレビ上、新聞紙上に出たときによく県外のほうからも電話がかかってきまして、どうなっちゃうがでよ、心配やねなんてのも聞きましたし、また市民の皆さんからも、やっぱりおらが町のしんじょう君が本当にどうなっちゃうで、何とかならんかよみたいなことも聞きましたので、どういうふうに答えていいのかなと思いつながらおるところでございまして、この著作権問題につきまして現時点で市民の皆さんに発表できること、そしてこの問題について今後の展開はどういう展開になっていくのか。全て市長がもちろんわかっているわけではございませんが、その辺のところをちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） しんじょう君とちいたん☆の件に関しましては、市民の皆様あるいは議員の皆様には非常に御心配をおかけいたしておまして、申しわけないというふうに思っております。

御案内のとおり、須崎市が2月16日、東京地方裁判所に申し立てた著作権・商標権の侵害、また不正競争行為の仮処分につきましては、3月13日の第1回目審尋以降、5月30日の第4回までが開催されております。第4回終了の時点では引き続き審尋が継続されることとなっております。次回は7月11日の予定でございます。なお、係争中でございますので、この間の詳細につきましては、この場で申し上げることは控えさせていただきたいと思いますが、一つ確かなことは、しんじょう君が国内におけます著作権それと商標登録を保有していることは紛れもない事実でございますので、この事実は確固たるものであるということでございます。その前提で今後とも審尋に粛々と臨んでまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） 国内ではそういうことがちゃんとできているということですが、非常に市民の皆様にも、これだけ有名になったしんじょう君でございますので、非常に心配しているというところもございますので、何とかいい方向で動いていければなというふうに思うところがございます。

続きまして、その他当面する諸課題につきましてお聞きをいたします。

新町幸町線、市道の完成後の地域活性化につきましてお聞きをいたします。

市道新町幸町線の第4工区も平成30年度に完成いたしまして、令和元年度に最後の第5工区が完成すれば竣工の運びとなります。楠瀬市長が就任され工事決定を受けて、2期にわたり大体6年ぐらいの長かった工事もやっと終わりを迎えるわけですが、この12月の声を聞くまでに何とか仕上げていただきたいという地元の要望もあり、本年は早目に工事が始まるようにもお聞きしているところでございます。

この地域にはすさき街角ギャラリーがあり、旧上原邸があり、すさきまちなか学舎がありと、須崎市も随分力を入れていただいている場所ということもあり、竣工後は地域の皆さんを挙げて地域活性化に取り組んでいかなければならないというふうに私も考えているところでございますが、やはり地域の元気も落ちてきているということもございまして、元気創造課でぜひ音頭をとっていただいて、商工会議所や地元の皆さんと連携して地域を盛り上げていくための竣工イベントをぜひとも来年の春ぐらいには開催してはと考えているところでございます。

商工会議所も昨年会頭がかわり竹内会頭となりまして、現在、会議所改革に一生懸命取り組んでいるとお聞きしておりますし、こういった機会を捉えて、行政、会議所、地元の方々、みんなが一緒になって地域活性化に取り組んでいかないといけないなというふうに改めて思っているところでございます。

今回、4月から新しく元気創造課長に就任されまして元気いっぱいの西森元気創造課長にこのあたりの御所見を賜っておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 市道新町幸町線の工事竣工時イベントの開催について御提案をいただきました。この市道につきましては、須崎市街地を東西に結ぶ幹線道路として、私の脳裏にもかつてのにぎわいがはっきりと記憶されております。今回の全線改良竣工を一つの契機として、そのにぎわいが少しでも取り戻されることを願ってやみません。

さて、元気創造課では、この市道で毎週開催されている日曜市の活性化に向けた取り組みを進めており、出店者数、来客数ともに少なくなった現状からの回復を目指しているところです。

竣工時のイベント開催については、現在のところ計画をいたしておりませんが、古くから地域に根付き継続性のある日曜市の活性化を通じて、新町幸町線沿道の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） ぜひまた考えていただきたいなというふうなところでもございすし、日曜市また場所は違いますが木曜市、理事長は同じ方なんですけど。やはり、人が少なくなっているのでは何かしたいねということもありまして、その辺の御相談も実は一緒にしていた経緯もございす。ということは場所もちよっと変えながら、例えばすさき街角ギャラリー

の南北道路沿いに、今歩道もあそこは5メートルですかね、ございますので、そういうところへ寄ってきてもいいのではないのかなと。また、駐車場もあわせてどこかで整備ができればねというふうな話も、今は木曜市のときは県道がたしかお昼ぐらまで片側駐車オーケーにしておりますので、南北道路でしたらあそこは道幅が青木町近辺は14メートルございまして、歩道が5メートル。だから、片側駐車で日曜日ぐらいだったらできるのではないのかなというふうなこともありますし、ちょうど日曜日だったら市場も休みですので、それほど大きい車も通らないと。だから、日曜日についてもそろそろ場所の検討もあわせて御提案もしていったらいいでしょうし、やはり一度だけ考えるのではなくて、地域とともに一緒に考えていくような仕組みを会議所も含めてつくっていけば、もっといろいろな案が出てくるのではないのかなというふうなことも思いますので、そのあたりをぜひとも西森課長の御手腕を御発揮いただけるように。前任の梅原課長には逃げられてばかりでございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、もう1点聞きます。

私の家の3軒西隣にある旧上原邸の宿泊客が増加傾向にあるようでございます。私も、夜、家に帰ってくると結構明かりがついている日が多くなってまいりまして、県外ナンバーの車なども結構停まっていらっしゃることを見かけるようになりました。この旧上原邸の宿泊客の宿泊の動機、それや須崎市における行動なんかを、今後の須崎市の観光またインバウンドの政策に大きくかわってくるのではないかというふうに思われます。こういった宿泊客の宿泊動機や行動、傾向調査などをして今後の須崎市の観光、インバウンド政策に反映させていかなければならないと思いますが、このあたり、元気創造課長の御所見をお聞きをしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 須崎市を訪れる外国人観光客について、その入込状況や周遊傾向を把握し、周辺地域を含めた観光資源をより一層周知してまいりますことは、今後のインバウンド施策を充実させていく上で非常に大切であると考えております。

宿泊施設としての整備も行われている旧上原邸においては、外国人観光客のみにとどまらず、御協力いただける範囲の全ての利用者から、須崎市周辺での周遊ルートや地域食材に関する嗜好等についてアンケート形式で情報提供をいただくなど、運営者である暮らすさきと協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） できる範囲で、そういうアンケートは割ととりやすいと思いますし、どういう行動パターンをされる、例えば次の日どこへ行くのかですね。どういうものを食べたいか。いろいろなことを聞いていけば、点と点が線になり、線が面になっていくような作戦も立ていけるのかな。それがもちろん他の市町村へ行かれてもいいのですが、やっぱりある程度須崎が拠点になるように。半日が1日、1日が1日半とかに延びていけば延びていくほどお金もいろいろなところへ落ちてまいりますので、やはりそういったことをしっかり調査もしていただいて、そういったルートもぜひとも確立もしていただきたいと思いますので、そのあたりは御検

討いたきたいと思います。

続きまして、黒潮町における２０１８年の転入者が転出者を上回り、初の社会増を記録したと先週の高知新聞に掲載されておりました。移住定住施策の効果があらわれ始めたということですが、我が須崎市におきましても移住定住につきまして積極的に取り組んでいるとお聞きしておりますが、現状と課題、今後の展望につきまして元気創造課長にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 西森茂幸君登壇〕

○元気創造課長（西森茂幸君） 移住定住施策の現状や課題、今後の展望についてお答えいたします。

まず、昨年度の事業実績といたしましては、移住相談件数が１２３件で、実際の移住者数は２２の御家族３６人となっております。この数字については、一定の対策効果のあらわれと捉えており、引き続き暮らすさきや奥四万十地域移住定住促進協議会等とも連携しながら、丁寧な取り組みを継続してまいりたいと考えております。

さて、近年課題となっておりますのは、移住者用住宅の確保であります。地方での生活を希望される移住者は一軒家を希望される傾向が強いものの、この８年間で直ちに活用しやすい戸建て物件の多くは紹介済みであり、残るものはもともと住んでいた方の家財が残されている場合や、耐震改修あるいはリフォームが必要な物件が多いのが実情でございます。このような状況から本年度より、中間管理住宅の整備を行います。これは、市が空き家を１０年間借り上げた上で耐震改修等を行い、定住希望者に提供するものであり、まずは安和地区の物件から順次年間２件程度の改修を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔１１番 海地雅弘君登壇〕

○１１番（海地雅弘君） ありがとうございます。移住者というか、なかなかすぐに移住に結びつくのは非常に難しいというところもございますが、私も都会に住んでいたこともあります。都会から見ればどこへ行っても大体日本で行く距離って似たようなものなんですね。だから、暑いときは北に行って住んで、寒いときは南に来て住んでとかいうふうなことができるような、ずっと移住してくれというのではなくて、やはりその近所も巻き込んで楽しい地域だなと。年に１回来るのが年に２回、また３回、４回になるような仕掛けをつくっていけば自然と移住につながっていくのかなというところもございますので、やはり安和地域から始まって浦ノ内とかですね。そうしていろいろなところへそういうところを管理するところできればいろいろな地域のよさもわかるし、住みたいところもいろいろな場所があつていいのではないのかなと。また、私が関係しているゴルフ場なんかでいいますと、もし仮に平日であればそういうところへ来て、短期でいらっしゃる方がいれば、ゴルフもやってみたいというところがあれば、ぜひとも会員料金で平日だったらいけるとか、そういうところも須崎市なんかと提携しながらできればゴルフ場の認知度も上がりますし、須崎市のちょっとお試し移住したらいろいろないいことがあるよということにもつながりますので、ぜひともそういったところは企業さんと、いろいろなところと提携しな

がらやられればいいんじゃないのかなというふうに思いますので、いろいろ御検討をしていただいて知恵を非常に出していただくとおもしろいのできるかなと思います。

それでは、次にいきます。

椿原地方創生振興監が赴任されてこの２年間、日夜積極的に行動され、須崎市の活性化のため、また須崎市の諸課題解決に向けて誠心誠意取り組んでこられました。任期満了ということでこの６月をもって高松の本所のほうにお戻りになられるとお聞きをいたしました。大変お疲れでございました。また、ありがとうございました。

昨日、西村議員より、この趣旨の御質問もございましたが、初日、きょうは２日目ということで、ケーブルテレビを見ていらっしゃる方もまた違う方が見ていらっしゃると思いますので、椿原地方創生振興監に須崎市赴任２年間の所感をお聞きしておきたいと思います。また、僕の政治の信条でもございます、住んでよし訪れてよしの須崎市を創造していくための忌憚のない御意見、思いなども合わせましてお聞きをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） 地方創生振興監。

〔地方創生振興監 椿原信雄君登壇〕

○地方創生振興監（椿原信雄君） お答えします。須崎市での２年間、市民として暮らしましたが、とにかく圧倒的に雄大な自然を堪能できたことはすばらしい経験となりました。

私は、趣味でランニングをするのですが、新莊川沿いのコースや箕越あたりから南地区に抜けるコースなどは絶景を堪能しながら走ることができるため、走るたびに感動しておりました。これは須崎市にとどまらず高知県全体でも言えることですが、ランニングコースやサイクリングコースを市や県が設定して誘客のツールとすれば、住んでよし訪れてよしの須崎市を創造していくための一つの方策になるのではないかと考えております。

スポーツに関連して、赴任した２年間の所感としては、チェコのカヌーナショナルチームの事前合宿誘致のため、楠瀬市長と堅田次長とともにプラハにありますオリンピック委員会等の関係機関に訪問し、現地での通訳などで市長の動きをサポートすることにより、須崎市での２０１９年、２０２０年の合宿実施について合意に至ったことは大変感慨深い思い出となりました。

また、すさきオープンウォータースイミング大会関係では、オランダやスウェーデンなどの選手やコーチのサポートをすることで大会開催を下支えできたことも大変よい経験となりました。

最後に、私は、須崎に来た際に魚のクオリティーに驚くとともに、居酒屋以外で余り魚を堪能できる場所がないなと思いました。須崎市の魚を気軽に立ち寄ってリーズナブルな価格で食べることのできる施設があれば、もっと須崎市に来る人がふえるとともに、市内に滞在して須崎市を楽しむ観光客も増加するのではないのでしょうか。

この２年間の須崎市での生活を通じて、この町のファンとなりました。須崎市でお会いさせていただいた皆様と今後ともお付き合いできればと考えております。ありがとうございました。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔１１番 海地雅弘君登壇〕

○１１番（海地雅弘君） ありがとうございました。ランニングが趣味とは知らずにここまで来てしまいました。ちょうど以前に、７、８年ぐらい前に税務署の所長が東京から赴任を１年間です

けどされた櫛山さんという署長、私は今でもおつき合いしているので、あさって須崎に来られるのですが、彼もサイクリングが趣味で、今ちょうど椿原地方創生振興監のお話を聞いておりまして、同じようなことを申しておりました。いいところが非常にあるので、こういうところをやはり観光の一つにしたらどうなんだという話を以前されたことがありました。ああ、なるほどな、やっぱり外からの目で見るといろいろな見方があるので、自分たちがふだん通っている道だったら余り思わないんですけど、やはり少し見方を変えながら整備の手法も変えればいろいろなものにつながるなと思いましたので、ぜひとも西森元気創造課長またよろしく、そっちへ振りましたけど、お願い申し上げます。

それでは、最後の質問にさせていただきます。

市長の任期もあと半年、2期目最後の仕上げの段階に入ってきているところでございますが、この2期8年間、市長におかれましては、須崎市での諸課題解決に向けまして全力で取り組んでこられながらも、須崎市の発展のためにいろいろと種まきもしてこられたことだと思います。2期8年の間にまいた各種の種を今後は大事に育てて、これからの須崎市成長の柱に育てていかなければなりません。この春おじいちゃんになられたとはいえ、まだまだ若うございますので、ぜひ来年1月に予定をしております市長選挙におきまして3期目のチャレンジを表明していただき、須崎市政の成長そして安定を図っていただきたいと思いますと思いますが、次期市長選への立候補につきまして楠瀬市長にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（大崎宏明君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 次をどうするんだという御質問でございます。改めましてこの場をおかりいたしまして、何とか2期目8年目を迎えられましたのも、市民の皆様、議員の皆様、そして職員の皆様のおかげでございまして、心より感謝申し上げます。

しかし、いろいろ一生懸命、いろんな諸課題に現在も取り組んでおりまして、果たしてこの8年間の総括が自分の中でできておるかといいますと、まだできてない状況でございます。早々にはやめるのか、次やらせてくださいと手を挙げるのか決定はしなければならないと思っておりますが、一つは、先ほどもありましたとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で社会減・自然減を減すというようなこともまだ全然できてないわけでございますし、企業誘致一つとりましてもまだ実績がないというような中で、そのあたりは自分の力がどうなのかということも客観的に総括して、須崎のためになるような体制を考える責任もあるであろうということでございます。まずは早々にそのあたりは総括させていただいて、その上で周辺の支持をいただいております。まずはお聞きをさせていただきますと、そのように考えております。

○議長（大崎宏明君） 海地さん。

〔11番 海地雅弘君登壇〕

○11番（海地雅弘君） きょうの表明ということにはならないでしょう。まあまあ、いろいろとお忙しいと思いますので、あれでしょうけど、近い方に御相談をしながら早目の態度表明をすれば、また向かう道もどんどん開けてくるのではないのかなというふうに思いますし、私は同級生として、市長とともにまたやっていきたいなというところもございますので、またぜひとも今後

も残りの任期半年も含めまして頑張っていたきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大崎宏明君） この際、10分間休憩します。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（大崎宏明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△時間延長

○議長（大崎宏明君） 間もなく定刻となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

午前中の大崎稔議員の関連質問について、執行部からの答弁を求めます。生涯学習課長。

〔生涯学習課長 西田功君登壇〕

○生涯学習課長（西田功君） 柿谷議員への答弁が不十分で誤解を与えましたことをおわび申し上げます。

また、質問の中で学校施設開放許可団体の数について御質問がありましたが、お答えできませんでした。改めて報告させていただきます。今年度の学校施設開放許可団体は58団体でございます。

それでは、旧須崎高校施設について説明をさせていただきます。

この施設は、今年度より県教育委員会より無償で借り受けたものでございます。借り受けの条件として、須崎総合高校の部活動の利用を優先するということであります。このため野球部及び硬式テニス部と協議を行ってきたもので、利用に際し、通常平日には夕方16時まで、それ以外では長期休暇中や試験期間中、また土日の際の利用となり、水道代・電気代など公益費の負担について詳細を詰めれていないですが、須崎総合高校様の御厚意により利用できることとなりました。そのため当面は無料で利用させていただくこととしたものであります。今後、須崎総合高校と詳細を詰めて、使用料金の設定も含めて設置管理条例を提案させていただく予定であります。その後におきましては、その他の施設と同様に使用料をいただくこととなります。

また、管理上の問題は、当初は学校施設等開放による団体管理者講習会を受けていただき利用していただこうとしていましたが、テニスについては個人スポーツであり、個人での使用も考えられることから、申し込みの際には学校開放の講習に準じ、コート整備や後片づけ、飲食・喫煙の厳禁、また県から出されている条件として、地震・津波の際の注意点として避難ルート場所の確認などを説明し、理解の上利用いただくこととしております。学校開放との整合性ですが、市民が利用できる硬式テニスコートはこれ以外ありませんので、横浪運動広場や市民体育館などと同様に一般の方に広く利用させていただく取り扱いとするものでございます。

○議長（大崎宏明君） 以上で、一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第1号

○議長（大崎宏明君） 日程第2、市議案第1号専決処分の承認ついてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第1号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第2号

○議長（大崎宏明君） 日程第3、市議案第2号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第2号は、総務委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第3号

○議長（大崎宏明君） 日程第4、市議案第3号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第3号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第5 市議案第4号

○議長（大崎宏明君） 日程第5、市議案第4号須崎市森林環境譲与税基本条例の制定についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第4号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第6 市議案第5号

○議長（大崎宏明君） 日程第6、市議案第5号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第5号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第7 市議案第6号

○議長（大崎宏明君） 日程第7、市議案第6号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第6号は、教育民生委員会に付託いたします。

日程第8 市議案第7号

○議長（大崎宏明君） 日程第8、市議案第7号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第7号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第9 市議案第8号

○議長（大崎宏明君） 日程第 9、市議案第 8 号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 8 号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第 10 市議案第 9 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 10、市議案第 9 号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 9 号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第 11 市議案第 10 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 11、市議案第 10 号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 10 号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第 12 市議案第 11 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 12、市議案第 11 号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第１１号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第１３ 市議案第１２号

○議長（大崎宏明君） 日程第１３、市議案第１２号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより、市議案第１２号を採決いたします。

本案は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第１２号は原案に同意することに決しました。

日程第１４ 市議案第１３号

○議長（大崎宏明君） 日程第１４、市議案第１３号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△採 決

○議長（大崎宏明君） これより、市議案第１３号を採決いたします。

本案は原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第１３号は原案に同意することに決しました。

日程第 15 市議案第 14 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 15、市議案第 14 号専決処分の承認についてを議題といたします。

○議長（大崎宏明君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっております市議案第 14 号は、産業建設委員会に付託いたします。

日程第 16 陳情の付託

○議長（大崎宏明君） 日程第 16、陳情の付託を行います。

今回受理いたしました陳情第 6 号から第 12 号まで、以上 7 件につきまして、お手元にお配りいたしております文書表記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、さきに付託いたしました議案とともに、御審査の上、来る 6 月 24 日の本会議に御報告できますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

あす 15 日から 6 月 23 日までは委員会審査等のために休会し、6 月 24 日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

6 月 24 日の議事日程は議案並びに陳情の審議であります。開議時刻は午前 10 時。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 35 分 散会

令和元年第４５６回須崎市議会６月定例会陳情文書表

受理 番号	受 理 年月日	件 名	提 出 者 住 所・氏 名	付 託 委員会
6	(令和) 元. 5. 27	日米地位協定の抜本改定を求 める意見書の陳情書	高知市丸ノ内２－１－１０ 高知県平和行進実行委員会 代表委員 和田 忠明	総 務 委員会
7	(令和) 元. 5. 27	「最低賃金の改善と中小企業 支援の拡充を求める意見書」の 採択を求める陳情書	高知市丸ノ内２－１－１０ 高知城ホール３Ｆ 高知県労働組合連合会 執行委員長 筒井 敬二	総 務 委員会
8	(令和) 元. 5. 27	精神障がい者への交通運賃割 引制度の適用を求める意見書 の採択に関する陳情	香南市野市町西野１１７６－７ 須崎市精神障がい者家族会 双葉会代表 竹崎 元英	教育民生 委員会
9	(令和) 元. 5. 30	若者も高齢者も安心できる年 金制度への改革を求める意見 書採択について	高知市丸ノ内２－１－１０ 高知城ホール３Ｆ 全日本年金者組合高知県本部 執行委員長 小橋 則通	教育民生 委員会
１０	(令和) 元. 5. 30	港の見える広場へ繋がる道路 の拡幅について	須崎市原町２丁目５番１４号 原町を住み良くする会 会長 浜川 一雄	産業建設 委員会
１１	(令和) 元. 6. 10	「地方財政の充実・強化を求め る意見書」採択を求める陳情	高知市鷹匠町２－５－４７ 自治労会館 自治労高知県本部 中央執行委員長 石川 俊二	総 務 委員会
１２	(令和) 元. 6. 10	「脱原発社会の実現を求める 意見書」採択を求める陳情	高知市永国寺町２－２ ノアハウスビル２階 社会民主党高知県連合 代表 久保 耕次郎	総 務 委員会

第456回須崎市議会6月定例会会議録

議事日程

令和元年6月24日（月曜日）午前10時開会

- 第1. 市議案第 1号 専決処分の承認について
市議案第 2号 専決処分の承認について
市議案第 3号 専決処分の承認について
市議案第 4号 須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について
市議案第 5号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第 6号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第 7号 専決処分の承認について
市議案第 8号 専決処分の承認について
市議案第 9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について
市議案第10号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
市議案第11号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
市議案第14号 専決処分の承認について
陳 情第 3号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
陳 情第 6号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書
陳 情第 7号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
陳 情第 8号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情
陳 情第 9号 若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について
陳 情第10号 港の見える広場へ繋がる道路の拡幅について
陳 情第11号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情
陳 情第12号 「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情
- 第2. 議会議案第1号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について
議会議案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
議会議案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
議会議案第4号 脱原発社会の実現を求める意見書の提出について
議会議案第5号 精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について
議会議案第6号 若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書の提出に

ついて

第3. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番	吉野 寛招君	2 番	佐々木 學君
3 番	西村 泰一君	4 番	大崎 稔君
5 番	西山 慶君	6 番	松田 健君
7 番	柿谷 悟君	8 番	高橋 祐平君
9 番	土居 信一君	10 番	高橋 立一君
11 番	海地 雅弘君	12 番	宮田 志野君
13 番	豊島美代子君	14 番	森田 收三君
15 番	大崎 宏明君		

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	横畠 浩治君
会計管理者兼会計課長	中谷 卓也君	地方創生振興監	椿原 信雄君
総 務 課 長	梅原健一郎君	企画政策課長	國澤 豊君
プロジェクト推進室長	奥田 史雄君	元気創造課長	西森 茂幸君
人権交流センター所長	久万 敏幸君	地震・防災課長	岡本 憲仁君
税務課長兼固定資産評価員	北川 幸一君	市 民 課 長	馬場 砂織君
長 寿 介 護 課 長	吉本加津代君	健康推進課長	森光 澄夫君
環 境 保 全 課 長	嶋崎 貴寿君	農 林 水 産 課 長	楠瀬 晃君
建 設 課 長	里見 浩志君	住 宅 ・ 建 築 課 長	小野修一郎君
福 祉 事 務 所 長	井上 幸一君	水 道 課 長	宮本 文彦君
教 育 長	細木 忠憲君	学 校 教 育 課 長	北川 洋子君
生涯学習課長	西田 功君	海洋スポーツパーク構想推進監	高橋 孝典君
子ども・子育て支援課長	中山 明君		

事務局職員出席者

局 長	小野昌司君	次 長	池田知佐子君
-----	-------	-----	--------

主 監 濱田 尚己君

午前10時 開議

○議長（大崎宏明君） これより本日の会議を開きます。

○議長（大崎宏明君） 御報告いたします。

議員より議会議案第1号から第6号までの6議案の提出がありましたので、それぞれその写しをお手元にお配りいたしております。

（議会議案第1号）

令和元年6月24日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	土居 信一
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について

（議会議案第2号）

令和元年6月24日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	土居 信一
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

(議会議案第3号)

令和元年6月24日

須崎市議会議員 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	土居 信一
〃	〃	吉野 寛招
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

(議会議案第4号)

令和元年6月24日

須崎市議会議員 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	松田 健
賛成者	須崎市議会議員	土居 信一
〃	〃	大崎 稔
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

脱原発社会の実現を求める意見書の提出について

(議会議案第5号)

令和元年6月24日

須崎市議会議員 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	佐々木 學
賛成者	須崎市議会議員	高橋 立一
〃	〃	西山 慶
〃	〃	柿谷 悟
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

記

精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について

(議会議案第 6 号)

令和元年 6 月 2 4 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

提出者	須崎市議会議員	佐々木 學
賛成者	須崎市議会議員	高橋 立一
〃	〃	西山 慶
〃	〃	柿谷 悟
〃	〃	高橋 祐平
〃	〃	宮田 志野
〃	〃	豊島 美代子

議案提出について

下記議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

記

若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書の提出について

日程第 1 市議案第 1 号から第 1 1 号、第 1 4 号、陳情第 3 号、陳情第 6 号から第 1 2 号

○議長（大崎宏明君） 日程第 1、市議案第 1 号から第 1 1 号、第 1 4 号の 1 2 議案及び継続審査中であった陳情第 3 号並びに今議会付託されました陳情第 6 号から陳情第 1 2 号までの陳情 8 件、これら 2 0 件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（大崎宏明君） これより順次委員長の報告を求めます。総務委員会委員長、松田健さん。

令和元年 6 月 1 8 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

総務委員長 松田 健

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第 1 1 0 条の規定により報告します。

記

市議案第 2 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 7 号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第 9 号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）について《分割》	原案可決

令和元年 6 月 1 8 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

総務委員長 松田 健

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第 6 号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書	高知市丸ノ内2-1-10 高知県平和行進実行委員会 代表委員 和田 忠明	採 択
陳第 7 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール3F 高知県労働組合連合会 執行委員長 筒井 敬二	採 択
陳第11号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」の採択を求める陳情	高知市鷹匠町2-5-47 自治労会館 自治労高知県本部 中央執行委員長 石川 俊二	採 択
陳第12号	「脱原発社会の実現を求める意見書」の採択を求める陳情	高知市永国寺町2-2 ノアハウスビル2階 社会民主党高知県連合 代表 久保耕次郎	採 択

〔総務委員会委員長 松田健君登壇〕

○総務委員会委員長（松田健君） 皆さん、おはようございます。

今議会、総務委員会に付託をされました議件につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

市議案第2号専決処分の承認についてにつきまして、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に市議案第7号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、審査を進めました。

質疑では、委員からまち全域がサービスエリア構想推進事業費の補助金の活用等についての質問があり、執行部から有効に活用できるよう補助要綱の見直しをした旨の答弁がありました。また、建築物耐震対策緊急促進事業の申請状況についての質問では、申請は1件であること。高知県とともにお知らせに努めているが、6分の1の自己負担が必要であることから申請には至っていないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認すべきもの

と決しました。

次に市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、500メートルカヌーレーン整備工事費の財源、維持管理や工事業者の選定方法について質問がありました。

また、高台整備事業に関して、整備された後の販売方法、工業団地についての考え方、市民や建設業者に広く意見を聞く必要性があることなどの意見が出され、執行部からの答弁を受けました。

審査の中で、委員から、今まで海洋スポーツパーク構想全体に反対しており、500メートルカヌーレーン整備工事費2,000万円の予算が計上されているこの補正予算には反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、今議会、総務委員会に付託されました陳情につきまして御報告いたします。

陳情第6号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書については、慎重審査の結果、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第7号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、審査の中で、この陳情内容は意見書として提出する必要があると考え、採択すべきという意見と、賃上げをすれば5円、10円でしのぎを削っている業種や業者は廃業に追い込まれ、働きたくても働く場がなくなる状況が考えられることから不採択とすべきとの2つの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情につきましては、慎重審査の結果、願意妥当と認め、全会一致で、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第12号「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情につきましては、審査の中で陳情理由にある原発の再稼働の断念については、時間をかけ、徐々に原発をなくしていくことが現実的だと考えることから不採択とすべきという意見と、原発の再稼働には反対であり、国会で原発ゼロ基本法案の審議を行い脱原発の方向に向かうべきと考え、採択すべきとの2つの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうか御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 産業建設委員会委員長、海地雅弘さん。

令和元年6月19日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

産業建設委員長 海地 雅弘

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 4 号	須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決
市議案第 7 号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第 8 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 9 号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 1 号）について《分割》	原案可決
市議案第 10 号	令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
市議案第 11 号	令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
市議案第 14 号	専決処分の承認について	原案承認

令和元年 6 月 19 日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

産業建設委員長 海地 雅弘

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 143 条第 1 項及び第 145 条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第 10 号	海の見える広場へ繋がる道路の拡幅について	須崎市原町 2 丁目 5 番 14 号 原町を住み良くする会 会長 浜川 一雄	趣旨採択

〔産業建設委員会委員長 海地雅弘君登壇〕

○産業建設委員会委員長（海地雅弘君） 今議会、産業建設委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず市議案第 4 号須崎市森林環境譲与税基金条例の制定についてにつきましては、執行部からの説明を求め、慎重に審査を進めました。

質疑では、具体的な想定金額や新たな税負担についてどう考えているか質問が出されました。

執行部から、高知県林業環境政策課が試算している国からの譲与金額について、また新たな税負担については、今後県と調整しながら整備していきたいという説明があり、慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に市議案第 7 号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、園芸用レンタルハウスの整備状況について、産地パワーアップ事業のミョウガ養液循環装置の導入状況について、新規漁業就業者支援事業の今後の取り組みについて、雇用促進住宅購入事業費の内訳についてなど、さまざまな質疑がなされ執行部から答弁を受けました。

慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に市議案第8号専決処分の承認について、市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分についての2議案につきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認または可決すべきものと決しました。

次に市議案第10号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、公共下水道施設等運営事業について、民間に委ねることによって事業の効率化、コスト削減が本当にできるのか、事業者はこの事業のどの部分で利益を上げていくのか、また20年間の長期契約の中で人口減少による下水道料金の引き上げを求められた場合の対応についてなどの質問がありました。

執行部から、20年間の長期契約については、職員の人件費を含めた試算を出しており、一定の利益や削減効果が出てくると考えている。また、下水道料金についても今後20年間の人口水準から料金収入を算定しており、料金改定はないと考えているという答弁がありました。

審査の中で、委員から、公募が1社だけでは競争原理が働かず、効果は期待できないことから、市民サービスの向上につながらないのでは反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に市議案第11号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

審査の中で、委員から、市議案第10号と同じ理由により、漁業集落排水処理施設に関しても反対するという意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に市議案第14号専決処分の承認についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。

質疑では、債権の回収について質問があり、執行部から文書送達や訪問等による指導、法的措置も行いながら対応していることなどの説明があり、慎重審査の結果、これを適切と認め、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続きまして、今議会産業建設委員会に付託されました陳情につきまして御報告をいたします。

陳情第10号港の見える広場へ繋がる道路の拡幅についてにつきましては、審査の中で、この陳情内容は以前防災の観点から避難道の整備として提出されたもので、道路を拡幅し、城山へつながる道路として整備する必要性は認めるが、今後所管課で検討していただきたいので趣旨採択という意見と、道路の拡幅は立ち退きをしなければ整備できない状況であり、相当な費用負担がかかるので、まず現地視察をして検討すべきなので継続審査という2つの意見が出され、挙手による採決の結果、賛成多数で、趣旨採択とすべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 教育民生委員会委員長、佐々木學さん。

令和元年6月20日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 佐々木 學

委員会審査報告書

本委員会に付託事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 1 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 3 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 5 号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 6 号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 7 号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第 9 号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について《分割》	原案可決

令和元年6月20日

須崎市議会議長 大崎 宏明 様

教育民生委員長 佐々木 學

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第143条第1項及び第145条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第3号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	兵庫県伊丹市北伊丹1-75 移植ツーリズムを考える会 理事 井田 敏美	不 採 択
陳第8号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情	香南市野市町西野1176-7 須崎市精神障がい者家族会 双葉会代表 竹崎 元英	採 択
陳第9号	若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について	高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール3F 全日本年金者組合高知県本部 執行委員長 小橋 則通	採 択

〔教育民生委員会委員長 佐々木學君登壇〕

○教育民生委員会委員長（佐々木學君） 今議会、教育民生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第1号専決処分の承認についてにつきましては、執行部に説明を求め、委員から課税限度額の引き上げにより影響を受ける世帯数についての質問がありました。

執行部からは、現段階の試算で課税限度額の世帯が124世帯から111世帯になり、改正での増収見込みがおよそ340万円であるとの答弁がありました。

審査の中で、委員から、軽減については異議はないが、最高限度額を引き上げる部分も含まれており、この条例改正には反対するとの意見が出されました。挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に市議案第3号専決処分の承認について、市議案第5号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第6号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第7号専決処分の承認について、以上の4議案につきまして、それぞれ執行部に説明を求め、慎重審査の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり承認または可決すべきものと決しました。

市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部に説明を求め、委員から図書館全体構想策定や図書館建設構想策定、坂内の体験学習施設、幼児教育の無償化等についての質問があり、執行部からそれぞれ説明がありました。

審査の中で、委員から、クリーンセンター横浪の運営を一企業体に委ねることについては議会の中でも指摘してきたが、情勢の変化に対応しにくいという懸念や経費の削減につながるのかの心配もあるため、コンセッション方式が含まれる予算には反対をする。また、体験学習施設設計業務委託費も計上されており、海洋スポーツパーク構想自体に反対であるため、この予算にも賛成をしかねるとの意見が出されました。挙手による採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情について御報告をいたします。

当委員会に付託されました陳情のうち、継続審査となっておりました陳情第3号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、委員から、臓器移植は進めていかなければならないと思うが、いろいろな宗教的な考え、人の考えもあり、慎重に取り扱うべきである。須崎市議会では判断も難しく、各議員の活動の中で議論があったときに改めてその議員から説明を受け、議論し意見書として提出することもできるので、この陳情については不採択とすべきとの意見が出され、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

続きまして、陳情第8号精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情、陳情第9号若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について、以上2つの陳情につきましては、全会一致で、採択すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますよう、

お願いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、ただいま議題となっております議案及び陳情に対する委員長報告は終わりました。

△委員長報告に対する質疑

○議長（大崎宏明君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△討 論

これより討論に入ります。豊島さん。

〔13番 豊島美代子君登壇〕

○13番（豊島美代子君） 私は、日本共産党須崎市議団を代表して、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

市議案第1号専決処分の承認についての須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告は原案承認でした。改正の内容は、国民健康保険税の課税限度額、現在93万円をさらに3万円引き上げて96万円にするものです。国保税が高過ぎて、加入者の負担の限界を超えている状況は全国的な認識になっており、全国知事会、全国市長会なども国保財政への公費1兆円投入を求める事態になっています。最高限度額の引き上げといっても、対象は高所得者に限定されるわけではなく、家族の多い世帯、固定資産税の課税額などで国保税が高額になるような仕組みになっており、これ以上の引き上げには賛成できません。

次に市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）、市議案第10号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、市議案第11号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてです。これら3議案は、公共下水道施設にコンセッション方式を導入し、期間は約20年間、限度額は5億1,000万円の債務負担行為を設定するもの。また、終末処理場や雨水管渠等の維持管理、漁業集落排水施設とクリーンセンター等の施設の運転維持管理を4年半にわたり包括委託する限度額、合計4億2,000万円の債務負担行為の設定などが含まれています。

これまで、一般質問、委員会質疑などでコンセッション方式導入にはさまざまな問題があることを指摘してまいりました。経費の削減、効率的な維持管理を目指すとしていますが、優先交渉権者に名乗りを上げたのは1社のみで、最初から競争が働いていないということではないでしょうか。契約交渉の内容に関しても、事業者都合がよい条件になっていると受けとめる面が幾つかあります。契約期間が20年間とは余りにも長過ぎて、自然現象や暮らし方の変化など、予測がつかない事態が生じた場合などにそれらがすぐ反映できる柔軟な制度ではありません。コスト削減の数字を示すというVFMも、どの程度科学的なものか明確になっていないようです。民間に手抜きがあっても、責任は行政にある。モニタリングやリスク管理を市として万全にやろうとすれば、市の職員を減らすことはできず、本当に経費が削減できるのか不明です。また、20年間議会は関与できないなど、議会にとっても不都合な制度です。

公共下水道処理施設は新しいB-DASH施設になり、維持管理経費も大幅な削減が期待されます。

あえてコンセッション方式を導入しなくても、事業委託方式など手法はほかにもあると考えます。株式会社NJSを代表企業とする5社グループに委ねようとする事業費総額は約9億3,000万円。そのうちコンセッション事業における債務負担額は約20年間で5億1,400万円、1年間当たりで見えますと約2,600万円で、比較的少額です。まさに官民連携事業導入の実績づくりが狙いではないかと考えます。

このたび公共下水道施設にコンセッション方式を導入するに当たり、終末処理場や雨水管渠等の維持管理、漁業集落排水施設とクリーンセンター等の施設の運転維持管理を同じ企業グループに委託するとしていますが、随意契約と同様であり全く競争が働きません。経費削減になるとは到底考えられません。これらの理由から、市議案第9号、市議案第10号、市議案第11号の3議案に反対いたします。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論はありませんか。

森田さん。

〔14番 森田収三君登壇〕

○14番（森田収三君） おはようございます。

私は、日本共産党須崎市議団を代表いたしまして、陳情第10号港の見える広場へ繋がる道路の拡幅について、委員長報告は趣旨採択でしたが、私は反対の立場で討論いたします。

この陳情の趣旨は、原町2丁目から港の見える広場への登り口までの直線の区間について、道幅を4メートル以上に拡幅していただきたいというものですが、現地視察も行い、事業費などについて執行部の説明を求めるなど、審査に必要な手順も全く踏んでおらず、継続して審査するように求めました。

委員長報告は趣旨採択でしたが、この陳情は趣旨採択にはなじまないものと考えます。避難路の整備を求める陳情者の要望は理解できますが、余りにも不十分な審査のままで趣旨採択することに反対いたします。御賛同よろしくお願いします。

○議長（大崎宏明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第1号採決

○議長（大崎宏明君） これより採決に入ります。

まず、市議案第1号専決処分の承認についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

△市議案第9号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第9号令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第10号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第10号令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第27号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第11号令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、市議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第2号～第8号、市議案第14号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、市議案第2号から第8号、市議案第14号、以上8議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する委員長の報告はいずれも原案承認または原案可決であります。これらの議案を委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、市議案第2号から第8号、市議案第14号の8議案は原案のとおり承認または可決することに決しました。

△陳情第7号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第7号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 賛成者は7人です。

△議長裁決

○議長（大崎宏明君） 可否同数と認め、地方自治法第116条の規定により、議長において本陳情に対する可否を裁決いたします。本陳情について議長は不採択と裁決いたします。

△陳情第10号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第10号港の見える広場へ繋がる道路の拡幅についてを採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、陳情第10号は趣旨採択と決しました。

△陳情第12号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第12号「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。

よって、陳情第12号は採択することに決しました。

△陳情第3号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第3号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号につきましては不採択と決しました。

△陳情第6号、第8号、第9号、第11号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、陳情第6号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書、陳情第8号精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情、陳情第9号若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について、陳情第11号―「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情、以上4件の陳情につきましてお諮りいたします。

これらの陳情に対する委員長の報告はいずれも採択であります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第6号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第11号の4件の陳情につきましては採択することに決しました。

日程第2 議会議案第1号から第6号

○議長（大崎宏明君） 日程第2、議会議案第1号から第6号までの6議案を一括して議題といたします。

△議案説明

○議長（大崎宏明君） 提出議案の説明を求めます。6番、松田健さん。

〔6番 松田健君登壇〕

○6番（松田健君） 議会議案第1号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

2018年12月6日午前、本県の室戸岬の上空で夜間訓練を行っていた空中給油機KC130とFA18戦闘攻撃機（米海兵隊岩国基地所属）が接触し、海上に墜落、搭乗員6名が死亡する重大事故となりました。FA18は、ことし11月にも沖縄県沖で墜落しており、その事故原因も明らかにされないまま訓練飛行が強行され、わずか1カ月の間にこのような重大事故が繰り返されたことになります。

高知県沖では、2016年12月にもFA18が墜落、本県と周辺での米軍機墜落事故は今回で4回目となります。高知県としても、再発防止を強く求めてきた中でこのたび重なる米軍機の事故は、県民や漁業者に強い不安を与えるものであり、県民の安全を守る立場から看過しがたいと言わざるを得ません。

オレンジルートでの低空飛行訓練も継続して行われており、爆音・振動被害だけではなく、民家等への墜落の危険性、さらに防災ヘリ、救命救急ヘリとの接触事故の危険性も指摘されてきました。そのような中、全国知事会は、昨年7月に「米軍基地負担に関する提言」をまとめ、下記の4項目を政府に求めています。

1. 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

2. 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

3. 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4. 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

よって、国におかれては、米軍機の事故原因の徹底究明と事故防止策の確立並びにそれまでの

間の土佐湾沖及びオレンジルートでの訓練中止を米政府と米軍に求めるよう強く要望する。

また、全国知事会の要望事項の具体化を速やかに進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

労働者の4割が非正規雇用化し、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招く中、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめざすことは理論的には正しい。

2018年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給985円、高知県では762円、最も低い鹿児島県では761円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円しか得られず、これでは人間らしいまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、高知県と東京では同じ仕事をしても223円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。

しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は最低水準と地域間格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差を是正し、全国一律最低賃金制への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上は当然であり、そうした高い水準の平均賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

それらを保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を実施して、最低賃金の引き上げを支えている。日本でも公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら最低賃金を引き上げる必要がある。

人間らしく生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ不況に強い社会をつくることができる。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、政治決断で最低賃金をすぐに1,000円以上

に引き上げること。

２．政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

３．政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

４．政府は、中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を抜本改正すること。

５．政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第３号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

政府の「骨太２０１８」では、「（地方の）一般財源総額について、２０１８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、２０１９年度の地方財政計画でも、一般財政総額を６２兆７，０７２億円（前年比＋１．０％）となり、過去最高水準となりました。しかし、一般財源総額の増額分も保育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため２０２０年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため政府に以下の事項の実現を求めます。

１．社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

２．子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ保育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に確保すること。

３．地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するも

のであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

5. 2020年度から始まる会計年度任用職員の処遇改善のための財源確保をはかること。

6. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを進めること。

7. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財源に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

8. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9. 依然として4兆円規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10. 自治体の基金残高を地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第4号脱原発社会の実現を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

東京電力福島第一原発事故は、原発の安全神話を完全に崩壊させ、原発事故の恐ろしさを白日の下にさらすこととなった。地震や津波の被害と原発の放射能の被害が複合、増幅しあい、救援と事故処理そして住民避難がともに困難を極める原発震災となり、これまでの対策が全く役に立たなかった。いまだ原発事故の原因は十分に解明されず、汚染水や汚染土の処分問題などが深刻さを増し、事故の収束すらおぼつかない状況にある。

こうした中、政府は、2018年7月、新しいエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を依然として「重要なベースロード電源」と位置づけた。全国各地の原発が再稼働し、新規制基準に適合した未稼働の原発も控え、政府、電力会社は続々と原発依存の既成事実化を図ろうとしている。

一方、立憲、共産、自由、社民の野党4党が、2018年3月、「原発ゼロ基本法案」を共同で衆議院に提出。法施行後、5年以内に全ての原発の廃止決定や再生可能エネルギーを2030年までに40%に拡大、使用済み核燃料の再処理を行わないことなどを柱とした法案だ。しかし、与党は、これまで一度も法案の審議に応じず、議論すら行われていない国会の状況にある。

東電原発事故後の電力供給の実態を見れば、原発なしでも電力供給に問題がなかったことは明らかである。

また、政府が成長戦略として位置づけてきた原発輸出は、原発の価格高騰と需要減を背景に全て頓挫した。政府の原子力政策の行き詰まりは明らかだ。原発事故原因の徹底した究明と事故の収束こそ優先させ、実効性ある防災、避難計画を策定し、既存原発の再稼働は断念、核燃料サイ

クル計画から全面撤退して、原発ゼロ社会に転換しなければならない。

よって、国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求める。

1. 国会で原発ゼロ基本法案の審議を行うこと。
2. 再生可能エネルギーを促進するため、国の政策を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いいたします。

○議長（大崎宏明君） 佐々木學さん。

〔2番 佐々木學君登壇〕

○2番（佐々木學君） 議会議案第5号精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者基本法は、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同じ「障がい者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加支援等に向けた基本理念を定めている。

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援の確保が必要不可欠であり、各種交通事業者は、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路などを対象に、障がい者に対する交通運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。しかし、精神障がい者については、現在もなおJRや高速道路など交通運賃割引制度の対象から除外されているものもあり、精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

精神障がい者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会が実施したアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障がい者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%にも及ぶ。当然のこととして交通費の負担が大きく「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」など、社会参加にほど遠い深刻な実態が明らかになっている。

改正障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などの国内法が整備され、平成26年2月に国連障害者権利条約が発効しました。条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。」及び第4条では「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること。」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること。また、公の当局及び機関がこの条約に従って行動することを確保すること。」と定めている。

一連の国内法や条約に照らせば、障がい者の交通運賃割引制度から精神障がい者を除外するような状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国会及び政府に対し、精神障がい者にも身体障がい者及び知的障がい者と同等に、交通運賃割引制度の適用対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

続きまして、議会議案第6号若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書の提出につきまして、案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっています。

現在、年金支給は隔月支給となっていますが、年金者生活にとって年金が毎月支給されることによって、月毎の計画的な生活設計がしやすくなります。

年金は高齢期の所得保障となっていることから、雇用と年金の接続が制度的に確実に行われることが重要です。そうすると、年金支給開始年齢の引き上げは、無年金や無収入となる期間が生じる可能性がある等の懸念がされます。また、年金支給開始年齢のさらなる引き上げは、引き上げが行われる以降の世代にとっては、年金給付費の減少が生じることとなり、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。

このことは高齢者だけの問題ではなく、若者の年金不信を増長し、ひいては年金制度への信頼が低下することにもつながります。特に、若者からの信頼を得るためには、年金給付における世代間格差をこれ以上拡大させず、あわせて将来的に持続可能な年金制度に改善することが求められています。

さらに、年金はそのほとんどが消費に回るため、消費や税収等、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。つまり、年金の増減は地域経済や地方財政にも大きな影響を与えます。

よって、国におかれては、若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を図るため、下記のことを強く要望します。

1. 年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
2. 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか、意見書にあるとおりでございます。

以上で説明を終わりますが、全会一致の御賛同をお願いをいたします。

○議長（大崎宏明君） 以上で、議案の説明は終わりました。

△質 疑

○議長（大崎宏明君） これより、議会議案第1号から第6号までの6議案について、一括して質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（大崎宏明君） ただいま議題となっておりますこれら6議案については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、これら6議案は委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（大崎宏明君） これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 討論なしと認めます。

△議会議案第2号採決

○議長（大崎宏明君） これより採決に入ります。

議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第4号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、議会議案第4号脱原発社会の実現を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大崎宏明君） 起立多数であります。よって、議会議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

△議会議案第1号、第3号、第5号、第6号採決

○議長（大崎宏明君） 次に、議会議案第1号日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について、議会議案第3号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、議会議案第5号—精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について、議会議案第6号若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書の提出について、以上4議案を一括して採決いたします。

これら4議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号、第3号、第5号及び第6号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 閉会中の事務調査について

○議長（大崎宏明君） 日程第3、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ所管部門について事務調査を行うことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（大崎宏明君） お諮りいたします。

今会期中の発言の取り消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大崎宏明君） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（大崎宏明君） 以上で、今期定例会に付議されました議件は全て議了いたしました。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本定例会に御提案申し上げました各議案につきましては、いずれも慎重審議の上、適切な御決定をいただき、まことにありがとうございました。

議員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、7月は、「社会を明るくする運動」強調月間となっております。期間中は、本市におきましても、ポスターや横断幕等による啓発活動に加え、活動資金の確保のために、保護司会を中心として市内各事業所様に寄附の依頼に回っていただいております。関係機関や事業所様には、制度の趣旨を御理解いただき、引き続き御支援、御協力をお願いしたいと存じます。

また、7月6日土曜日午後1時30分から、市民文化会館におきまして、青少年育成市民会議大会と合同での推進大会も開催いたします。推進大会では、市内中学校の生徒による主張発表や、高知大学大学院教授、岡田倫代さんをお招きしての記念講演会を予定しておりますので、皆様お誘い合わせの上、御参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

7月7日日曜日には、新荘川流域の各地でクリーン新荘川を開催いたします。当日は、午前8時より新荘川水源地を初め、親水緑地公園付近を中心に流域の清掃活動を行う予定といたしておりますので、多くの市民の皆様にも御参加いただきたいと考えております。

7月10日からは「部落差別をなくする運動」強調旬間が始まります。本市におきましては、7月10日から7月20日にかけて、市内各公民館において、地区別講演会を開催するほか、全体行事といたしまして、7月11日木曜日午後3時から市民文化会館において、「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」元事務局員の村越良子さんを講師にお招きし、じんけん講演会を開催いたします。

平和で明るく生きがいのある、そして、基本的人権が尊重される社会づくりのため、多くの市

民の皆様とともに力を合わせてまいりたいと考えておりますので、御家族、御近所の皆様とお誘い合わせの上、御参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

8月1日には、本議場におきまして須崎市子ども議会を開催いたします。

昨年度の子ども議会と同様、今回も市内各学校から選出された代表者が、市議会の一般質問に準じ、本市の将来や地域の活性化について質問や提案をいたします。

昨年度は、自校の教室環境の実態調査を踏まえたエアコン整備の要望がありました。そのことを真摯に受けとめ、実現に努力したところであります。

児童生徒には、この子ども議会の取り組みを通じ、学校や地域のことについて考えていただくとともに、議会や行政の仕組みを学んでいただきたいと考えております。

また、須崎の一大イベントであります花火大会やドラゴンカヌー大会も控えており、これから本格的な夏を迎えようとしております。

夏至の候、議員の皆様、並びに市民の皆様におかれましては、健康には十分御留意され、ますます御活躍されますよう、心から御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大崎宏明君） 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、市長及び議員から提出されました議案または行政全般にわたり熱心に御審議をいただき、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

この間の議員、市長を初め執行部の皆様の会期中の御協力に対しまして心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、去る6月18日、新潟県を中心に震度6強の地震が発生しました。多数の方々がけがを負うなどの被害に遭われています。被災された皆様方の一日も早い回復を願ってやみません。

季節がら天候不順の日が続きますが、皆様方におかれましてはくれぐれも健康には御留意いただきますよう御祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、第456回須崎市議会6月定例会を閉会いたします。

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第456回須崎市議会6月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	3 番 西村 泰一	1. 地方創生について ①地方創生に関する連携協定締結に至った経過と具体的な取り組みを問う ②ふるさと納税寄附金を財源とした中小企業を支援する補助事業の導入について所見を問う ③市税等の支払い方法にクレジットカード決済等の導入を検討すべきと考えるが所見を問う ④電力自由化による新電力事業に対する所見と今後の方向性、あわせて市役所の電気使用量等を問う ⑤新電力への移行を検討すべきと考えるが所見を問う ⑥地方創生全般に尽力された地方創生振興監に、この2年間の感想を含めた総括を問う 2. 保育行政について ①Bグループ、Cグループの保育園の統合時期を問う ②通園バス購入のスケジュール及びバスの規模を問う ③Dグループの保育園の統合について問う ④定員オーバーした場合の園児に対する対応方針を問う ⑤40年以上経過した園舎の建て替えについて問う ⑥統合保育園の保育内容や保育メニューの実現に向けた所見を問う ⑦統合保育園の通園路新設の検討が必要と考えるが所見を問う 3. その他当面する課題について ①下郷地区の土地改良事業導入に向けた今後の取り組みを問う ②明德義塾中高カヌー部創設に対する所見及び支援策を問う	21、22 22、23 23、24 24、25 25、26 26、27 27 28 28 29 29、30 30、31 31、32 32、33 33、34、35
2	4 番 大崎 稔	1. まちづくりについて ①市道等の今後の整備について *実態調査後の市道整備に対する取り組みを問う *計画的な整備方針を市民に示すべきと考えるが所見	35、36 36

		を問う *市道等の整備にふるさと納税の活用を提案するが考えを問う ②保育園の統合について *安和保育園の統合に関する安和、上分の地元及び保護者に対する説明状況を問う *安和保育園保護者に意向調査をしているか。また保育園協会との協議の進捗状況を問う *大間、あおい保育園統合に向けた取り組みの進捗状況を問う *保育園及び小中学校の統合と総合計画との整合性について庁内で協議しているか問う ③公民館の運営のあり方について *地域自主組織による公民館運営の取り組みの進捗状況を問う *4月からすべての公民館が地域自主組織の運営に移行できると考えているか問う *市長の決意を問う ④図書館の建設について *建設にかかる予算について問う *図書館建設に関して、規模や内容、場所を含めた本市の図書館構想を問う 2. その他当面する課題について ①人工透析者が福祉タクシーチケットをガソリンチケットに選択できるよう具体的に検討しているか問う ②須崎市総合計画策定の進捗状況を問う	36、37、38 38、39 39、40 40、41 41、42 42、43 43、44 44 44、45 45、46 46、47 47、48
	(関連質問) ①13番 豊島 美代子	○住民自治組織は、周知が大切だと考えるが、会議等で説明する場合の方法の詳細を問う	48、49
3	14番 森田 収三	1. 市長の政治姿勢について ①消費税について *市長は、最近消費税増税に反対から必要との姿勢に変わっているが、どういった考えの変化があったか問う *消費税の導入で社会保障が充実されたと考えるか問う	49、50 50、51

		*消費税が増税されるたびに、景気が悪化していると考えが所見を問う *10月の消費税増税に反対しないか問う ②漁業法改正について *今回の法改正について市長の認識を問う *今回の法改正で後継者が育つと考えるか問う *今回の法改正を漁業者が理解していると考えるか問う *漁業者にとって死活問題となるため、もっと踏み込んだ対策が必要と考えるが所見を問う *本市の漁業振興のための具体策を問う ③TPPについて *農林水産業が壊滅的な打撃を受けると考えるが所見を問う ④ふるさと納税について *市の財源確保と地域産業の振興のどちらに力点を置いているか問う *今後のふるさと納税の寄附額の見込みを問う *寄附金を寄附者にとって、目に見える使い方をする考えはないか問う	51 51 52、53、54 54、55 55 55、56 56 57 57、58 58、59 59
4	2番 佐々木 學	1. 市長の政治姿勢について ①「骨太の方針」の骨子案に反映されるであろう5点について、市長の所見を問う ②消費税10%実施に向けた準備について *プレミアム付き商品券事業の準備状況や課題を問う *キャッシュレス・消費税還元事業の準備状況や課題を問う *プレミアム付き商品券の対象者への周知方法を問う *消費税率引き上げに伴う住宅取得支援策を問う *消費税率引き上げ後の車体課税の見直しについて *消費税軽減税率対策補助金について問う 2. 地方創生及び地域の活性化について ①改正された子ども・子育て支援法の説明及び本市の課題、準備状況を問う ②大学等修学支援法の説明及び対象者や課題等を問う	61、62 62 62 63 63、64 64 65 65、66 66

		③本市のこれまでの中小企業支援の取り組みを踏まえた今後の課題を問う ④とさでん交通バスの存続問題の現状を踏まえて、移動手段確保事業の取り組みを問う ⑤高齢者の安全運転支援等について問う ⑥40歳以上のひきこもりの実態調査について問う ⑦生活困窮者のワンストップの自立支援体制の強化及び子供を取り巻く諸課題への支援を問う 3. 防災・減災について ①小中学校へエアコン設置の進捗状況と運転費用の確保について問う ②国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を本市としてどのように活用するか 4. その他 ①旧須崎高校空き校舎の利活用計画策定の進捗状況を問う	66、67 68 68、69、70 70 70、71、72 72 72、73 73、74
	(関連質問) 13番 豊島 美代子	○改正された子ども・子育て支援法では、給食費が保護者負担となるが、本市の対応を聞く	74、75
5	10番 高橋 立一	1. 市長の政治姿勢について ①保育園の統合について *保育園統合計画の保護者への説明状況及び計画の進捗状況を問う *この計画に対する意気込みを問う ②会計年度任用職員制度について *説明会を受けて、本市のこれからの取り組みの方向性を問う ③森林環境譲与税について *森林需要の高い自治体へ配分を厚くすべきと考えるが所見を問う *本市への分配額は、妥当と考えるか問う *今後、譲与基準の見直しを求めることが必要と考えるが所見を問う 2. 防災対策について	75 76 77、78 79、80 79 80、81

		①水害・土砂災害の防災情報について ＊この情報の周知徹底の取り組みを問う ＊覚えてもらうための具体的な方法を問う 3. 子供を守る取り組みを問う	81、82 82、83 84、85
6	7 番 柿谷 悟	1. 第9次地方分権一括法について ①放課後児童健全育成事業について ＊内容や実施時期を問う ＊法改正に伴う本市の対応を問う 2. 津波避難路について ①妙見山の避難路整備の進捗状況を問う 3. 旧須崎高校のテニスコートの使用について ①使用は、須崎市教育委員会が認定した学校施設開放使用団体となっているが、その団体数と個人利用ができない理由を問う ②使用料と使用に際した規則等を問う 4. 選挙について ①投票率の下落や議員のなり手不足が明らかとなった統一地方選挙の結果をどのように考えるか所見を問う ②須崎市において議会制民主主義が健全に成長し、生き生きとした健全なまちづくりのための所見を問う ③選挙公報に関する新聞記事に対する考えを問う ④選挙公報の必要性の報道をどう考えるか ⑤選挙公報発行に関する過去の選管委員長の答弁を踏まえ、現委員長の考えを問う	89 89、90 90、91 91、92 92 92、93 93、94 94、95 96、97 97、98
	(関連質問) 4 番 大崎 稔	○旧須崎高校の硬式テニスコートと他の学校開放施設との整合性がとれるか、公平性も含め、しっかりとしたルールをつくり活用すべきと考えるが所見を問う	99
7	13 番 豊島 美代子	1. コンセッション事業等について ①官民連携事業をどう認識しているか、また手法に対する基本的な考えを問う	99、100、101

	②公共下水道等のコンセッション方式導入について *議会への説明が不十分な上、民間事業者との契約内容が不明でVFMも信用できるかわからないが、これに対する所見を問う *終末処理場及び下水道管渠に係る管路の修繕費用は、上限を超えると市が実施するとなっているが、事業者の言いなりになるのではと懸念するが、詳細を問う *5年に1回の料金改定提案の詳細を問う *新たな加入者の接続工事や修繕工事は今まで通りの手続きで市内業者ができるか問う *契約予定の内容で、民間事業者の利益が上がる部分は、どの部分を想定しているか問う *モニタリングの詳細を問う *モニタリングや不測の事態に備え、市の技術者の維持育成は重要と考えるが所見を問う *リスク分担とその担保をどうするか *事業者の情報公開と運営権対価がゼロの理由を問う *コンセッション方式の導入を条件に、B-DASH施設整備が国の支援のよる整備となったのか問う *これらの公共施設の維持管理事業は、コンセッション方式でなく、委託方式とするべきと考えるが所見を問う 2. その他 ①高台整備の手法などについて *高台整備がされれば、移転後のまちづくりをどうするかなどをオープンな場で議論し、課題や手法を議会で議論する必要があると考えるが所見を問う *官民連携事業を前提で考えているのではないか、議論のために情報提供が必要と考えるが所見を問う ②須崎消防署の職員採用計画を問う ③多ノ郷北部地域の予約型乗り合いタクシー導入の進捗状況と利用料金を問う ④新図書館整備について官民連携事業を導入することについてどう考えているか問う	101、102 102 102、103 103、104 104、105 105、106 106 106 106、107、108 108 108、109 109 110 110、111、112 112、113 113
--	--	---

8	12番 宮田 志野	1. 男女共同参画について ①本市の男女共同参画プランは実行できているか ②小中学校の男女混合名簿の普及率を問う ③本市の職員が夫婦別姓を使用できるか問う ④独立した男女共同参画課を設置すべきと考えるが所見を問う 2. 保育園について ①統合保育園の通園路の上り坂がきついが、自転車や徒歩通園の場合の対応を問う ②安和保育園の園児が上分保育園に通園する場合の園児数と受け入れ体制を問う ③購入する通園バスの大きさの決定は、バス通園児数の予測ができてからがいいと考えるが所見を問う ④保育士不足解消のため、保育士になることを条件とした返済不要の奨学金制度設置について所見を問う 3. 公民館使用料について ①高齢者が一定数以上の場合、無料にしてはと考えるが所見を問う 4. 防災について ①災害対策として、ドローンを購入してはと考えるが所見を問う ②外国人にわかりやすい避難場所や避難経路などの防災情報の提供について問う 5. 須崎駅について ①階段の昇降を解消するために、エレベーターの設置か線路の横断ができるようにJR四国に働きかけができないか問う ②駅周辺に無料の自転車置き場設置をJR四国に働きかけできないか問う 6. その他 ①子育て支援について *児童扶養手当支給対象外のひとり親世帯を援助する	114、115 115 115、116 116 116、117 117 117、118 118 118、119 119、120 120 120、121 121、122 122、123
---	--------------	---	---

		ため、無条件で市から支援できないか問う *保育園に通園せず、家庭で子供を養育している場合に金銭的援助ができないか問う ②須崎中学校のお弁当について *以前は、須崎高校から購入することができたが、どうなっているか問う *朝ヶ丘中、須崎中の就学援助世帯に、給食費相当の助成はできているか問う ③海洋レジャー体験について *カヌー体験料に減免制度を設けることについて所見を問う *海上アスレチック利用料の引き下げができないか問う ④市民体育館のカーテンの劣化が激しく付け替えるべきと思うが対応を問う ⑤市道整備について *上分地区の通学路はいつ舗装するか問う *樽の滝へ続く市道はいつ整備するか問う ⑥日照等の支障木の伐採費用に市が補助制度を設けてはどうか問う	123 123 124 124、125 125 125、126 126 126、127 127
9	11番 海地 雅弘	1. 市長の政治姿勢について ①須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略について *現時点の各事業の進捗状況と評価を問う *魚市場周辺整備等の計画の工程表を問う *大型バース整備計画の取り組み内容と今後の展望を問う *旧町内の新たな再生計画について所見を問う ②高台整備について *市長の思いを聞く *トンネル整備と高台開発を合わせた整備の検討を考えるが所見を問う ③しんじょう君の著作権問題について聞く 2. その他当面する課題について ①市道新町幸町線工事の竣工時イベントの開催について問う	127、128 128、129 129、130 130、131 131 132、133 133 134、135

	②本市の観光施策等に反映するために、旧上原邸の宿泊客にアンケートなどをしてはと考えるが所見を問う	135
	③移住定住施策の現状と課題及び今後の展望を問う	136、137
	3. 地方創生振興監に本市赴任2年間の所感と住んでよし訪れてよしの須崎市を創造するための意見を問う	137、138
	4. 次期市長選挙の立候補について問う	138

第456回須崎市議会6月定例会議決一覧表（参考資料）

1. 議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第 1 号	専決処分の承認について （須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例）	原案承認	R 1.6.24
市議案第 2 号	専決処分の承認について （須崎市税条例等の一部を改正する条例）	原案承認	R 1.6.24
市議案第 3 号	専決処分の承認について （須崎市介護保険条例の一部を改正する条例）	原案承認	R 1.6.24
市議案第 4 号	須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決	R 1.6.24
市議案第 5 号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例について	原案可決	R 1.6.24
市議案第 6 号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	原案可決	R 1.6.24
市議案第 7 号	専決処分の承認について （平成30年度須崎市一般会計補正予算（第8 号））	原案承認	R 1.6.24
市議案第 8 号	専決処分の承認について （平成30年度須崎市下水道事業特別会計補正 予算（第4号））	原案承認	R 1.6.24
市議案第 9 号	令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号） について	原案可決	R 1.6.24
市議案第10号	令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算 （第1号）について	原案可決	R 1.6.24
市議案第11号	令和元年度須崎市行業集落排水事業特別会計補 正予算（第1号）について	原案可決	R 1.6.24
市議案第12号	固定資産評価審査委員会委員の選任について （結城勇雄）	原案同意	R 1.6.14
市議案第13号	人権擁護委員の候補者の推薦について （辻慶太）	原案同意	R 1.6.14
市議案第14号	専決処分の承認について （令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特 別会計補正予算（第1号））	原案承認	R 1.6.24
議会議案第1号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出 について	原案可決	R 1.6.24

議会議案第 2 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.6.24
議会議案第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.6.24
議会議案第 4 号	脱原発社会の実現を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.6.24
議会議案第 5 号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.6.24
議会議案第 6 号	若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書の提出について	原案可決	R 1.6.24

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第 3 号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	不 採 択	R 1.6.24
陳情第 6 号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書の陳情書	採 択	R 1.6.24
陳情第 7 号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	不 採 択	R 1.6.24
陳情第 8 号	精神障がい者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書の採択に関する陳情	採 択	R 1.6.24
陳情第 9 号	若者も高齢者も安心できる年金制度への改革を求める意見書採択について	採 択	R 1.6.24
陳情第 10 号	港の見える広場へ繋がる道路の拡幅について	趣旨採択	R 1.6.24
陳情第 11 号	「地方財政の充実・強化を求める意見書」採択を求める陳情	採 択	R 1.6.24
陳情第 12 号	「脱原発社会の実現を求める意見書」採択を求める陳情	採 択	R 1.6.24